

事業として土地區劃整理を施行する地區に限り當該地區に關する特別都市計畫法施行令第三十三條の規定に依る換地處分又は換地處分認可の告示の日まで之を延期す

(大正十三年八月廿二日)

訴願法

朕訴願法を裁可し茲に之を公布せしむ
(明治二十三年十月十日法律第百五號)

訴願法

第一條 訴願は法律勅令に別段の規程あるものを除く外左に掲ぐる事件につき之を提起することを得

- 一、租税及手数料の賦課に關する事件
- 二、租税滯納處分に關する事件
- 三、營業免許の拒否又は取消に關する事件
- 四、水利及土木に關する事件
- 五、土地の官民有區分に關する事件

六、地方警察に關する事件

其の他法律勅令に於て特に訴願を許したる事件

第二條 訴願せんとする者は處分を爲したる行政廳を經由し直接上級行政廳に之を提起すべし

訴願の裁決を受けたる後更に上級行政廳に訴願するときは其の裁決を爲したる行政廳を經由すべし

國の行政に付此法律に依り郡參事會又は市參事會の處分若くは裁決に對して訴願せんとする者は其處分若くは裁決を爲したる郡參事會又は市參事會を經由して府縣參事會に之を提起すべし

第三條 各省大臣の處分に對し訴願せんとするものは其の省に之を提起すべし

第四條 裁判所の裁判各省の裁決及第二條第三項府縣參事會の裁決を経たるものは其の事件に付更に訴願することを得ず

第五條 訴願は文書を以て之を提起すべし

訴願書の侮辱誹毀に渉るものは之を受理せず

第六條 訴願書は其の不服の要點理由要求及訴願人の身分職業住所年齢を記載し之に

署名捺印すべし

一一八

第七條 多額の人員共同して訴願せんとするときは其訴願書に各訴願人の身分職業住所年齢を記載し署名捺印し其中より三名以下の總代人を選び之に委任し總代委任の正當なることを證明すべし

第八條 行政處分を受けたる後六十日を経過したるときは其處分に對し訴願することを得ず

行政廳の裁決を経たる訴願にして其の裁決を受けたる後三十日を経過したるものは更に上級行政廳に訴願することを得ず
行政廳に於て宥恕すべき事由ありと認むるときは期限經過後に於ても仍ち之を受理することを得

第九條 法律勅令に依り訴願を提起すべからざるものなるか又は適法の手續に違背するものなるときは之を却下す
其訴願書の方式を缺くに止まるものは期限を指定して還付すべし

第十條 訴願書は郵便を以て之を差出す事を得

郵便遞送の日數は第八條の訴願期限内に之を算入せず

第十一條 第二條第一項の場合に於て訴願書の經由に當れる行政廳は訴願書を受取りたる日より十日以内に辯明書及必要文書を添へ上級行政廳に之を發送すべし

第二條第二項の場合に於て訴願書の經由に當れる行政廳は訴願書を受取りたる日より三日以内に上級行政廳に之を發送すべし

第二條第三項の場合に於て訴願書を發送するとき亦前二項の例に依るべし

第十二條 訴願は法律勅令に別段の規程あるものを除く外行政處分の執行を停止せず但し行政廳は其の職權に依り又は訴願人の願に依り必要なりと認むるときは其執行を停止することを得

第十三條 訴願は口頭審問を爲さず其の文書に就き之を裁決す但し行政廳に於て必要なりと認むるときは口頭審問を爲すことを得

第十四條 訴願の裁決は文書を以て之を爲し其の理由を付すべし訴願を却下するとき亦同じ

第十五條 訴願の裁決書は其の處分を爲したる行政廳を經由して之を訴願人に交附す

一一九

べし訴願書を却下するとき亦同じ

第十六條 上級行政廳に於て爲したる裁決は下級行政廳を羈束す

第十七條 訴願の手續に關し他の法律勅令に別段の規定あるものは各其規程に依る
附 則

第十八條 明治十五年十二月第五十八號布告請願規則は此法律施行の日より廢止す

第十九條 此法律施行の前請願規則に依り受理したる請願は仍ち其規則に依り之を處分す

請願規則に依り下級行政廳の指令を受けたる者訴願するを得べき場合に於て更に訴願せんとするときは此法律に従ひ其上級行政廳に之を提起すべし

第二十條 第八條の訴願期限は此法律施行の前行政處分を受け又は請願規則に依り指令を受けたる事件にして其處分又は指令を受けたる日より滿五年を經過せざるものに對しては此法律施行の日より之を起算す

第二十一條 行政廳に呈出する請願は此法律に依るの限に在らず

請 願 令

(大正六年四月五日勅令第三十七號)

朕樞密顧問の諮詢を経て請願令を裁可し茲に之を公布せしむ

請 願 令

第一條 請願は法律勅令に別段の定あるものを除くの外本令に依り之を爲すべし

第二條 請願は文書を以て之を爲すべし

請 書には侮辱誹毀に涉り又は秩序風俗を紊る文辭を用うることを得ず

第三條 請願書の文字は端正鮮明なることを要す

第四條 請願書には請願の要旨、理由、年月日、請願者の族稱、職業、住所、年齢を

記載し請願者各自之に署名捺印すべし

第五條 法人請願者なるときは其の名稱及住所を記載し法定の代表者各自請願書に署名捺印すべし

第六條 法人は其の目的の遂行に關係ある事項に非ざれば請願を爲すことを得ず

第七條 未成年者及禁治産者の請願は其の法定代理人に於ても之を爲すことを得

前項の場合に於ては請願書に代理の事由及法定代理人の族稱、職業、住所、年齢を記載し法定代理人之に署名捺印すべし

第八條 署名すること能はざる者は他人をして代署せしむることを得此の場合に於ては代署者請願書に其の理由を附記し且つ其の族稱、職業、住所、年齢を記載し之に署名捺印すべし

第九條 請願は第七條の場合を除くの外代理人に依りて之を爲すことを得ず

第十條 天皇に奉呈する請願書は封皮に請願の二字を朱書し内大臣府に宛て其の他の請願書は請願の事項に付職權を有する官公署に宛て郵便を以て差出すべし

第十一條 左に掲ぐる事項に付ては請願を爲すことを得ず
一、皇室典範及帝國憲法の變更に關する事項
二、裁判に關與する事項

第十二條 相當の敬禮を守らず又は本令の規定に違反する請願書は之を却下す但し官公署に對する請願書は第三條乃至第五條、第七條第二項又は第八條の規定に違反するも之を却下せざることを得

第十三條 請願に對しては指令を與へず

第十四條 天皇に奉呈する請願書は内大臣奏聞し旨を奉じて之を處理す

第十五條 請願に關し官公署の職員に強いて面接を求めたる者は二月以下の禁錮若しくは五十圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に處す

二人以上共に前項の罪を犯したるときは六月以下の禁錮又は百圓以下の罰金に處す
第十六條 行幸の際沿道又は行幸地に於て直願を爲さむとしたる者は一年以下の懲役に處す

行啓の際沿道又は行啓地に於て直願を爲さむとしたる者亦同じ

第十七條 請願を爲さしむる爲め他人を誘惑若しくは煽動し又は名義の何たるを問はず請願に關する運動の爲め金錢其の他の利益を收受し、要求し若しくは其の收受を約束したる者は六月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

執行年度割決定の件

二二四

東京都市計畫街路の新設、改修及運河の新鑿、改修並に都市計畫事業及其執行年度割決定の件（大正十三年三月十一日内閣總理大臣認可公告）

大正十二年度	一分七厘
大正十三年度	二割四分八厘
大正十四年度	二割五分一厘
大正十五年度	二割六分
大正十六年度	一割六分九厘

（以下本文省略）

得●前項の事業の一部は年割の範圍内に於て土地區劃整理事業として之を執行することを得

—區劃整理關係法規集・完—

區劃整理制度改善期成同盟會副會長
第八地區土地區劃整理委員・博運社主

石田常太郎著

區劃整理の疑議

市民の疑問として政府に問はんとする處

市民各位に御依頼

市民各位は將にその頭上に迫らんとする區劃整理の問題に就いて出来るだけ御研究下さることが御利益です。著者は微力ながら市民の味方として、復興局の施行に對する本問題の辯護士——擁護者として及ばずながら一身を捧げてゐるものであります。

今後共、改善同盟會の演說會には力めて御出で下さい。一人にても改善期成の同志を作つて下さい。集會して下さい。團結して下さい。

本書の如きも改善の爲めに、一冊にても多數の方に御紹介下さい、御近隣御知己へ配布するなり御廻送下さい。今後陸續としてこの種の小冊子を刊行します。(著者)

區劃整理の疑議 目次

上、總體的問題に就て

- 一、政治道德を如何にするや……………一
- 二、連帶政治の責任如何……………二
- 三、復興局疑獄の責任を如何……………二
- 四、豫定年度内に完成するや……………二
- 五、復興豫算は不足を生ぜざるや……………三
- 六、憲法違犯論に付江木法相に問ふ……………四

下、各個の問題に就て

- 一、山の手を閑却する理由如何……………七
- 二、建築資金の財源に耐え得るとなすや……………八
- 三、罹災市民にのみ國費を負擔せしむる理由如何……………八

四、庶民階級の困窮を招來するに付對策ありや	九
五、清算金分納制を延長するの意なきか	九
六、清算勘定に絶對違算なしと保證し得るや	一〇
七、清算金を事前に告知するの意なきか	一〇
八、借地権者の清算金算出方法如何	一一
九、立替金の回收不能を如何にするや	一一
一〇、換地の不利益に由る實損害を補償する意なきか	一二
一一、整理委員に一定の任期を附する意なきか	一三
一二、整理委員の不當行爲を如何にするや	一三
一三、共同建築に市民の同意せざる時は如何	一三
一四、借地権なき家屋所有者の換地を如何にするや	一四
一五、借家人の居所を失ふもの續出するを如何にするや	一五
一六、借家人を整理委員とするの意なきか	一五
一七、區劃整理後地價一割を増加すべしといふ算出の根據如何	一六
一八、一割沒收以外更に受益者負擔金を課するや否や	一七

區劃整理の疑議

石田常太郎著

上、總體的問題に就て

一、政治道德を如何するや

震災直後勅令第四百十四號を以て大正十七年八月末日迄は建築物法に據らずして假建築を爲し得る旨を公布して明かに向ふ五ヶ年假建築物を存續せしめらるゝものなることを國民に諒解せしめ置きながら右勅令の期間中移轉命令を發して市民の家屋を移動、改築、若しくは破壊せしめ又は其居所を失ふものを續出せしむるは信を天下國民に失ふ所以なりと認めざるや、固より勅令は前内閣當時發せられたるものなりと雖も勅令の精神を沒却して政治道德を無視する責任は現内閣にありと信ず首相の所見如何。

二、連帶政治の責任如何

現閣僚中の有力者たる江木司法大臣は過ぐる特別議會に於て、現行東京市土地區劃整理に付罹災市民の土地一割を沒收するは憲法違反なる旨を極論せられたること當時の速記録に依り明瞭なり首相及び内相は江木法相の憲法違反論を是とせらるゝや又は否とせらるゝや若しくは憲法違反論に賛同するも實際政治に於ては憲法違反亦た止むを得ずとせらるゝや。

三、復興局疑獄の責任を如何

疲弊困憊、血を吐く如き思ひにて經濟的復舊に苦心しつゝある災後東京市民の重大問題たる土地區劃整理に關し復興局首脳部最高官吏中より多數の刑事被告人を出だし疑獄は漸次擴大の形勢にあり單に帝都復興事業を阻害するのみならず首吊りの足引に類する殘忍酷薄の行爲は社會道德を破壊し世道人心を危くするものと思料す若槻内相は單に遺憾とせらるゝに過ぎざるや何等の責任なしとせらるゝか其の所見如何。

四、豫定年度内に完成するや

大正十三年三月二十日内務省告示第百卅二號に依る土地區劃整理事業として執行すべき豫定年度割は大正十七年八月末日迄の五ヶ年繼續事業となり大正十四年度末迄に約八割を完了すべき筈なるにも拘らず事實は全市六十六地區中僅に駿河臺一區の家屋移動を見たるに過ぎず復興局當事者は頻りに換地の決定數乃至は移轉命令の發送數を掲げて事業の進捗振りを宣傳しつゝありと雖も斯くの如きは机上の事務に過ぎず眞に困難とすべきは實際家屋の移動にあり今日の如き遅々たる有様にて果たして豫定年度内に區劃整理事業を完了し得るものとせらるゝや如何。

五、復興豫算は不足を生ぜざるや

帝都復興事業費として議會の協賛を経たる豫算五億餘萬圓中、震災後四ヶ年の經驗より觀る時は最も至難なりと認めらるゝ土地區劃整理事業費として計上せらるゝもの四千三百萬圓にして更に就中市民の苦痛とし困難とする家屋移轉費としては震災直後の粗造バラック八十七萬五千坪に建坪當り廿七圓五十錢を乗じたる貳千五百萬圓弱を算するに過ぎず其の後家屋は本建築に近き立派なるもの陸續建設せられて殆ど四百萬坪に垂々とするものあるに拘らず移轉料は依然として四年前決定の二千五百萬圓弱に

過ぎず彼此多少の融通を爲し得るとするも事業半途にして豫算の不足を告ぐることなきや内相は既定豫算を以て豫定年度内に果たして帝都復興を完成し得ると爲すや若し不可能とせば計畫を根本的に變更し事業を縮小して區劃整理事業を中止するの意志なきや。

四

六、憲法違反論に付江木法相に問ふ

現法相江木翼君は震災後の帝國議會に於て現に實行せられつゝある帝都復興事業中の土地區劃整理に付演説せられたる内に、人民の私有宅地一割を沒收するは憲法違反なりとして縷々數萬言を費して極論せられたり今當時の速記録に依り江木君の所論を言はゞ曰く

土地區劃整理は土地の利用を増進する爲めの私益である、土地の利用そのものは決して公益でない。又都市計畫法第十二條にも宅地の利用を増進する爲めに土地區劃整理を施行することを得る旨を規定して居る。然るに區劃整理を行ふ場合に道路を擴張する、道路擴張は區劃整理とは關係の無い問題で之を實行する場合に澤山の潰地を要する、此の潰地が一割以上になつた場合には一割迄は無償で國有に編入する、沒收をする。斯かる民有の土地所有權を無償にて沒收することは如何なる根據に依るのであるか、所有權の規定は根本的の規定が憲法に掲げられて居る、憲法第

廿七條には「日本臣民は其の所有權を侵さるることなし」とあります、而して其第二項に「公益の爲め必要な處分は法律の定むる所による」と規定されて居る、而して其公用徵收の法律は土地收用法、徵發令等により特に目的を定め或は國防であるとか公益の爲めであるとか云ふ目的を明にして初めて所有權を徵收することを許して居る、而かも其の徵收には必ず代償を與へなければならぬことになつて居る、我が憲法施行されて以來、未だ曾て代償なしに所有權を沒收した例は犯罪の爲めに所有權を沒收する場合の外ないと思ふ。然るに茲に土地區劃整理を行ふ場合に一割は只だ取ることが出来る、實に恐ろしき法律ではないか、所有權に對する憲法の保證は無くなつた感が致すのである。露西亞の憲法は、イキナリ所有權は強奪して仕舞つて無償で國家に沒收した、たとへ一割でも五分でも無償で沒收することは私には理解が出来ない、而も此の一割の沒收は莫大なる徵收である、燒跡七百萬坪の一割七十萬坪の民有宅地は沒收せられる。單價坪五百圓とすれば三億五千萬圓と云ふ莫大なる財産を國家の有に移す結果になると思ふ、或は言はれるかも知れぬ、區劃整理をやれば地主、借地權者は利益を受くるから一割は取つても差支へない云々と、私は實に驚き入るのである、區劃整理に當り利益を受くる者があれば謂はゆる受益者が其の費用を負擔するの義務あることは都市計畫法の定むる所であるが故に若し非常に利益を受くる地主ならば其の費用の全部又は一部を負擔せしめられて差支へないのである、費用徵收の方法は他に出来て居るのである、區劃整理を行ふた所で何等利益を受けないものもある時としては損を受けるかも知れない、然るに天引一割は頭から刎ねられて仕舞ふ不公平な結果になると思ふ、斯か

五

る方法には何の根據があるか、憲法の規定に違反して居る案ではないか。

此の區劃整理は耕地整理法を適用して居ることは政府の認むる所と思ふ、耕地整理では道路なり溝渠なり元あつたものと新しく出來たものと更地處分をやる、變改をするが故に其の代りとなつた道路溝渠は之を國有に編入すると云ふ規定がある、之は一向差支へがない、之は土地區劃整理なるものが今回の如き大きな都市計畫を豫想して居るのではないのである、本來都市計畫事業には區劃整理を行はずとも百七十萬坪乃至二百萬坪を収用することになつて居る、所有權者の同意を得ない場合には政府は百七十萬坪乃至二百萬坪の土地は全部有償に收容せねばならぬこと云ふ迄もない、然るに區劃整理の中に挾まりし故に其の中の七十萬坪を無償で沒收することになる、斯かることは抑々所有權を尊重なさない所有權保護の規定を考へて居られないのではないかと考へる、如何にも耕地整理なり區劃整理に就て無理解で居られる、從來耕地整理の場合に一割なり一割五分なりの耕地を無償で國道、運河の敷地に編入すると云ふ事はあるものでない、よし有つてもそれは私有地の利用を増す爲めである、然るに今回の計畫は燒跡に大きな都市計畫をやる、之に百七十萬坪要るのだ、其の中の七十萬坪は地主に頭割に掛けてやるのだ、從來全く道の無かつた處に廿四間幅、十八間幅の道路を作る、其の必要な潰地は地主から一割を天引して取る、是れは何としてもいかぬと思ふ、斯様なことを法律でやつた場合には必ず後で禍ひが起る、本議場は左様な問題に就て屢々煩を受けたのである、私は敢て茲に斷言をして置いても宜しい、ここ數年を出でずして此一割を取り戻すと云ふ要求が東京市民から蔚然として起ると云ふこ

とを私は斷言して宜しい云々。

江木翼君は三年以前の帝國議會に於て大體斯くの如き趣旨に於て（速記録より字句の冗長重複を省略す）現行區劃整理が憲法違反なりとの旨を極論痛撃せり而も當時制定せられたる區劃整理の制度は何等の變改を見ず依然として市民の私有宅地一割を天引沒收せらるゝ儘の制度を以て現に區劃整理が強行せられつゝあるが司法大臣として連帶責任を有する江木君は

- 一、當時の主張たる憲法違反論は誤りなりしとして變節改論せられたるものなるか
- 二、依然として人民の私有地一割沒收を憲法違反なりとせらるゝに於ては司法大臣として憲法違反を敢て實行せらるゝ理由如何

右江木法相の誠意ある答辯を求む。

下、各個の問題に就て

一、山の手を閑却する理由如何

震災後既に四年を経過し殆ど本建築に近き家屋櫛比し震災後燒野原となりたるを好

八
機として區劃整理を行ふものとせば焼失地區と震災を免れたる山の手方面と難易優劣を見ず半身不隨の都市計畫を行ひ山の手方面に區劃整理を必要とせざる理由如何。

二、建築資金の財源に耐え得るとなすや

防火建築費六億圓、木造家屋費四億三千萬圓を要する旨理事者は言明しつゝあるが之に對する建築補助金僅かに前者に對し六千萬圓、後者に七百萬圓を支出するに過ぎざるに於ては現下疲弊困憊せる市民の經濟力を以て九億餘圓の建築資金を固定化石せしめ得べき資力ありと認めらるゝか。

三、罹災市民にのみ國費を負擔せしむる理由如何

政府は焼失地區七百萬坪の内約一割に相當する七十萬坪の私有宅地を天引にて無償沒收せんとするものなるが江木法相が議會に於ける演說中の採算に依る時は坪五百圓として三億五千萬圓の巨額を沒收せらるゝ事となる此の巨資は何に使用せらるゝものなるかと云へば國道、運河、公園の新設擴築費に充當せられんとするものなり、國道の修築費は國費の支辨を至當とす、他府縣の國道も亦た國費の支辨による全國民の負擔

する所にして東京市民亦た之を負擔し來れる理義なり然るに東京市内焼失地區に於ける國道のみは東京市民中の焼失地區民のみに對し一割沒收に依りて特に過重の負擔を敢てせしむる理由如何。

四、庶民階級の困窮を招來するに付對策ありや

地主、借地權者が其の私有宅地一割の財産を天引沒收せらるゝの結果は、決して地主、借地權者のみの損失たるに止まるものに非ず必ず地主は地代の値上に依りて其の損失を回收すべく、借地權者は家賃の値上に依りて其の損失を回收せんとすべく結局一割沒收に依る損失の實際負擔者は市民の八割を占むる借家人たるに歸すべく從つて物價騰貴の形勢と庶民階級の生活困難を馴致するに至るべしと思料せらるゝが政府は之に對する何等かの對案ありや。

五、清算金分納制を延長するの意なきか

災後市民の經濟的實力を以てしては清算勘定三ヶ年以内の分納制は短期に失す少なくとも十年以上の年賦分納制とするの意なきか。

六、清算勘定に絶対違算なしと保証し得るや

一〇

清算勘定算出の基本となるべき指数の決定、即ち土地の評価は整理委員会の多数決に依り決定せらるゝものなり然るに之を評價すべき整理委員は公平なる第三者の立場にあるものに非ずして當該地區に地所又は借地権を有する直接の利害關係人なり此の利害關係人の土地評價に當り指数一點の故意若しくは偶然の過誤ある時は當該地主、借地権者は莫大の損失となる場合なきを保せず而かも現行制度にありては耕地整理法第六條を準用せらるゝ結果、清算勘定の決定に對し絶対に異議を申立つることを得ざるは不合理なり、清算金の決定に付不服ある権利者に再審更正を求め得べき法規を制定するの必要なしとせらるゝや。

七、清算金を事前に告知するの意なきか

清算金は參圓、五圓の小額に非ず、假りにも何千圓何萬圓の徴收を受く事例少なからざる以上、其の何程の徴集を命ぜらるゝやに付前途不明なることは市民として不安この上なき事なり且つ夫れ市民には貧富榮落それ〴〵の懷都合あり清算金を徴收せらるゝとも好き場所に出で多くの土地の換地を希望するものあり又事業及び財政の都合

上、換地減少し若しくは低下するとも清算金の交附を希望するものあり然るに之等權利者たる當該市民と没交渉に換地を決定せらるゝは市民として迷惑且つ不安なり當該市民の希望と正反對の換地を決定され且つ家屋の移動を終りたる事後に於て意外に莫大なる清算金の徴收を命ぜらるゝ共、異議取消しの方法なきは市民の自由と權利を無視する壓制なりと認めざるか、換地の決定以前、清算金を明示して市民の諒解を得るの制度に改むるの意なきや。

八、借地権者の清算金算出方法如何

地主に對する清算金の算出は比較的容易なりとするも借地権者に對する清算金の算出は借地期間の長短、對人信用の厚薄、借地の條件、賃貸借者の緣故情實沿革、借地上の建物、事業の種類、附近盛衰の移動等に依り其の算出方法頗る複雑にして公正を得難しと認めらるゝが政府當局は如何なる方式に依り算出しつゝありや、又は算出せんとする方針なりや。

九、立替金の回收不能を如何にするや

清算金の交附には理事者に於て立替支辯を爲すと假定し、徴收を命ぜられたるもの

分納期間中に於て破産若しくは提供せる未納金相當の擔保物件の相場の移動に依り清算金を完納し能はざる時は政府は立替金の損失となるべきが此の場合、回收不能金を如何にして補填するや、國庫の損失とする方針なりや別に對策を有せりや。又立替金の豫算は何程にして此の内何程の回收不能額ありと豫定するか。

一〇、換地の不利益に由る實損害を補償する意なきか

市民の最も重大問題なりとする換地の決定に當りては例へ如何に不利益なる換地を受くるとも耕地整理法第六條の準用に依り權利者は異議を申立つることを得ざるの現行制度なるが政府は之を正當なる制度なりと認むるか。又理事者は之に對し清算勘定の交附を以て其の損失を補填するの道ありと云ふも地位低下の差額交附又は一割以上減歩に對する補償を以てしては其實損害額を償ひ難き場合あり、例へば一等地間口六間にて二戸の借家を有し月額七百圓の賃貸収入ありたるもの間口半減の結果貸屋一戸となりたる時は月額三百五十圓の減收となり借地期間卅ヶ年とすれば十萬圓の損失となるにも拘らず清算金の交附は此の場合僅々數千圓に過ぎざる等幾多の實例あり、斯かる實損害は市民の損失なりとして放任し補償せざる方針なりや。

一一、整理委員に一定の任期を附する意なきか

整理委員には任期の規定なし一方現行制度を以て既定の區劃整理計畫を完了するが爲めには向後少なくとも數十年若しくは百年以上を要すべしと思料せらるゝが時勢は推移して當初整理委員を選出したる時と今日及び幾年の後とは選舉人に於て代表者選出の意志に年月と共に相違を生じ從つて事業の圓滑を期し難しと思料せらるゝが整理委員に一定の任期を附するの必要を認めざるや。

一二、整理委員の不當行爲を如何にするや

整理委員中現に疑獄事件に連座して刑事被告人となり入監せるものすらあり然れども不當不法の行爲ある整理委員を彈劾免職するの規定なく又其の職務の執行に付忌避回避の規定なし其の復興局高官と結托し之に迎合し以て自己又は親族知己縁者の爲めに區劃整理に關して利益を收受し又は收受せしめたるものを罰するの法規を制定する必要を認めざるや。

一三、共同建築に市民の同意せざる時は如何

共同建築物法を制定し之に仍りて三分の二以上の同意者ある場合には残りの不同意者をも強制加入せしむる法律を制定し仍りて以て換地の縮少に由る建築上の不便を補ひ建築する能はざる家屋の簇出を防止せんとする趣旨なるが如きも共同建築即ち長屋住居は現住市民の風俗、習慣、人情、生活の様式又は民度に適せざる爲め三分の二の同意者をすらも得難き場合多かるべし。斯かる場合、如何にして區劃整理の爲めに建築する能はざる家屋の簇出を防止し又は建築上の不便を緩和せんとするか。

一四、借地権なき家屋所有者の換地を如何にするや

震災直後非常時の臨時的現象として家主が家屋を建築せざる爲めに借地権なくして他人の地上に自ら家屋を建てたる者多し、之等一定期間中の申告者に對しては特別都市計畫法第六條に依り『換地を指定して工作物の移轉を命ずる』法規あり地上権を有せずと雖も現在家屋の換地を指定せずして移轉を命ずるが如きは有り得べからざる事なるが其の換地は地上権者の換地と同一なる爲め借地権なき者の家屋の建設を地上権者が承諾する道理なく之に關する深刻なる爭議、隨所に頻發すべしと信ぜらるゝが如何なる解案對策ありや。

一五、借家人の居所を失ふもの續出するを

如何にするや

市民の八割を占むる借家人階級中居所を失ふもの續出す例せば一、家主が再築せざる場合。二、再築するも家賃の値上、雑作權利金の再要求を以てする場合。三、家主は貸す意志あるも地坪縮少の結果、五戸の借家が三戸となる場合等、その他枚舉に遑なし、前記第一は再築強制的規定なく第二は借地借家臨時處理法第二條に依り出訴の道ありと云ふも家主が賃貸を承諾せざる以前、即ち其の借家に住居し能はざる以前、門前雨露に叩かれつゝ出訴し得べき筈なし、第三は抽籤を爲し敗けたるものは居所を失ふ規定あり此の場合居残り者より見舞金を支出せよとの規定あるも政府として何等補償の制度無し之等居所を失ふ借家人に對しては坪平均價七圓五拾錢の動産移轉料を支給する以外、何等營業權、居住權喪失の補償制度なし區劃整理の結果、斯くして借家人の居所を強奪し何等補償せざるを以て至當なりと認むるか、思想上影響する處に付憂ふべきもの無しとするか。

一六、借家人を整理委員とするの意なきか

全市民の八割を占むる借家人は家屋占有権を有する権利者なり區劃整理に依り家屋の移動に當りては最も密接、重大複雑なる直接の利害關係人なり借家人階級より整理委員を選出せしむるは事業を圓滿に遂行せしむる所以なりと思料するが政府は其の意志なきか、現行制度のまま借家人を度外視する考へなるか。

七、區劃整理後地價一割を増加すべしと

いふ算出の根據如何

復興局當事者が十四年五月一日附文書を以て發表せるところに依れば、區劃整理施行後は土地價格一割以上増加すべきを以て民有宅地一割を無償沒收するものなりと言へるが人民の所有權を侵すことが憲法違反なりといふの論は暫らく別問題とし、苟くも人民の私有財産を法律を以て沒收するは其の金額の査定に當りては正確なる數字上の根據を必要とする重大問題なり、唯だ漠然と土地價格一割位の騰貴を見るべしとの漫然たる想像を以て、民有宅地の一割を沒收するといふが如き無責任なる所有權の處分を認容すべきにあらず、若し區劃整理施行の結果、一割以上騰貴すべしとの想像が事實と相違し、價格の増加が五分乃至八分に過ぎざりし時は、都市計畫法第六條に謂

ふ『その受くる利益の限度』を越えて受益金を課したる事となり法律違反の行爲となるに非ずや。政府は如何なる數字上の根據を基礎として區劃整理施行後は地價一割の騰貴を來たすべきものと算出したるか、採算の根據を問ふ。

一八、一割沒收以外更に受益者負擔金を課するや否や

震災後の特別議會に於ける特別都市計畫法案の審議に當り、當時政府委員（松本政府委員演説速記参照）の答辯に依れば都市計畫法第十二條には受益者負擔金としての受くる利益の限度に依り都市計畫費用の一部又は全部を負擔せしむることを得るが故に、民有宅地一割を沒收するものなる旨を述べ、土地一割の沒收が受益者負擔金を徵收するの行爲なる旨の如き答辯ありたるにも拘らず、その後復興局當事者の發表するところ（大正十四年五月一日附文書）に依れば、今後更に土地區劃整理に關し受益者負擔金を課すべきや否やは未定なりと云へり。斯くの如き重大問題は區劃整理を施行するの議を決するに當りて同時に決定せざるべからざるにも拘らず既に半ば區劃整理事業に着手せりと稱する今日、尙ほ此の重要問題を未決定のままに放任するは市民の疑懼と不安を一層大ならしむる所以にして速かに何れとも決定を要するものなりと

認む、政府は土地一割没収以外に更に新たに施行地区内の地主、借地権者に受益金を課するの方針なりや如何。

一八

—以 上—

區劃整理制度改善期成同盟會副會長
第八地區土地區劃整理委員・博運社主
石田常太郎著

區劃整理
重要法規早わかり
全

市民として知らねば損の規則の解説

序

區劃整理の關係法規は複雑多岐で、多忙な一般市民としては、その全部に通曉することは容易でなく、又その必要な箇條もあります。同時に是非共知つて置かねばならぬ部分もあります。本書はその内、市民として知らねば損と思はれる必要な重要箇條だけを抄出して通俗平易に解説いたしました。市民諸君の御参考となれば光榮であります。

大正十五年二月

著者 石田常太郎記

區劃
整理

重要法規早わかり目次

一、宅地の利用増進以外に區劃整理を行ふことを得ず	一
二、都市計畫法第六條を以て憲法第廿七條を相殺破壊することを許さず	一
三、清算勘定は強制處分て取られる壓制規定	四
四、清算金と換地の決定には出訴の途なき不合理の制度	九
五、借地権者に對する清算金の規定とその算出方法不明確	一〇
六、市民に取りて重要な特別都市計畫法第六條の内容	一三
七、請願令の解説、天皇に對する上奏文に就て	一四
	二一

(目次終)

區劃整理 重要法規早わかり

石田常太郎 著

一、宅地の利用増進以外に區劃整理を行ふことを得ず

區劃整理に關する法律、即ち都市計畫法、特別都市計畫法、それから、この二法律に別段の定めある場合を除くの外は耕地整理法を準用すとある。これ等の諸法律は彼の曠古の大震災火災を潜つて來たところの現在東京罹災市民としては實に缺陷多く不完全なもので、現行制度のまゝでは到底、完成の見込みはありませぬ。吾々はそれを市民の實生活に適合するやう法律の改正、制度の改善を期したいと日夜、同志と共に苦心慘憺、必死の運動を致して居るのであります。

しかし不完全だからとて、既に法律として現存する以上は、その法律の主要な點と、如何なる點が不完全であるかといふことについて、一通り心得ておくことは市民として是非必要であり、知つておくことが利益であります。

各條についての審議と解説は時間と紙面を要し、一般市民には、それほどの必要もあるまいかと存じますので、その内の主要な點について、二三御注意を煩はして置きます。

斯やうな區劃整理を、何故やられることになつたか、その法の根據は何處にあるかと申しますと都市計畫法第十二條に

都市計畫區域内に於ける土地に就ては其の宅地としての利用を増進するため土地區劃整理を施行することを得

前項の土地區劃整理に關しては本法に別段の定めある場合を除くの外耕地整理法を準用す

といふ條文に基くのであります。よく條文を御覽下さい。區劃整理といふものは、宅地としての利用を増進するために行ふことを得るといふ旨がハッキリと法律に明記してあります。然るに現在やられかゝつてゐる東京市の土地區劃整理は、裏通りや路次を整理するため宅地としての利用増進の部分もありはしますが

新設道路百卅萬坪の内

十二間幅以上の幹線道路は六十八萬一千坪

六間幅以上十二間幅以下の補助道路は四十一萬二千坪

六間幅以下の整理道路は廿四萬坪

といふ譯で區劃整理區域の過半は國家事業として當然國費を以て行はねばならぬ筈の國道、幹線道路を新設擴張するため——即ち宅地の利用増進といふ私益ではなくして公益のために區劃整理を強行して住民から一割の土地を無償で沒收しやうといふのであります公益のため國家事業のために區劃整理（といふ私益増進の制度）を行ふといふ法律は全然ないのであります。即ち法律に規定なきことを強行しやうとしてゐるのであります。然らば何に根據して區劃整理をやることにしてゐるかといふと大正十三年三月十一日總理大臣認可公告によつて街路の新設、改修等の事業の執行年度割を決定し、その末文に

前項の事業の一部は年度の範圍内に於て土地區劃整理事業として之を執行することを得

といふ（法律にあらざる）一片の内務省告示を以て、この不完全な大規模の區劃整理事業をやりかゝつてゐるのであります。

都市計畫と區劃整理とは全然別個の問題であります、豫算の上から見ても復興計畫費

は五億餘萬圓、區劃整理費はその内僅かに四千三百萬圓を占めて居るに過ぎませぬ區劃整理は都市計畫の一小部分を占めて居るに過ぎませぬ。吾々は都市計畫といふ帝都復興事業に反對するものではない、帝都の復興もとより大賛成であります、唯だその内、一片の内務省告示によつて市民の輿論を無視して強行せられんとする不完全な區劃整理に反對するのであります。現行の區劃整理は明かに都市計畫法第十二條に違反して居ります。吾々の反對の第一根據は茲にあるのであります。

(四)

二、都市計畫法第六條を以て憲法第七七條を相殺破壊することを許さず

これに關連した問題として茲に申し上げて置きたいことは、特別都市計畫法第八條の規定によつて區劃整理施行地區六十六地區内の居住者中、地主及び借地権者は皆な一様にその土地所有權の一割に相當する土地財産を無償にて沒收せらるゝ事になつてゐます。即ち同第八條には

土地區劃整理の施行により土地區劃整理施行地區内に於ける施行後の宅地の總面積が施行前の宅地の總面積より一割以上を減少するに至りたる時は其の一割を超ゆる部分に對し勅令の定むる所により補償金を交附することを要す

とありまして文辭は旨く出來てゐますが、要するに一割までの減少には補償をやらぬ一割を超えた部分に對してのみ補償するといふことでありまして結局一割は無償で沒收されるといふ規定なのであります。

前段、都市計畫法第十二條に於て宅地の利用増進、即ち私益のためには區劃整理を行ふことが出来る、公益のために行ふことは出來ぬ旨が規定されてあります。

このことは復興局に於ても否認は爲し得ないものと見えて、改善同盟會が要求した制度の缺陷四十七ヶ條の改善意見に對する復興局の辯明書中にも（十四年十一月發行配布）その第一頁第一項に於て、

幹線、補助線等、市内の大交通網を成す路線は宅地の利用を増進するものに非ずとなすは誤れり。

主要街路はその通過する土地の利用を増進するの程度遙かに大なるものあり云々。

と明記して今回の區劃整理が宅地の利用増進、即ち當該地區居住者のみの利益——換言すれば私益のために行はるゝものであることを答へてゐます。

さうすると一方、憲法第七七條には

日本臣民は所有權を犯さるゝこと無し

(五)

と規定せられ、その第二項に至りて

公益のため必要な處分は法律の定むる所に依る

と明記されてあります。即ち、日本臣民は私益のために、當該居住者の宅地の利用増進といふが如き私益のために、所有權を犯さるゝことは絶対にない、とは憲法の保證するところであります。

而してその第二項に至り、公益のために必要な場合には、所有權を犯さるゝこともあるといふ但し書が附いて居るのであります。然らば今回の東京市土地區劃整理なるものは

第一、公益のために區劃整理を行ふことを得ざるは都市計畫法第十二條の示すところであり。

第二、私益のために區劃整理を行ふ場合には憲法第廿七條及びその第二項の規定に

よつて私益のために土地一割を無償で沒收さるゝといふ法はないのであります。

即ち、今回の區劃整理に於て、たとへ一割であらうと、五分であらうと、私益のためにその所有權を犯さるゝことは明かに憲法違反であります。

このことは現司法大臣江木翼氏が貴族院に於て、繰り返へし主張してゐられることは

速記録の示す通りであります。

竿頭一步を譲り、假りに區劃整理が公益のために行はるゝものであるとして（そんなことは全然、都市計畫法第十二條の規定によつてあることを許さないけれ共）憲法第廿七條第二項の但し書により、公益のため必要の處分は法律の定むる所によるとし、土地一割を處分せらるゝは己むを得ないと假定しても、無償で沒收するといふ法はないのであります。

即ち憲法第廿七條は、その根源を一七八九年佛蘭西人權宣言第十七條

所有權は犯すべからざるものにして又神聖なるものなり公の必要ある場合に於て賠償を與ふるに非ざれば之を收容することを得ず

との規定に發するものであることは、憲法學者公論の一致する所であります。

その他、米國、獨逸、比律賓、澳太利、伊太利、葡國等、各國の憲法を參照して見ましても、何れも公益のために人民の所有權を犯す場合には賠償を必要條件とする、前提とすることの意味が明白に規定されてあります。（露西亞のみは例外）然るに今回の區劃整理は宅地の利用増進といふ私益である、私益のために人民の所有權を犯すことの絶對不可なるは勿論、その所有權を犯す場合には必ずそれだけの賠償をしなければ

ならぬことは憲法第七七條の精神である。この精神を無視して、私益のため人民の土地財産一割を無償で没收するといふことは明かに憲法違反であります。

吾々は過ぐる議會に於ける江木現司法大臣の憲法違反論に全然、共鳴するものであります。江木氏の質問に對し、當時松本政府委員は、

都市計畫法第六條には『都市計畫事業に因り著しく利益を受くるものをして其の受くる利益の限度に於てその費用の全部又は一部を負担せしむることを得る』規定があるから土地一割を無償没收しても構はぬ、一割しか只だ取らぬといふことにしたのは罹災市民に對する恩惠である

といふやうな、恩きせがましい口吻を以て答辯して居られますが、これは矢張り江木法相の主張の通り、

受益者負擔といふ意味ならば立派に受益者負擔の制度を以て三割でも五割でもその受益分を徴收せらるゝのが至當であつて、區劃整理の爲めには中には受損者もあるのである、それを皆な一樣に一割を天引没收するといふのは不合理であり憲法違反である

といふのが正しい議論であります。當時、松本政府委員の答辯は恰も『お前に百圓の貸

し分があるから、お前の承諾の有無に拘らずこの佛壇をかついで行く』といふのと同じ筆法で、味噌もクソも一緒にした議論であります。貸金は貸金であつて、それを回収するには、それだけの合法的手續を履まねばならぬ、區劃整理のため利益を得たから一割七十萬坪は天引没收するといふのは兩者を混同した話である。都市計畫法第六條といふ一片の法律を以て憲法を破壊することは許されない。所有權は嚴として犯すべからず公益のために合法的に徴收するといふことならば必ず憲法の精神に基いて國家はそれだけの暗償を爲すべきもので、受益者に對しては受益者負擔の制度——都市計畫法第六條を眞つ直ぐに實行せらるべきものと信ずるのであります。都市計畫法第六條と憲法第七七條とを相殺する——棒引にするといふことは斷じて違法である、憲法の違反であると思はれるのであります。

三、清算金は強制處分て取られる壓制規定

以下、各關係法規の重なる點を抄出、解説いたします。
都市計畫法第廿四條には

本法に依りて爲す處分により私人の義務に屬する負擔金その他の費用は行政廳、國

税滞納處分の例に依り之を徴收することを得
特別都市計畫法施行令第卅九條には

耕地整理法第卅條の規定に依り支拂ふべき金銭(清算金)を滞納する時は整理施行者は國稅滞納處分の例により之を處分することを得

とあつて、たとへ五千圓にせよ一萬圓にせよ清算勘定の出し分として決定を受けた以上は必ず國稅滞納處分の例により五圓十圓の所得稅を滞納した場合に差押へを受くると同様に、強制處分を受けず。三ヶ年以内の分納が許されることになりまして未拂金には一定の利子を徴收せられ又未拂金に相當する一定の擔保を提供し又は當局者の認許したる相當資産者の連帶債務としなければなりません。

四、清算金と換地の決定には出訴の途なき不合理の制度

然らばその清算勘定の決定を受けた場合に、取られ分の金額について、又は取られるといふことに就て不服があつた場合には、どうすればよいかといふに別段の定めなきものは耕地整理法を準用す(都市計畫法第十二條)とありまして、その耕地整理法第六條には

本法中別に規定ある場合を除くの外、土地の所有者、占有者、關係人、その他整理施行に付權利を有する者は耕地整理の施行に對して異議を述べることが得ず

との條文を適用され、絶対に不服、異議を申立つることは出来ませぬ。換地の決定に當り如何に不利益な換地を受け、又は不利益を通り越して、借家人は居所を失ふやうなことがありましても矢張り前條の規定によつて絶対に出訴、更正を求むるの道はありませぬ。

都市計畫法第廿六條には

本法又は本法に基きて發する命令に規定したる事項に付、行政廳の爲したる違法處分により權利を毀損せられたりとする者は行政裁判所に出訴することを得

とありますが、これはその文面の示す通り、違法處分、即ち間違つた處分といふのでありますから清算金の決定や、換地の決定が違法でない限り、如何に不利益であり、不公平であつても、それは出訴することは出来ませぬ。

然らば行政裁判法の方に於て、區劃整理につき何等か出訴の途があるか。たとへば一割の土地を天引沒收せらるゝのは憲法違反である、政府が泥棒を働くものであるから何等か行政裁判所に出訴の途があるか、一割取戻しの方法があるかといふに、これも

ない。即ち法律第百六號に於て

C111D

法律勅令に別段の規定あるものを除く外左に掲ぐる事件に付行政廳の違法處分に由り權利を毀損せられたりとする者は行政裁判所に出訴することを得

- 一、海關稅を除く外租稅及手數料の賦課に關する事件
- 二、租稅滯納處分に關する事件
- 三、營業免許の拒否、又は取消しに關する事件
- 四、水利及土木に關する事件
- 五、土地の官民有區分の査定に關する事件

即ち行政裁判所への出訴はこれだけ五ヶ條の場合に限られてゐます。されば區劃整理の強行により東京市民は只今では一割七十萬坪を沒收せられる事に反對してゐるのであります。が武運拙なくして萬一にも七十萬坪三億五千萬圓を取られることになり取られたならば、次いで來るべき問題は一割取戻し運動である、即ち右の法律第百六號一部を改正して一割取戻し訴訟を行政裁判所に提起し得るやう第六の項目を追加することが必要である、それには立法府全部の諒解と贊同を得ることに市民は今より努力せねばなりません。

五、借地權者に對する清算金の規定とその算出方法不明確

耕地整理法第三十條

換地は従前の土地の地目、面積、等位等を標準として之を交附すべし。但し地目、面積等位等を以て相殺を爲すこと能はざる部分に關しては金錢を以て之を清算すべし。

この條文によつて清算勘定の徵收又は交附を受けず。又借地權者に換地の指定を爲さねばならぬといふのは

耕地整理法第卅三條

従前の土地の全部又は一部に付既登記の所有權以外の權利又は處分の制限ある時は之に對する換地の交附は其の權利又は處分の制限の目的たる土地又は其の部分を指定して之を爲すべし

といふ條文に基くものでありますが、この借地權者に肝腎の清算勘定を適用したものが、どうかといふ重大問題については當局者は無責任にも特別都市計畫法制定の當時即ち區劃整理を行ふことを決定しながら、この重大問題を何れとも決定してゐなかつた、即ち去就に迷ひつゝも區劃整理を行ひ來つた證據は文書により歴然たるものがあ

C111D

ります。即ち『借地権者に耕地整理法第卅條(清算勘定)を適用するや否や』との質問に對し大正十二年十二月十日附公文書を以て當局者は回答して曰く、

法律の解釋としては適用なきもの、如し目下研究中に屬す

と申して居ります。従つて清算勘定を借地権者に及ぼすや否やに就ては何等、法の根據がない。當局者は大正十三年の十二月には研究中に屬して居りながら、その年の九月には既に駿河臺第六地區の區劃整理に取りかゝつてゐたのである。實に無責任、亂暴な話であります。然るに翌十四年十一月、恰も一年後に於ける復興局の發表には(改善意見書に對する復興局辯明書第廿六頁)借地権者にも清算勘定を爲すといふことに變節改論して居る、いつ頃變節したものか、何でも同年五月頃以降局議が一變した模様であります。

しかし借地権の清算勘定は、所有權の場合と異り非常に複雑、面倒であり且つ正確公平を期し難い、その算出が困難である、如何にしてそれを算出するかといふことは屢々質問するのであります。當局者は漠として言を左右に托し容易に明答を與へない。蓋し目下研究中に屬し、明答し能はぬものと想像いたします。

六、市民に取りて重要な特別都市計畫法第六條の内容

區劃整理の施行によりて、借家人は居所を失ふ場合及び危険は非常に多い、これに對する當局者の回答は頗る冷酷を極めたもので大正十四年五月廿二日附復興局回答

それは借家人と土地所有者、又は借地権者との間の問題なり(應答集六十一頁)

と申して居ります。即ち復興局の關知する所でないとの意味を言外に讀むことが出来ます。その無責任さは別問題として。

地主、借地権者は本來、區劃整理により居所を失ふが如きことは、絶対にない筈であります。然るに往々借地権者中、居所を失ふものを見受けるのは自己が制度、法律に暗弱なる結果、復興局のペテン若しくは脅迫にかゝつて自ら居所を失ふに至る場合、又は制度不完全の結果そこに到るので、たとへば地主がその地所を復興局に賣り込む場合、その地上の借家人又は借地権者の同意書の添附を必要としないうゑめに借地権者や借家人は知らぬ間に居所を賣られてゐるといふ譯で復興局からの追立によつて泡を喰つて騒いでゐる人々も少なからず見受けますが、斯かる場合には借地権には一定期間の法の保護がある、その間は斷じて動く必要がない、それを知らずに復興局の脅迫や地主の涙金でスゴく立退きつゝある人々も今度の區劃整理の現象として隨所にあるやうであります。

それ等、氣の毒な人々の根本原則として大切な條文は、特別都市計画法第六條、土地區劃整理施行の爲め必要ある時は、換地豫定地を指定して土地區劃整理地區内に存する建物その他の工作物の所有者に對し其の移轉を命ずることを得この場合に於ては少くとも三ヶ月前に所有者及び占有者に其の旨を豫告すべし
所有者又は占有者が前項の移轉に依りて損害を受けたる時は其の通常受くべき損害に限り之を補償すべし

前項の規定に依る補償金は補償審査會之を決定す

耕地整理法第五條並に土地收用法第八十二條第一項及び第二項の規定は、第二項の規定による補償金に關し之を準用す

この第六條は非常に大切な重要な規定であります。先づその本文に於ては換地豫定地を指定して移轉を命ずることを要すとあるので、行く先のないのに移轉を命ずることは出来ぬ、従つて移轉命令を受けても行く先が無事になつた場合には之も移轉命令に服従することは出来ぬ相談である。然るに實際問題としては移轉命令は受けたが行く先が無いといふのでマゴクしてゐる實例が澤山あります。之等は理事者に於て「換地豫定地を指定せねばならぬ義務を有するもの」であることを確實に諒解せられ

換地なき移轉命令に對しては、たとへ理由と事情との何たるに拘はらず換地を要求せらるゝことが至當であります。

次に現行制度の不完全な爲めに、換地の決定や移轉命令には幾多の不公平や、不合理、理不盡な問題が伴ひ、たとへ換地は指定せらるゝともそれに應じ兼ねるといふ人々の實例が枚擧に違ないほどであります。さういふ場合若し官廳の移轉命令に服従しなかつたならば如何なる罪になるかといふことは屢々市民各位から發せらるゝ質問であります。法律に基く命令には勿論、服従しなければなりません、制度が不完全にして得心のゆきかねる場合には、得心のゆくやうに手段を講ずるの外はない、この時に移轉命令に服従し得ないからとて、それに對する何等の罰則はありませぬ、懲役何ヶ年とも罰金何千圓ともいふ罰則はありませぬから、不安に駆られて輕舉妄動せぬやう充分に落ちついて得心のゆくやう手順をお進めになることが肝要であります。

さてこの場合によく法文を御覽になる必要があるのは、前掲第六條本文末尾には、建物その他の工作物の所有者に對し其の移轉を命ずることを得

とある事でありませぬ。立退命令と移轉命令とは勿論、全く違ひます。たとへば借家人が家主と訴訟して敗訴が確定し、借家人が出て行かねばならぬ時に、裁判所から借家

人に發せらるゝ命令は、家具什器の移轉命令ではなくして、借家人の本人、並びにその家族に對する立退命令であります。故にこの立退命令を受けた以上、萬一その家を立退かない場合には件の借家人は執達吏の強制處分を受け屋外につまみ出されても仕方がない、又事實つまみ出されることになるのであります。今回の區劃整理に於ける命令は立退命令ではなくして移轉命令である、それも本人に對する移轉命令でなくしてその本人の所有する家屋又は家具商品を移轉せしめよといふ命令であります、本人——人間に對しては何等強制移轉を命ずるものではないのであります。

それ故、得心の行つた方は家屋、什器と共に、移轉なされて宜しいけれども、得心のゆかない方は冷静に法文と命令を読み下し、本人への立退命令に非ずして、單に家屋家具を動かせよといふ移轉命令であるといふことをよく合點なさる必要がある。さうして早計に泡を喰つて輕舉妄動し筋違ひに役人を恨むといふことのないやう、得心のゆくまで慎重に手順を履んで、法文と命令に服従せらるゝやう希望いたします。次に、同條第二項には『所有者(家主)又は占有者(借家人)が移轉に因りて損害を受けたる時は其の通常受くべき損害に限り之を補償すべし』とありまして、この『通常受くべき損害』といふ通常の範圍が頗る不明確である。最初、當局者が鐘太鼓で區劃

整理の效能を宣傳して廻つた頃には、市民には決して損害は掛けない、實損害は全部支拂ふと申して演説して歩いたのであります。その後施行せられた駿河臺等の實例によると通常の損害といふのは休業補償と移轉補償金だけである、しかも事實問題としては、顧客の喪失による損害、借家人としては地ぐらゐの低下、間口の縮少による損害、地代家賃の値上による損害、借家爭議による損害、自己地域内に於ける異動を餘儀なくせられたる場合の損害、移動によつて修復を要するに至りたる損害等その他一々數ふるに堪えない幾多の損失を見るのであります。之等については通常生ずる損害に非ずとして當局は補償しないのであります。たとへば一等目拔地二戸建貸家から家賃七百圓を擧げてゐたもの間口半減のため収入が半減するとすれば月三百五十圓卅ヶ年の借地とすれば卅年間の減收約十萬圓となる勘定であります。之に對しては清算金の交付を以て補填すると申しますが千圓や二千圓の清算金の貰ひ分では前記の場合、その損害は償ひ得ない譯であります。而して右の如き補償金は何人が補償するかといへば同條第三項に於て『前項の規定による補償金は補償審査會之を決定す』とあるのであります。その補償審査會とは如

何なるものであるかといへば、
特別都市計畫法第十條

補償審査會は主務大臣の監督に屬す

補償審査會は會長一人及委員十四人を以て之を組織す

とあつてその内容は關係各廳高等官三人、同府縣高等官三人、同府縣市參事會員六人
學識經驗あるもの三人といふ譯である、僅かにこの顔觸れ十四人を以て複雑なる四十
萬戸百萬人の罹災市民の損害が正確公平に充分誤りなく算出し決定せられ得るや否や
といふことは常識を以て判断すれば分る問題であります。所詮、補償審査會といふの
は架空の名目、形式。換言すれば市民に對する氣休めの政策、遁辭として設けた空文
に過ぎないものと見られるのであります。然らば何人が百萬市民の實損害を調査し決
定するかといへば復興局の下役人の仕事である。補償審査會といふのは、その下役人
の決定に盲目印を押すだけの話であります。その公正を期し難きは論を待ちませぬ。
特別都市計畫法第六條の第四項は、要するに補償金につき不服の場合の訴訟の途を明
かにしたものであります。即ち清算金と換地の決定には異議の申立ては相成らぬけれ
ども移轉料休業補償金、一割以上の土地減歩に對する補償金につき不服あるものは通

常裁判所に出訴することを得、但し採決の交附を受けた日から三ヶ月以内とすといふ
のであります。

補償金が不服ならば誰れでもドシ／＼裁判すれば宜ろしい譯であります、事實問題
としては細民は泣き寝入りの外はないといふのは、訴訟を起しても移轉はそのまゝ強
制される、一方訴訟を起したからには補償金額が不明といふ口實で移轉料や休業補償
は下附されない、その下附を受けずして移轉料を立替へ支辨せねばならぬといふこと
は無資力者としては出来ぬ相談であります。又それ等細民の受くべき補償金は移轉休
業を合して七八十圓から百圓前後のものである、裁判費用や辯護料等を採算する時は
泣き寝入りの外はないといふ慘酷な結果に陥つてゐるやうであります。

七、請願令の解説、天皇に對する上奏文に就て

著者は最後に、最も嚴肅なる心持と態度とを以て、國家のため市民各位の爲めに申し
あげたいと思ふのは請願令に關することでありませぬ。

社會生活は複雑である、法規に従はねばならぬことは勿論であります、法規は人間の
制定したものであつて絶対完全無缺とは言ひ難い。假りに法規は完全無缺であるとし

てもその運用は人にある、萬達洩なきを保し難い。況んや區劃整理に關する法規は、震災直後の非常時、匆忙の間に、當時の焼野原を基調として急遽、制定せられたものである以上、何人かその完全無缺を保證し得ませう。爾來既に四ヶ年を経過し、本建築に譲らざる人家櫛比して帝都の外観、略々災前に復舊したる今日、依然として四ヶ年前、焼野原時代の制定に係る法規をそのまま、適用せんとする以上、幾多の支障、困難、不合理の續出するのは寧ろ當然過ぎるほど當然の現象であります。

これが爲め、制度の缺陷によつて痛苦慘害を受くる市民が、泣くに泣かれず、血を吐く思ひで去就に迷ひ、途方に暮れてゐるものが、どのくらゐあるか分りません。實に天に訴へ地に哭するの實狀であります。

これに對し聖代の有難さには大正六年四月五日附、勅令第卅七號を以て請願令といふのが發布されて居ります。即ち日本臣民はこの勅令に基き關係官廳に請願し得るのみならず、畏くも 天皇陛下に上奏し奉ることをすらも許されてゐるのであります。今請願令の一々の箇條を摘出するをやめ、一括して同法につき申しあげます。

即ち請願は、その要旨につき職權を有する官公署に提出し得ると共に 天皇陛下に奉呈することを許されたもので若し市民諸君にして區劃整理の強行に會して、訴ふるに

所なく血を吐く苦しみに泣いて居らるゝやうな方があるとすれば、この請願令により天皇陛下に上奏文を奉呈することが出来るのであります。

著者は固より請願を勧誘するものではない。しかし中には聖代のこの有難い制度を知らぬ人が多い。昔は木内宗吾は上野三枚橋で直訴して家族一同慘刑に處せられた。しかし今は正規の手續を以てすれば何等のお咎めもなく上奏文を 天皇陛下に奉呈して差支へないのであります。

請願令によると 天皇陛下に對する上奏文も請願といふことになつてゐる、上奏の文字は使つてありませぬ、意味は一つであります。

請願の手續は、文書を以てこれをなすべく、その文辭は侮辱、誹毀に亘り、又は秩序風俗を紊る文辭を使用することを得ない。文字は端正鮮明なることを要する、上手下手は致し方はない、漢字を知らねば假名でも差支へない、文章の巧拙も已むを得ぬ、唯だ請願せんとする要旨を謹嚴端正に順序正しく書けば宜しい。用紙の指定はない。成るべく奉書紙が宜しいと思ふ。

請願書には請願の要旨、理由、年月日、請願者の族稱、職業、住所、年齢を記載し、請願者これに署名捺印することを要する。

天皇陛下に奉呈する請願書は封皮に請願の二字を朱書き、内大臣府に宛て郵便を以て差出せば宜しい。市民として心得べきことは先づこれだけであります。

さてその請願は、どうなるか、それは臣下の議すべき問題ではない。請願に對しては指令を與へずといふことになつてゐます。又 天皇陛下に奉呈する請願書は内大臣奏聞し旨を奉じて之を處理すとあります。

上奏は輕々しくなすべきではありませんけれども、聖代の有難き制度として、既に勅令によつて設けられ、その手續が示されてある以上は、天を怨み地に嘆くやうなことをする以前に先づこの有難き思召に叶ふことも一方法かと考へます。それが國民として、市民とし探るべき穩當なる順序であり、國家社會の圓滿なる向上發展を圖る所以であると信じ敢てこれを最後に記しました。

その他、區劃整理に關する重要なる法規の解説は浩翰なる冊子を以てするも足りませぬが爾餘の事項は改善同盟會から木内會長編纂のもとに『區劃整理關係法規集』として百六十頁の冊子(定價四十錢)が發行され残らず輯録されてゐますから茲には重要な四五の條文の解説に止めてその餘は省略いたします。詳しくは前記法規集について御覽下さらんことを希望いたします。(完)

貴族院に
現はれたる
區劃整理問題の經過

貴族院に
現はれたる 區劃整理問題の經過目次

- 貴族院に現はれたる區劃整理問題
- 豫算の更正と利子に就て
- 清算金の分納は権利にあらず
- 現行制度で將來果たして完成するか
- 整理後の地價の算出方法如何
- 換地の飛地はどうなるか
- 豫算は繰延べるか追加するか
- 豫算に不足を生ずることはないか

—以上—

凡例

- 一、本書は第五十一議會における區劃整理に關する速記録の轉載なり冗長重復の字句は省略したるも絶對に加筆せず大小標題は編者記入
- 一、改善運動目的達成のため一冊にてもヨリ多く御買取りの上、町内、御知己、御同志へ配本せられたし。印刷實費にて提供す。
- 一、本會事務所内に『民設區劃整理相談所』を開設したり、専門辯護士も在任す。來談午前中。簡單の御相談は御遠慮なく午前中に電話にて願ひたし、委細回答す。

各區聯合區劃整理
制度改善期成同盟會
電話神田一三〇〇番

貴族院に
現はれたる 區劃整理問題の經過

—第五十一議會委員會速記録—

○ 貴族院に於ける區劃整理問題

大正十五年三月二十五日(木曜日)午前十時十九分開會。

○ 委員長(子爵大河内輝耕君) 是より開會します。政府委員から御説明を願ひます。

○ 政府委員(清野長太郎君) 帝都復興事業の區劃整理の仕事は予想以外に非常な困難を致し當初予定年度より區劃整理の進行が遅れ深く遺憾に存じます。十五年度で區劃整理が大體完成して清算せねばならぬ所が東京で八地區横濱で三地區と予想して居ます東京の市施行の部分は十五年には五地區の予想で此通り出来る所謂換地。此換地は法律に依り土地の面積地目等を標準にして、土地の値打の異動のないやうに致すのが理想ですが東京でも九百五十萬坪を六十六地區に分け數十萬の人間を動かす故に換地に過不及を生ずる其過不及は金錢で清算をすることになります。整理が出来れば金錢を貰ふ方は一刻も早く一時に貰ひたい徴收する者も一時に又徴收しますから此法律が無いとすれば十五年度に清算金を徴收する額は國の關係で東京八地區横濱三地區で九百八十一萬八千五百十三圓に上ります此十五地全體の清算金の徴收金は二千四百七十八萬二千二百十圓になります殊に東京六十六地區の中國施行の十五地區外は總て東京市長の施行で全部の清算金

貴族院に現はれたる區劃整理問題

は其徴收金六千三百二十七萬二千二百五十五圓、又横濱市で横濱市長の施行分百九十七萬六千五百九十三圓の徴收額であります此十五年度に國の方で九百八十萬圓以上を一時に取りて交付することになると徴收せられるものは同情に堪へぬ縦し國稅帶納處分法を適用するにしても非常に困難でありますので此法律に依り一時立替へ支拂の道を開かうと申すのが此法律の趣意であります但し東京市横濱市で立替する財源は市債である市債には利廻りだけの利子を取る事は已むを得ぬので此法律に利子を付けることで延納は許す今一つは東京の道路は縦來に比べ大體先づ道路の面積が二倍になる、従來は東京全體の面積に對して先づ一割三分位でありしものが區劃整理後二割六分になり従つて道路の爲に潰れ地も多くなる一割迄は没收それ以上土地の減歩は政府より補償をする此の補償金は國の關係全部の補償金が千九百六十五萬五千六百九十圓東京市の補償金額五千三百二十萬七千六百九十九圓此十五年度だけの補償金支拂額が國の施行分十一地區に對する補償金總額七百五十四萬六千八百四十八圓、東京市百八十二萬百八十八圓となつて居ます此法律の第二の要點は此補償金と徴收を受けるものと同一の場合は差引する規定を設けました衆議院の修正は第三條に「利子ヲ附シ三年ヲ超エザル期間ニ於テ分納スルコトヲ認ムルコトヲ得」と云ふ此三年を五年に修正されたので若し此の法律を不成立に致しますれば、非常に困難を起し區劃整理にも影響少くないので衆議院の修正に同意致す考です其結果十五年度に大約國の關係で増額が五十二萬三千九百五十一圓、東京市で増すもの二十五萬九千九百六十七圓、横濱市で五千二百五十四圓、以上合計十五年度で七十八萬五千七百七十二圓増すことになり、國と東京、横濱全體で立替金の増額が五百五十二萬四千五百九十九圓、其中國の關係で増すもの百六十萬七千四百八十八圓になります、此五十二萬三千圓餘が來年度で増します。

◎豫算の更正と利子

○山之内一次君 此三年が變つた爲に追加豫算に変更を及ぼすことがないか利子は幾らになるか所謂法定利率の積りですか。

○政府委員(清野長太郎君) 衆議院の修正に同意すると十五年度に五十二萬三千九百五十一圓増します、但し追加豫算の計算基礎は清算金の百圓以下であります百圓を境にして百圓以上に此分納を許す計算を基礎に致しました、百圓迄のものは一年に二回即ち一年に取つてしまふ百圓以上に分納を許す考で此百圓の程度を高くすれば立替金が少くなります又十五年度區劃整理完成豫想の一地區の換地處分告示を次年四月へ送ると五十萬圓以上融通が出來ますそれから利子は東京市或は横濱市最近の市債利廻りは大體八分近く七分八九厘であります市債利廻りだけの大體利子を法律で主務大臣が定めることになつて居ります。

○山之内一次君 此利子は國でも市でも先づ損失の行かぬ程度を標準にして行かうと云ふ御趣意ですか。

○政府委員(清野長太郎君) 仰せの通りであります。

◎清算金の分納は權利にあらず

○上山滿之進君 公共團體を統轄する行政廳、又は公共團體とありますが、是は復興局長官、神

豫算の更正と利子 清算金の分納は權利にあらず

奈川縣知事と東京市長でありますか今一つ五條に清算金が餘つた時は是々に歸屬すると云ふ法現の基く所を御知らせ願ひたい。

○政府委員(清野長太郎君) 此度の區劃整理には公共團體のやつて居るものはございませぬ。此剩餘と云ふ文字は清算金に利子を附すると云ふ規定の其利息に相當する額が剩餘となつて居ります。剩餘は國又は公共團體に歸屬する不足の場合とは云ふ仰せですが相續人讓受人は何處までも此清算金の徴收を受ける義務がありますので、不足の場合は起らぬ筈です。

○山之内一次君 百圓以下は分納させない見込で豫算の如何に依て多少制限を高める成る程此第三條は分納を認むることを得として權利とせず此法文では整理施行者の自由になるが納める者の權利としては認めないのですか。

○政府委員(清野長太郎君) 權利とは認めませぬ、但し清算は分納の願出に總て之を許しても差支へないだけ見て居りますが例へば三越其他清算金を多く取られても十分資力あるものならば權利として分納を認めるも如何かと思ひ權利として法律は認めませぬ。

○山之内一次君 さうすると手加減で資力ありと認めるものは願つても許さぬのですか、或は願つて來たものは大體は許す御心持ですか其分界はどこにあるか大きいのに制限するのはどう云ふことですか。

○政府委員(清野長太郎君) 大體は權利として認めることは穩かでないと存じ當局者の認定で分納を許すことに致してあります、事實は百圓以下は分納を許さぬ百圓以上は全體の扱ひとして平等に分納を許す考です。

◎現行制度で將來果して完成するか

○石塚英藏君 區劃整理は色々の疑問があつて兎角進捗を見なかつたのは結局其根本の主義に相違があつたのではないか今後は此法律で故障なく進行が出来る御見込でせうか。

○政府委員(清野長太郎君) 始終現實に困難な問題も澤山ありますが近來は六十六地區の中換地の位置宅地割の決りしものが六十六地區の中六十だけ運びました更に面積を決める事が困難であります居住所、營業所の間口も減りますそれ等關係者間に紛糾錯雜した問題がありますが昨今此移轉命令を出す數も多くなりました此法律が通過したのみで困難が全然なくなることは到底むづかしいが區劃整理の進捗に直接間接好影響を來たすことと信じます。

○石塚英藏君 此法律位の他に立法を要する御見込はありませぬか。

○政府委員(清野長太郎君) 一昨年頃は區劃整理其のものに反對の議論が随分市内に起りました昨年頃になりましたは區劃整理其のものに根本から反對する議論でなしに、謂はゆる此制度改善の同盟會が出来まして、演説會を致し或は政府へ建議も出し請願を出すと云ふことになりました現に衆議院の方では議員の中より區劃整理の進捗を圖る爲にと云ふ理由の下に現行の法律を改正致し、或は追加をする法律が今日の日程にも載つて居りますが、それに付いても昨年夏閣議の決定を受け大體に今日衆議院へ或る議員より提出の法律案は政府は全然不同意を表することになつて居ります、例へば此區劃整理を此表通りだけに止めて裏通りは後廻しにするやうな議論もありませんが通幹線、補助線が縦横基盤の目のやうに通じて居り一部中止すると其道路は中斷すること

現行制度で將來果して完成するか

が起りますので今日一部中止すると云ふ事柄は區劃整理を進捗せしむる所以でないと思ひます、或は此土地一割の無償没収を全部國費で拂へば區劃整理は進捗すると云ふ意見もありますが之を支拂ふとすれば概算一億六千萬圓の金が國庫の負擔になるし此外整理委員會のことに付て規定の改正も出て居りますが政府は不同意を致すことになつて居ります。

◎整理後の地價の算出方法如何

- 若林資藏君 整理後の價格の決め方を承はりたい。
- 政府委員(清野長太郎君) 補償金は整理前の平均地價に坪數を掛たもので拂ふ規定があります
- 子爵渡邊千冬君 新換地は前の土地面積より減りますか。
- 政府委員(清野長太郎君) 平均して道路が廣くなるだけ狭くなります。
- 説明員(吉田茂君) 整理後の面積は整理前に比べ減りますが前の場所より悪い換地を貰ふと面積は却て殖さないと權衡が取れない場合が起ります概して申せば各宅地共減ります。

◎換地の飛地はごうなるか

- 子爵渡邊千冬君 或る地區の土地を取つて外の地區にやることもありますが。
- 説明員(吉田茂君) 或る地區の土地を外の地區にやることは出来ませぬ換地處分は其地區を標準にするのです、併し或る地區で非常に減歩が高く整理後各宅地を收め切れない場合には、遠方の離れた所へ其地區の飛地を移へ換地することは法律上出来ませんが飛地もこちらの地區の派出所

の意味で矢張り其地區内と云ふことになります。

- 子爵渡邊千冬君 適當なる土地が飛地にならない場合にはやる金が多くなるのですか。
- 説明員(吉田茂君) 適當な飛地も求められない場合は其地區では減歩が高い減りやうが酷いこととなるが是は減歩を緩和する爲に其地區全體の減歩が一割を超過した場合には一割超過の部分に補償金があるから、其補償金を財源にして補償金で買ひ得る地面を買ふので減歩を緩和して居ます。

◎豫算は繰延べるか追加するか

- 委員長(子爵大河内輝耕君) 豫算は繰延べるか或は追加豫算を取つても出せると云ふ話ですが政府はどちらに御極めになつたのでせうか。
- 政府委員(清野長太郎君) 大體此財源も十五年度は五十萬圓位になるので大藏省は金の融通がつくと云ふ事で追加豫算を出すのも一つの方法。第二は徴収交附を一地區だけ次の年に送る。第三は百圓以下は即時に徴収をする分納は百圓以上の腹案を百五十圓程度にすれば出來ます。此點は十分考究して適切な方法を致します。

◎豫算に不足を生ずることはないか

- 委員長(子爵大河内輝耕君) 三年が五年になつた結果豫算に不足を生ずることはどう云ふ計算になりますか。

整理後の地價の算出方法如何 換地の飛地はどうなるか 豫算は繰延べるか追加するか 豫算に不足を生ずることはないか

○説明員(笹井幸一郎君) 交付を要する額の中から其分納額を差引き残りか立替金になります、年限が増すと分納額が減つて来る爲に立替金が多くなります。次年以下は初めの分納額に利子がつき又清算をして行く地區の数が多くなるに連れて何日迄も立替る譯でなく、大正十五年と十六年とに立替金を出せば十七年には其分納額が這入り十七年の清算は立替は致しながら政府の支出は要らない繰替分納金を徴収しましたもので繰替へて立替が出来る計算になります十七年には立替はするが歳出は要らない其金額は三年と五年との差で國が立替金を増すのは十五年度五十二萬三千九百五十一圓。十六年度百八萬三千五百三十七圓であります。

○委員長(子爵大河内輝耕君) 三年分納の時には五百二十二萬が五百七十五萬と増加して来るのは何か理由があるのですか。

○説明員(笹井幸一郎君) 交付を要する清算金は總體で九百八十一萬八千五百十三圓、是は清算の出来る地區を八地區と豫定した總計です其の九百八十一萬餘の中から補償金から充當し得るのが二百九十一萬五千三百三圓それから分納を認めないで即時に納附せしむるもの及び分納の第一回の納附金が百萬七千八百六十六圓。上半期清算した後半期の分納額五十四萬百七圓と同時に納入する利子十二萬七千圓、以上合計四百五十九萬五千七百圓が十五年に収入し得る見込みで差引不足五百二十二萬七千九百九十六圓が政府の立替金となります。それが五年分納になると交付を要する清算金九百八十一萬八千五百十三圓補償金より充當し得る額二百九十一萬五千三百三圓、即納額六十六萬二千七百八圓、延納分収入額三十五萬三千八百六十四圓、利子収入十三萬四千六百九十一圓、此三つの差が立替金として五十二萬三千九百五十一圓となります。

其立替金を受けまして此清算金の會計額、是は政府の會計に屬しませぬが、特別會計とは申しませぬが、稍々特別會計のやうなものであります、歳入歳出外現金としてそれを扱ふ積りであります。

○委員長(子爵大河内輝耕君) 御質問がなければ討議に移ります(上山滿之進君、原案に賛成)採決いたします原案通り可決致します、之で散會いたします。

○出席者左の如し 委員長子爵大河内輝耕君、副委員長石塚英藏君、委員子爵渡邊千冬君、上山滿之進君、男爵紀俊秀君、若林資藏君、山之内一次君、高廣次平君、政府委員復興局長官清野長太郎君、説明員復興局經理部長笹井幸一郎君、復興局整地部長吉田茂君

衆議院に
現はれたる
區劃整理の
論難

第五十一議會委員會に於け
る論難百出——速記録抄

衆議院に現はれたる 區劃整理の論難目次

- ◎ 補償金算出の内情
- ◎ 豫算になき金の出所如何
- ◎ 借家人の換地不利益は補償せず
- ◎ 道路を閑却し緩急を誤る
- ◎ 太田土木部長の自殺問題
- ◎ 結局區劃整理は鼻を突く
- ◎ 自殺者頻出して復興局は市民の怨府
- ◎ 復興局肝腎の數字を知らず
- ◎ 街路費を含む補助金は何程か
- ◎ 市民に不利益なる政悪の數々
- ◎ 移轉を要する戸數と補償金額
- ◎ 補償金清算勘定の計算内容問答
- ◎ 借地權者に清算勘定を適要する法の根據
- ◎ 修正案に付ての討論 —— 以上 ——

凡例

一、本書は第五十一議會における區劃整理に關する速記録の轉載なり冗長重復の字句は省略したるも絶對に加筆せず大小標題は編者記入一、改善運動目的達成のため一冊にてもヨリ多く御買取りの上、町内、御知己、御同志へ配本せられたし。印刷實費にて提供す。

一、本會事務所内に『民設區劃整理相談所』を開設したり、専門辯護士も在任す。來談午前中。簡單の御相談は御遠慮なく午前中に電話にて願ひたし、委細回答す。

各區聯合區劃整理
制度改善期成同盟會
電話神田一三〇〇番

衆議院に現れたる

區劃整理の論難

(第五十一議會帝國議會衆議院委員會速記録)

◎ 補償金算出の内情

大正十五年三月二十二日(火曜日)午後十時四十分開議。

○ 高木益太郎君 清算金を借地人、借家人に及ぼすかどうか委員會で營業の補償はしないことになつて居るが、其後方針が變り其豫算をどの位營業補償なさる御見込であるか御答を得たい。

○ 清野政府委員 清算金は借地人に對しても支拂ふか又借家人にも清算金はあるかと云ふに清算金の徴收交付は土地の所有者のみに止まりませす、借地權者にも徴收交付はあるのです之は昨年七月四日に決定したので、借家人に對し清算金の徴收交付はございませぬ營業補償は今日まで營業補償金として補償審査會で決定した總額は八百六十四萬九千九百五十五圓、此中移轉による休業補償金は八十二萬六千四百六十二圓であります補償金の決定の仕方は營業を休む爲に通常受くべき損害のみ之を補償して居ます損害補償金は豫め提出期限を定めて損害補償金、算定の資料を申告させます、次に補償金算出の標準は、休業より生ずる其年の所得の金額を標準に致し、其割つた結果の金額を一日分の所得金額と致し休業日數だけを一日分に掛けて居ります所得の金額は、稅務署の調べを参考に致し當事者の申告を本に致しますが過大なる申告を致す場

補償金算出の内情

合には税務署の申告を参考に致し實際の損害に對してのみ公正適當な金額を計算致します工場の女工等には一日一圓五十錢と計算し運送店の雇人自轉車製造職工には普通二圓として居ます人夫とか鐵工所の職工、土工、人力車夫、露店商人は普通二圓五十錢。印刷職工、大工、左官は三圓見當になつて居ります又「メリヤス」職工、針職には普通三圓五十錢になつて居ます、本人の所得は一々補償審査會の決議を経て、辨償することにして居ます。區劃整理で道路の擴築をした結果、電柱其他が街路に残り交通妨害の事實がありますが、是は電氣局の關係或は電燈會社に關係し、又地下埋没物と關聯して補償して居ます。

◎豫算に無き金の出所如何

○高木益太郎君 借地人に拂ふ清算金の見込總額は幾らであるか、借家人には拂はぬとの仰せですが借地人は十二萬人居り、借家人は百萬人からになり、棟數四十一萬戸であるから、清算金を借地人に拂ふか拂はぬか位は最初から極まつて居らねばならぬと思ふ然るに十二萬人の借地人は土地所有者でないから拂はないと云ふそんな不親切なことはないと思ふ今迄裏であつたものが表になり二流の場所が角店になつたとすれば確かに區劃整理の結果、清算金を徴収すべき事情があると思ふ、何故借家人に御拂にならぬのであるか、而して借地人の拂ふ清算金の額、又地主の拂ふ清算金の額を伺ひたい。今一つは營業を休んだ損害は八百六十四萬九千九百五十五圓拂つたと云ふ仰せであるが、區劃整理の特別委員會の第二回の筆記を見ますと、此時に出席したる政府

の代表者は長官直木倫太郎君、整地部長稻葉健之助君、土木部長太田圓三、是等の方々が御出席で「移轉をすると營業を休まなければならぬと云ふものの營業の損害は出さないのでですか」稻葉整地部長答「出さないのでです」と答へて居る、明に營業の損害を拂はない、然らば營業の損害を拂ふ豫算は政府にないことは此問答で分る、所が常識から考へても、又輿論から見ても人に移轉を命じて置いて營業休止の損害を土地收用法の場合には拂ひ單り區劃整理の場合には拂はないのは道理上ある譯でない、天下の輿論が翕然として復興局の方針に反對した所が、近頃になると拂ふことに變更せられて八百六十四萬九千九百五十五圓を拂つて居る此拂つたのは一に行政官の見込一つて、或る場合には絶対に拂はない或る場合には拂ふ、是は甚だ不安の感なきを得ぬ。之をやられる身になつて地位を變へて見ると大變に遺憾であります、そこで八百六十四萬は何坪で何人に御拂になつたか、將來はどの位に御拂ひになる御見込か、さう云ふ風に復興局の方針が變る以上は、豫算が足りないと思ふ結論を與へねばならぬ豫算のない金を何う流用して御拂になつたか伺つて置きたい。

◎借家人の換地不利益は補償せず

○清野政府委員 清算金は土地の値打の標準より、良い所に行つた者から取つて悪い所に行つた者にやる話ですが、假に借家人から取るとすれば借家人の良い所に行つた者は清算金を取られる結果になります法律に土地の過不及に付ては金錢を以て清算すべしとあるので現在の法律にては出来ないと思ひます借地人と土地所有者の數は土地の所有者が一萬五千九百九十八人、借地權者

豫算になき金の出所如何 借家人の換地不利益は補償せず

が十一萬六千八百十九人であります。

○高木委員 借家人は………

○清野政府委員 借家人の調べは持つて居りませぬ東京、横濱の區別は東京は土地所有者が一萬四千四百三人、横濱は土地所有者が千五百九十五人。それから借地人は東京十萬六千七百七十三人横濱一萬六百四十六人であります、營業休止補償金は復興局の街路費で拂ひまする又運河の費用にも補償費がありまするので、其費目くから拂つて居ります將來は總てで十六萬棟移轉を要する者があります。

◎道路を閉却し緩急を誤る

○高木委員 不利益な換地に移つた借家人の損害は拂はない豫算の不足は街路費を以て充てるとの御話ですが今日東京市民の一番難儀するのは往來である、手近な道路から先に直さねばならぬ其費用を外へ流用すれば、道路が自然に遅れたり完全に行かぬ東京市會の建議竝に衆議院全會一致の建議に道路を第一にしなればならぬと書いてある其決議を無視して營業損害を、街路費から出すことは事の緩急を誤つては居ないか震災前東京市民の市債の負擔は一人九十圓、震災後は百四十七圓である此額が今後すつと上りはせぬかと思ふ。

◎太田土木部長の自殺問題

○高木委員 昨日歸太田圓三氏が赤地の事件で自殺した四人の部長の中既に二人は入監し建築部

長一人残つて居る、太田君の自殺は責任を重んじ男らしいが別に遺書がないと各新聞に出て居る岡野隆一君報告には復興局の役人中に確に追訴せらるべき人間が居る事は公益に屬し何十萬圓の問題で會計検査院が繰上げ検査をすることになつて見ると斷乎たる處置を要する賄賂の金或は會計検査院の違法支出と決定した金も三十ヶ年賦で市民に負擔させる御考ですか伺ひます。

○清野政府委員 移轉に依る營業損害は當初から街路費補償費があります又道路工事は區劃整理でやるので區劃整理が一日遅れるとそれだけ道路改良が遅れますので此上一層注意します復興局の疑獄は豫審中で復興局樞要の位置に居りし者が今日の失態を來し恐縮の外ない但し土木部長太田君は此不正に關係なかつたと思ひます寧ろ職務の爲に過度の働を致した結果であります。

◎結局區劃整理は鼻を突く

○高木委員 結局此仕事は豫算が足りないで鼻を突いてしまふが鼻を突くことが分つて居るのに協賛を與へるのは、一種の自殺である。そこで家主に渡すものが幾ら、借家人に渡すものが幾ら營業休止の損害はどうか其數字を聴きたい。長官の御説に依ると營業休止の損害を最初より見積つて居るとのことだが見積つてない、大正十三年の復興局の委員會の議事録百五十五枚目に稻葉整地部長が出さぬと言つて居るから見積つて居る譯はない大正十三年三月十七日内務大臣官邸に開いた委員會の議事録百五十五枚目に明かに拂はぬと言つて居る十一萬幾千人の利害關係を持つ清算金は昨年七月四日に決つたことから見ても、最初の復興計畫に這入つて居らぬのは疑ひはない昨年の三月の質問に對して文書を以て協議中だと答へて居るから其前の豫算に無いのは明白で

ある全然議事録と矛盾する御答辯であるが如何ですか。

○清野政府委員 此豫算は營業の損害でないので、用地補償費は街路費に入つて居ります營業休止に拂ふや否やは特別都市計畫法第六條の通常受くべき損害と云ふ文字の解釋に過ぎない、營業休止中の損害は、法律第六條の通常受くべき損害に入るので住宅移轉に依て通常受くる損害は此豫算の中に入つて居る稻葉整地部長が答へた時と昨年七月決定後と、解釋が違つて居るやうであります。

○高木委員 豫算は例へば營業休止の損害其他で定るので法律の解釋ではない借家人が一萬人ならそれに幾らの補償金と定る營業休止に補償せぬと云ふなら、豫算はない筈、拂ふと云ふなら何坪で幾らと云ふ豫算が出来る筈だ所が從來は拂はぬと云ふのであるから、豫算がある譯がない今まで營業中止の損害は拂はなかつたものを、八百六十四萬九百五十五圓拂ふことになれば、それだけ豫算が減少すると思ふ。それ等を離して見ることは私は出来ない今長官は區劃整理と道路の問題を切離すことは出来ぬとの話なるも、本院滿場一致の建議案並に東京市會の建議案は「幹線道路を先にしろ」と書いてある以上は、復興局の屬僚が、院議を無視してやることは怪しからぬ事であると思ふ。

○清野政府委員 現在夫れ々々相當な順序を経て計畫を實行し區劃整理を離して幹線をやる途はないと信じます。

◎自殺者頻出して復興局は市民の怨府

○高木委員 一體區劃整理は特別都市計畫法の中區劃整理を爲す事を得と書いてあり、爲すべしと書いてない内務省の告示を以て一部は區劃整理に依ることが出来るのであるので千四百八萬坪全部を動かすなど云ふ馬鹿氣な事は世界中にない。そんな事をやつて國費を濫費して何になるか此の不景氣に折角拵へた家を壊す斯んな不經濟な事はない根本から立直さなければ必ずや東京市民はえらい反動を起すに相違ないと思ふ手ばかり無暗に擴げないで、極く大切な場所を先づ第一着にするそれも相當猶豫期間を置かなければならぬ、さうでないとう東京市民は悉く復興局を怨む。現に審議中でさへ自殺者が出来て居る、今後市民中に自殺が出るやうになるかも知れない。どうか今の罹災民の負擔力で堪へ得る程度にして貰ひたい。

○復興局職員數及人件費調(大正十五年二月末現在)

復興局職員は現在、本局出張所を通じ官吏員八百七人其の件費月額九萬七千七百九十三圓、囑託以下の人員四千九百十八人其の人件費月額二十七萬七千五百四十圓月額總計三十七萬四千八百四十三圓(人員五千七百六十五人)なり

◎復興局肝腎の數字を知らず

○作間耕逸君 大正十五年二月末日までに移轉命令を出されたものは、建物の棟數一萬六千五百七十五、尙ほ現に補償審査會に於て補償すべき棟數として定まりしものが一萬七百五十七棟、然るに此一萬七百五十七棟は全體の移轉を要する棟數十六萬棟に比較すると其一割にも當らない凡そ百分の七である然るに此百分の七の棟數に對して、既に補償金額八百六十四萬九千九百五

自殺者頻出して復興局は市民の怨府 復興局肝腎の數字を知らず

十五圓を支拂ふべきものと相成つて居る是は復興局が國として御取扱になつて居る部分だけで横濱市及東京市の取扱ふものは、此計算には這入つて居ないと解して宜しいのでありますか。

○清野政府委員 市は這入つて居りませぬ。

○作間委員 國に於て取扱はれたる棟数が何棟で其今日まで決定したる補償金額は幾らでありますか。

○大島復興局事務官 東京市に於て國が施行した移轉命令數は一萬六百九十七、建物の棟數が一萬七百三十二で補償金額が六百十四萬三千五百四十一圓となつて居ります、同じく補償審査會で決定した棟數が七千五百六十二棟でございます。

○作間委員 復興局に於て國として移轉を要する建物の棟數は十六萬棟の中凡そ幾らでありますか

○大島復興局事務官 それは後刻調べまして申上げます

○作間委員 是は怪しからぬ外の數字なら兎も角も、復興局が國として移轉を要する建物の棟數が凡そ幾らであると云ふことは、第一に定まつて居らねばならぬ全體は市の分と合せて十六萬棟と云ふものが出て居る。して見れば市で受持つべき見込のものが幾ら、國で受持つべきものが幾らと云ふことは、書類の一番初めに出て居らねばならぬ大切な事である。

○笠原復興局建築部長 國で整理する地區と市で整理する地區との割合は、國が十五地區やつて残り三十五地區を市でやることになつて居りますが、此支拂方法は幹線、補助線、區劃整理街路等の潰地の影響等に依て、夫れ々々複雑したる支拂方法になつて居りますが、其棟數の概算は後刻

申上げます。

◎街路費を含む補償金は何程か

○作間委員 十六萬棟の中、市で引受けるものは凡そ何萬棟、國で引受ける分が凡そ何萬棟と云ふ數字は、其所に御携帶の書類の劈頭第一になければならぬと思ふ此數字の御即答が出来ないとは多大の遺憾であります。それは已むを得ないから後刻承ることにして補償審査會で定まりました棟數が七千五百六十二棟、所が是が何分の一に當るかは總體の數字が分らないから申上げられぬが假に十六萬棟の半分を受持つとして、之を動かす坪數は八萬棟である、八萬棟に對して七千五百六十二棟は一割にも當らない、百分の九位の見當に當ります、此分の補償として既に六百十四萬三千五百四十一圓の補償金額が決定されて居るとしますと國が土地整理費として豫算に於て確定して居られる金額は八百七十五萬圓で其中眞の補償金は僅に五百萬圓あとは整理費が三百萬圓、雑工雜費が七十五萬圓である所が既に五百萬圓を超過すること百十餘萬に上つて居る先刻長官の御答には、街路費及運河費等から流用すると仰せられずして、此中に補償費が含まれて居る街路費又は運河費から支辨する積りだとの御答を得た、私は此點に付て復興當局が一昨年から昨年頃に亘つての御辯解として金のことは心配せぬでも宜しい、街路費、運河費等から流用支辨するから融通は付く、即ち豫算の單價としては、一坪當り建物の移轉料が二十圓、借家人移轉費が七圓五十錢となつて居るが實際の支拂ひは是より多くすると明に宣傳をされた所が今日長官の御答辯に依れば、流用支辨に非ず、此中に當初から含まれて居ると承る以上は幾ら含まれて

街路費を含む補助金は何程か

居るか此中から幾ら支辨される積りであるか其金額の御内示を求めます街路費、運河費が既に豊富でなく、切り詰めた豫算である。そこで仕事の輕重を考へて載きたい東京の復興事業中最も重要なものは道路の整理と補装である、東京市の區劃整理は、此道路を完全にする爲に行はれるものである、道路の事業が主で、區劃整理は従である、而して道路事業の豫算である所の街路費運河費は、決して十分に見積つてはない而も此豫算の中から區劃整理の方に幾分かを振向け、街路費等を削除せられる御積りだとすると一方に區劃整理の事業が行はれても、其主たる目的の道路事業が十分に行はれぬことになり、其結果は遂に區劃整理の主たる目的を達することが出来なくなると思ふ區劃整理の必要を特に唱へられる復興局等の説に依れば、震災等の延焼を避ける爲に道路を擴げて眞直にしたいと云ふのであるか、地震に依る火災は諸方から起るから、區劃整理をしても、心ず其効果があると思はれぬが、復興局では是が主要なる理由と動機となつて居る、而して其最も重要な道路費を節約して、其費用を區劃整理に向けるとすれば、其主要なる目的を完全に達することは出来ぬと思ふが、當局は如何に考へらるゝのであるか、此豫算其儘でも完全なる道路は出来ぬと思ふ現在の此東京市の惡道路を改善する爲には此豫算では不足と思はれるのに、尙ほ之を削減して區劃整理に廻せば到底、道路事業は完全に行はれぬと思ふ長官の御答辯を得たい。

○清野政府委員 先刻御質問の移轉を要する建物十六萬棟のうち市の方が、約八萬八千四百棟、國の方が約七萬一千六百。移轉を要する建物に損害を支拂ふ金額——土地整理費中の補償金の總額が五百萬圓で此街路費運河費公園費、夫れ々々の費用に要する補償費は間違ないと思ひます

此用地及補償費は道路の幹線を設ける爲に、家屋の移轉をさせる其移轉費用を支拂ふことは流用でなく豫算の當初からの性質より見て當然と思はれます東京市の道路が悪くて困つて居るが、此用地費は最初から其街路の幹線補助線等の一坪々々を調査して計上したのではなく此用地費は相當に金が餘る見込です材料置場或は潰地を緩和する爲に買った六百萬圓以上の土地中には不都合なものも多いので材料置場等を將來求める事は見合せて只今御尋のどの費用からどれだけ出すかは暫く御猶豫を願ひます。

○作間委員 街路費、運河費、公園費、其用地及補償費用は皆特殊なる用地及補償の費用が要るに相違ないと思ふ然るに此中の幾分を割いて區劃整理の爲に要する補償金額に充てるならば其數字を早く明にして戴けば、市民の不安は幾分減するかも知れぬ其數字が決して居らぬ區劃整理に充てられる費用は一割未滿、僅に九分ばかり動かし而も其費用は殆んど支拂ひ盡した計算に相成つて居ることは市民として不安と不滿を感じざるを得ない何故今少しく此事業の内容と經濟的關係を明かにさらぬか實際、是から凡そ移轉を要する棟数が何萬棟で、之に對して支拂金額が是れだけあると云ふことを教示されるれば此事業の進行を幾分か圓滑ならしむることが出来ると思ひます。

○作間委員 借地人に清算勘定をすることが、昨年の七月四日に決つたと云ふ其法律上の根據を伺ひます今一つ其清算の方法は借地人同士の清算は、地主を離れ獨立して借地人同士で爲さしめらるるか或は地主を経る方針か、地主を経るとすれば借地人と地主との清算の關係を明に圓滿に解決することは容易ではない各獨立して復興局が介在して取扱はるる方針か如何と云ふことを承

りたい。

◎市民に不利益なる改悪の數々

○高木委員 御提案の條文は甲の地區の清算金を流用が出来るやうな規定ですが本來六十六地區などは當局が勝手に決めた譯で復興局の都合で、三萬坪の所もあれば十萬坪の地區もある然るに甲地區の清算金を乙地區に流用するとなると不公平な結果を見はしないか區劃整理委員にも非常に非難が多い又清算金を立替へられた區は不利益を蒙ることになる其次には清算金が餘れば、國又は公共團體に歸屬するとあるが清算金に餘りがあつてはならぬ、餘りがあれば、其地區の所得にすべきものである其次の條文「其の權利を讓渡したるときは當事者双方連署を以て其旨を届出づべし」とある清算金は、取る場合もあり支拂ふものもある權利ならば讓渡でよいが民法の原則に依て義務を移轉することは出来ない前所有者を義務者に加へるならば宜しいが、届出に依て從來の者は義務を免れ新しき關係人が其義務を負擔する義務の轉嫁は譯が分らぬ、第二條の補償金を清算金から差引くことは酷であるから此條文だけ削ると云ふ考もありますが當局の御考はどうであるか又其次の條文の利息は國債利息の四分位にして、三年の分納と云ふことでありますが、東京市民の負擔は益々多くなり色々の名義で取立られる三年をせめて下水の例に準據し十年位の期間でないと罹災民は困難する逐次御説明を伺ひたい。

○清野政府委員 第四條の繰替支辨は例せば第六地區の駿河台が一番早く此法律の適用を受ける清算金の延納を許す結果、一方は一時に済すことになり國費を以て立替へますから六地區分納金

が後から還ります、其金を他區清算に立替るので、清算剩餘は其利子だけが剩餘となります、補償金と清算金との差引は之が出来ぬと其結果國の負擔或は公共團體の立替金が多くなり概算國に於て約一千萬圓東京市二千七百萬圓、横濱市百五十萬圓殖えます。第六條の連署上申に、義務を讓渡するのは清算を徴收せられ、交付せらるべき權利で有ります。

◎移轉を要する戸數と補償金額

○清野政府委員 作間君の御質問に御答申上げます、建物の棟數は十六萬棟此延坪數二百七十萬坪で其坪當りは補償金額約三十圓であります東京に於ける移轉補償金總額は、國と市を合計して大約九千九百九十萬圓に上る見込で現在までに決定した補償金額は八百六十餘萬圓であります。

◎補償金清算勘定の計算内容問答

○折原委員 清算金を立替へると數千萬圓の金額に上ることは特別都市計画法制定の時から豫見して居たのでなく、法律に待たねば救済が出来ないのか又第三條の分納の規定で猶豫がある爲に補償金と相殺する場合に、一時に納めずに済む金を一時取られる結果になるから、補償金の方が有利になり分納金が不利になりはしないか。

○清野政府委員 分納立替は、現在の法律では豫想して居りませぬ第二點の三條を削れば取られる人間は一時に取られる結果になるので利子を附して、猶豫するのです。

○若尾委員 補償金と清算金と同額であると分納の恩典に浴し得ないのですか。

移轉を要する戸數と補助金額 補償金清算勘定の計算内容問答

○吉田整地部長 同額であれば分納の恩典に浴しない。

○若尾委員 區劃整理委員會に原案を示され委員が其指數の修正をした結果、當局が公平でないと認められたる場合其指數の根源たる千點の額を割出すまでの標準は任意に御變へになり得るのですか。

○吉田整地部長 區劃整理委員會は決定機關でなく諮問機關です、若し區劃整理委員會が指數の訂正をして其指數が當を得て居らぬと、事業施行者が認めた時は、必ずしも區劃整理委員會の決定に拘束せられるものでない。

○近藤委員 補償金は、換地處分の告知のあつた時に、現在の地主若くは借地権者より其時の申告を取りて補償金を配當する其補償金の配當は一地區全部に御やりになるか、一「ブロック」に御やりになるか、一「ブロック」内の三人の土地所有者のみが所有地の二割なり三割を減らされた又土地は減つて居らぬ例があれば、其場合全「ブロック」の無償提供すべき土地を其中より控除して尙ほ其餘分に取りられた土地に對して補償金を御支拂になるのであるか。

○吉田整地部長 補償金の配當の仕方は配當割合を決めます其地區内の人間、例へば關係者が三人あれば其三人に配當する所が甲乙丙丁に皆全「ブロック」に違ひがあり權衡を得ない時は耕地整理法第三十條第一項に依り清算勘定で負擔割合を均分する或る人間は補償を貰ふが清算金は足し前になります。

○近藤委員 補償金は其「ブロック」に共同的に支拂ふ形になり清算金の徴收は個人的に徴收する形になると補償金は共同的に拂ひ渡すが清算金は各個人別に徴收することになると今の補償金を

貰ふ人が、清算金を納付すべき人から納付されなければ貰へない結果になりますか。

○吉田整地部長 補償金は共同的に決するが配當割合を決めて、銘々の補償金の取分が決まりま

す或る人間に付いて例を取ると補償金の交付が百圓で清算金の徴收が二百圓となり後と百圓を出さねばならぬのです。

○近藤委員 指數の基礎は既に定つて居るのでせうから何處の指數は幾ら其指數の單價を金に換算すると幾らであると御發表が出来るならば伺ひたい。

○矢野委員 清算勘定は整理前の指數と整理後の指數とで勘定するのだらうが地價に依て大變違ふと思ふ一番正確な方法を示されたい。

○吉田整地部長 整理後の指數も整理前の指數を決めると同様に道路の幅員だけを見るのではなく整理後其土地の利用見込を見積ります。補償金決定の本になる指數單價を掛けた地價の發表は御猶豫を願ひます整理後の指數原案は整理前後の開きを少くし公平を失しない限り委員會の意見に聽從する積りであります、只清算の立て方は整理前の總價格即ち各宅地の指數總和に單價を掛けた整理前の總價格を出す同じ方法で整理後の總價格を出し整理前幾坪の地面の値打が、整理後と

れだけと云ふ地區全體の比較が出て來る標準換地より幾ら多く貰つたと云ふ率を掛け其差額が多い場合は清算金徴收になり真中を取つて徴收と交付とに分けます。

○矢野委員 標準換地は平均を見るのですか。

○吉田整地部長 整理後の總價格を整理前の總價格で割りますと一定の比が出る、それを整理前の地面、面積、價格に掛けると其の人の當然貰ふべき地面が出ます。

○近藤委員 第六區の換地處分の告知はどうなつて居ますか一體換地處分の告知は事業の如何なる程度に進んだときに爲さるのですか。

○吉田整地部長 駿河台は換地處分告知はまだ出来て居りませぬが明年早々換地處分案を出して清算に着手したい。此換地處分の時期は區劃整理の移轉の完了した所からやつて行きます是は各地區で随分熱烈に希望して居る通り清算勘定が済み、換地處分が済んでから移轉するやうにして貰ひたい、自分の地面でどれだけ足し前になり、どれだけ取り前になるか分らぬ内に移轉させることは迷惑だと云ふ説も一理ありますが指數計算に面倒な計算をやつて居る間、移轉命令を待たねばならぬことも望ましくないから換地豫定地を指定して、移轉命令を出して行きます。

◎借地権者に清算勘定を適用する法の根據

○作間委員 本案は區劃整理被施行者に不利益な改悪の部分があり利益な改善もありますが午前中の私の質問に對する整地部長の答辯を願ひます。

○吉田整地部長 借地人が清算勘定に這入るのはどの法文の根據に依るか、又這入るにしても地主に清算金を交付して借地人に分けるのか、或は直接借地人に分けるのかと云ふ御尋ねでありました、此耕地整理法でも特別都市計畫法でも、如何なる人間を當事者にするかは、條文で決めて居らぬ耕地整理では組合、區劃整理では區劃整理委員會に關する規定、並に此區劃整理に付ては特に耕地整理になき補償金の條文、即ち權利者に關する規定から推測して土地に關する利害關係人の範圍を決めなければならぬ其點に付き施行令——勅令第二十八條並に特別都市計畫法第五條

耕地整理法第二條、耕地整理法の第七十九條、耕地整理法の第三條に考へまして區劃整理の當事者は土地所有者だけに限らない其土地の權利者は當然利害關係人である借地人も當然區劃整理の當事者になるのでは是は單り區劃整理に付てさう云ふ解釋をするのみならず、耕地整理に付てても同様の解釋になつてをる。尙ほどう云ふ風に借地人を區劃整理に参加せしめて、清算勘定の主體にするかと云ふと、是は借地人は區劃整理利害關係人として所有權者と同様補償金を配當する際にも清算勘定の主體にする際にも所有者を通じてではなく或る地面に借地権があると此地面の清算勘定の總額が出て參る其總額が借地人があつてもなくても動かない、借地人があれば其内の幾分が借地人の取り分けになる其總額に動きはない。其以上は借地人毎に所有權の各筆と、同様に計算をして、補償金の配當方法を立てます換地處分は此清算後立てます、隨て所有權者から請求を受けてどうすると云ふことはなく直接に事業施行者は簡單に取引が出来ます。

◎修正案に付ての討論

○太田委員長 質問を打切り討論に移ります。

○近藤委員 此法案中の第二條を削除すること、第三條の「三年」を「五年」に改むること第五條の「清算金に剩餘を生じたるときは其の剩餘金」とあるのを「第三條第二項の利子」と修正政したいと思ひます、理由は第二條を削除すれば是が爲めに特別都市計畫を施行される罹災民は非常な便宜を得て復興事業も抄取る又實際市民の經濟状態も、斯くせねば容易に此事業は施行出来ない、結果としては、一時立替金を要し市の負擔が殖えますが罹災民には餘程の便宜を得ることになりま

すから此修正案を提出します。

○安藤委員 近藤君の修正案に賛成します震災地の住民が今日の状態から復活せねば市も國も今後發展せぬ現在の實情は東京市に住つて居る者でなければ分らない、私共は其罹災民の慘澹たる實情と血の出るやうな苦心を目撃して居り一日も早く復興せねば、結局は國や市の繁榮にもならぬから此際は第二條を削除し、第三條の期限を二ヶ年延すことに賛成します。

○高木委員 私も政友會の修正に賛成します第二條は罹災民を苦めるものである土地一割の無償沒收は金高に積ると、江木翼氏の計算に依るも、三億五千萬圓と云ふ罹災民の財産を無償で取上げてしまふ、其取上げた上に尙ほ地面に若干の補償金がある、其補償金を貰つて復興資本にしやうと思つて居つた所が此案の爲に清算金と差引かれてしまふ然るに清算金とは區劃整理をした後の其見込を計算したものと所謂雲をつかむ様な者である補償金は現實的の血の出るやうな資産であるそれを想像で描いた清算金の爲に差引かれるのは義務の性質が違ふ、凡そ相殺とは、民法上原則として義務の發生が同時になければならぬ、然るに一方は區劃整理に着手すれば、直ぐ補償金は拂はねばならぬ清算金は區劃整理成功の見込金である、又一方、補償金は審査委員會で決定するもの一方は補償金審査委員會の決定を要せぬものである、まるで義務の性質が違ふものを相殺することは、相殺の原理に合はない、折角分納を許すと云ふ分納を許すのぢやない、差引くので恩典には浴せぬ實に慘酷極まつたる法規である次の三年期間は甚だ短い復興事業に着手して今日四年目である三年の期間などはどん／＼經つてしまふ現に下水には十年の分納を許す、罹災民の清算金は三年と云ふのは、權衡其當を得ない是は五年が穩健なる提議であらう。三點共修正

に賛成します。

○作間委員 私も三點とも政友會の修正意見に賛成であります第二條の削除に付ては補償金は元來政府が區劃整理を施行せられる人に支拂ふべき金である清算金は區劃整理を施行せられる者同志の間の清算勘定である政府又は市は唯取次をする機關に當るだけでそれが爲に清算金の性質が補償金同様になることはない、又清算金の權利が國家或は市に移ることはない。それと是と相殺的に支拂ひに充當することは性質から云つても行はるべき關係のものでないことを明にして置きます第五條は政府は此剩餘金は、利息のみを指すと云ふも原案の明文は利息のみを指すことに解釋出來ない利息のみならず、利子以外の清算金をも剩餘金として行政廳又は公共團體に歸屬せしめることは清算金の性質に非常に反し洵に不都合と存じます此點は特に其利子だけを剩餘金とする趣旨を明かにして置きたいと云ふ政友會の修正意見に賛成します。

○沼田委員 第三條の三年を五年と致す分だけに賛成し第二條並に第五條は同意出來ない其理由は補償金並に清算金は、同時に發生する場合もあり、發生せざる場合もある解釋で政府原案が當を得たものと思ひます第五條は利子以外も生れるのを如何に處斷すべきか政府の説明に依る利子だけでなく、他のものの産れて來ると云ふ所論を信じ原案を可とする意見を申し上げます。

○土屋委員 私は近藤君に賛成を致します。

○近藤委員 第五條の「清算金に剩餘を生じたる時は其剩餘金は」とありますのは清算金はそれ自体剩餘金を生ずるものでない、是は第三條に所謂「前項の利子は之を清算金と看做す」とある此清算金であつて利息を附して年賦にする爲に利息が入つて參る其利息を言ふのであるから沼田委員

の御話の利子以外のものは入るものは何にも無いのです。

○俵政府委員 政府の意見を申述べます、近藤君の修正意見に遺憾ながら政府は同意致し兼ねます修正意見は専ら東京横濱の大震災に非常な困難に遭遇して居る市民の立場に同情せられて御修正の意見の出ることは政府としては洵に御尤と考へますのであります。併し修正に付きては、國の經濟に多大の影響がある爲に御同意致し兼ねます、殊に一般市民の負擔が増大する趣意からも御同意致し兼ねます。

○高木委員 政府は議會の決議せし豫算の範囲内で實行が出来ると思ふ、何も豫算の範囲を超越して手を擴げる必要はない特別都市計畫法第三條に土地區劃整理は換地處分を爲すことを得とあつて爲すべしとはない、内務省の告示には、一部に付區劃整理を爲すことが出来ると云ふ條文があるが、今日は全部區劃整理をやつて居るが、それには何等の根據がない豫算の範囲内ならば國の經濟には影響する所がないと云ふことを申上げて置きます。

○太田委員長 討論は終結したものと認めます直に採決に入ります近藤君御提案の修正案に御賛成の方の起立を求めます。(賛成者起立)

○太田委員長 多數であります、修正案の通り決定致しました御異議ありませぬか(「異議なし」と呼ぶ者あり)それでは是にて散會致します。

第五十一帝國議會衆議院委員會に於ける各代議士の質問要項速記録

清算勘定と補償金の疑議

清算勘定と補償金の疑議目次

- ◎政府委員の改悪法案説明
- ◎清算勘定の算出根據如何
- ◎整理前後の指數標準ありや
- ◎悲慘なる市民の困窮状態
- ◎清算勘定の剩餘金没状の非違
- ◎清算金の決定は復興局の専斷
- ◎結局市民の大損害

——以上——

凡例

- 一、本書は第五十一議會における區劃整理に關する速記録の轉載なり冗長重復の字句は省略したるも絶對に加筆せず大小標題は編者記入一、改善運動目的達成のため一冊にてもヨリ多く御買取りの上、町内、御知己、御同志へ配本せられたし。印刷實費にて提供す。
- 一、本會事務所内に「民設區劃整理相談所」を開設したり、専門辯護士も在任す。來談午前中。簡單の御相談は御遠慮なく午前中に電話にて願ひたし、委細回答す。

各區聯合區劃整理
制度改善期成同盟會
電話神田一三〇〇番

清算勘定と補償金の疑議(第五十一議會 委員會議事録)

◎清算勘定及補償金問題の委員會成る

り本委員は大正十五年三月十八日(木曜日)議長の指名を以て左の通り選定せられたり。

高木益太郎君、吉川吉郎兵衛君、太田信治郎君、村上國吉君、横山勝太郎君、小島證作君、近藤達兒君、矢野鉉吉君、若尾幾太郎君、中島守利君、吉津度君、山本芳治君、内野辰次郎君、折原巳一郎君、小島善作君、加藤鏝五郎君、沼田嘉一郎君、古屋清三郎君

三月十九日(金曜日)午後一時三十四分委員長理事互選の爲め委員參集す其の氏名左の如し。

高木益太郎君、太田信治郎君、村上國吉君、横山勝太郎君、近藤達兒君、若尾幾太郎君、山本芳治君、内野辰次郎君、折原巳一郎君、小島善作君、

○年長者高木益太郎君投票管理者と爲る○高木投票管理者は委員長及理事の互選を行ふべき旨を宣告す○折原委員は投票を用るす太田信次郎君を委員長に推薦し理事は其數を三君とし委員長の指名に一任すべしとの意見を提出す○高木投票管理者は折原君の意見に異議なきを認め太田信次郎君は委員長に當選したる旨を宣告す(太田信治郎君委員長席に着く)——以下速記——
○太田委員長 委員長の職を汚します理事の指名は如何致しませうか(「委員長一任」と呼ぶ者あ

清算勘定及補償金問題の委員會成る

り)

○太田委員長 御指名申します、小島證作君、加藤鏝五郎君、矢野鉦吉君、以上三名を理事に御願致します。

會議 大正十五年三月二十日(土曜日)午後三時十九分開議。議案左の如し。

都市計畫法中改正法律案(政府提出)特別都市計畫法中第五條の土地區劃整理に伴ふ清算金及補償金に關する法律案(政府提出)

○太田委員長 是から開會致します。

◎政府委員の改悪案説明

○清野政府委員 實行中の區劃整理が豫定年度より遅れたことは甚だ遺憾であります。此區劃整理が出来ますれば、換地を致し成るべく値打の同じい所を理想としますが事實上地位、等級の同一なる換地に充てることは困難で其過不足は金錢を以て清算し區劃整理が完了すれば成るべく早く此清算金を取り一面には交付する趣意であります。其額が東京だけで十五年度國の施行八地區、横濱の三地區を入れ九百八十一萬八千五百十三圓が清算の徴收額に當ります。理窟からすれば標準の換地より比較的良い所に參つた者は、直に之を納付し他の幾分か悪い人に渡すのですが法律の規定通り一時に徴收する事は市民疲弊の經濟實況に對し忍びぬ事柄ですから分納を認め徴收し渡す方は一時に交付したい、此分納期間は下水道では十年である、故に三年は酷でないかとの御話がありました。が、清算金の性質は下水道受益者の負擔とは性質が違つても居りますし、財政

計畫の上からしても分納を認める以上は一時政府で立替へなければならぬ年額が延びれば立替金の總額が増える。此の理由から三年に規定して提出した次第です。又區劃整理で一割までは無償で沒收をする、一割以上は補償をすることになつて居ります。詰り補償金を完成後直に支拂ひますが、其補償金の總額が、十五年度國で施行する東京、横濱の十一地區に對し七百五十四萬六千八百四十八圓であります。同一人に補償金をやつて同一人より又徴收をすることは煩雜でありますから此補償金を徴收する金と差引する立法と致しました。

◎清算勘定の算出根據如何

○質問要項 清算金の算出方の基本はどう云ふ風になさるのですか。唯復興局で基礎を拵へて計算するやうですが其算定の方法は地價、若くは日本銀行等で定めて居る價格を參考せられて、路線價とか地價を指數で現しそれを金に換算すると承知して居ますが其路線價なり地價なりを御出しになつたのは、復興局に於て震災後の最も地價下落したものを標準として算出なされ居ると承知して居ります。又路線價は區劃整理後に其場所が非常に立派になる、そこで區劃整理前より高い價格で路線價を現しそれを根據として地價を定めると承知して居りますが、果して然らば震災の前後に於て非常な差額を生ずる爲に市民は非常に苦痛を感じる當局は換地の爲に土地を買ふときは安い値段を標準とした指數で買入れて、今度清算金を取るときは高い指數でありますか、それを伺ひます、その算出は一體何時の時價を押へ又如何なる時價を押へて算定せらるゝのですか。それから復興局のお役人だけで清算金の基本を定められるやうですが、是は復興局で區劃整理に關

する移轉料や何かにて補償審査會がありますが、それ等と御相談の上御定めになる御考はありませぬか。

○清野政府委員 仰せのやうに震災直後地價の暴落した折、殊に又區劃整理が出来て、幹線、二等線が通じて、土地の騰貴するのを見越して高く見積る事は無いのです。

○吉田整地部長 清算勘定は整理前後の開き不均等になり當事者間に不公平を生ずる場合を救済する爲にやるので整理前の面積と整理後の面積、整理前の價格と整理後の價格を對照致しますとどう云ふ風に換地を受けたかが出て参ります、十地區なら十地區の整理前の宅地の總面積は測量の上から出て来るので整理前にどれだけの地積、價格の地面が有つたかが分ります、同時に今度は又整理後に其地區の宅地總面積と、又整理後に變化する宅地の價格を對照すると、地區全體として面積がどれだけ減つて、價格がどれだけ上つたかが出ます、今度は、清算勘定は、整理前に持つて居る地面に對して其比に乗じますと、其人間が其外の人間に同じ割合で損得をするならばどれだけに當るか云ふ比率が出て来る併し實際では當然貰ふべかりし換地を貰へなかつた人が交付を受けます、徴收額は真中の平均を取りそれより殖えて居る人からそれに及ばない人に渡すのですから「プラス」と「マイナス」と同じになります、さう云ふ風にやりますのが清算の方法であります其價格は整理前の價格、等位を定めます爲には其地區中の一番價格の高い所の指數を現して千點と付けます以下段々地位の劣るに従つて千點から下ります、是は路線價と申して、間口を以て奥行五間の其道路の平均價格を押へて路線價指數とし、一番良い所を千點とし、以下順に落ちて来る譯で、整理委員會が其指數に依て整理前の値打を立てるので、路線價が決まると

一定の算定方法——細かい表に依りて他價を引出させ自然決まります、等級別は右の指數に依りて明瞭に知ることが出来ます實數を知ると共に直接必要な事は補償金で千點が幾らの値打かを知らねばなりません、之を知る爲にはこれを補償審査會に懸けて指數に對する單價、千點の所は果して幾らかを定めます、十四地區の單價は二圓五十錢で千點の所は二千五百圓になります、何に依て單價が定まるかと云ふと、農工銀行勸業銀行或は東京市役所等、其道の經驗見識の見積り専門家の意見を徵し原案を作り補償審査會に提案します何時の時期を押へ價格を見積るか云ふと、是は震災後東京が全くの焼野原になり非常に地價が下つた先を押へたものではありません整理前の價格、整理前の等級は原則として震災前の價格を基本に押へ其後區劃整理の實施に依る原因以外の狀況に依つて幾分の變化のありしを斟酌し震災前の價格を上下して見積る方法を執つて居ります整理後の價格も指數を勘定して區劃整理委員會の議に懸けます、路線價格が整理前には千點であります、整理の結果千點に又何點か増すので詰り千點の所が千二百五十點となり千五百點となり、或は千六百點となります、整理後差當り是れ位騰るだらうと云ふ見込は成るだけ内輪に押へる方針で提案します隨て御心配の如きことは避けられるであらうと思ふ、又假りに御心配の結果が出るとしても其清算勘定は徴收を受けた人の金を政府の收入にするのではないので其地區内に戻る所謂清算勘定であります、隨て整理後高く見て金を餘計取立てることは、復興局又は事業施行者の利益になりませぬ。

◎整理前後の指數標準ありや

整理前後の指數標準ありや

○質問要項 十四地区の指数が千點であるとし區劃整理完成後に於ける指数は、一體何を標準として定めるのですか、此清算金の問題は本來補償審査會には懸けないことに法律上なつて居るやうです序に指数は幾箇月の幾年間か前から復興局で定められて居る唯之を公表すると區劃整理の妨げになると云ふ御考から發表なさらぬやうですが實は補償審査會が出来る前から局の方で御定めになつて居つたやうですが、それ等の點は如何ですか。

○吉田整地部長 整理後の指数は整理前の指数を決めると同じやうに路線に基いて決めます、整理後の土地にどう云ふ路線が通るか云ふことで路線へ價格を附けるので整理前の指数に對比して、今度審査になる通りがどれだけの値打があるかと云ふことを決めるので可否の意見は補償委員會ではなく區劃整理委員會であります整理後の勘定も區劃整理委員會で認めるので只今の所は區劃整理委員會と當局者の意見は殆ど一致して決定致して居ります。

◎悲惨なる市民の困窮状態

○質問要項 清算金は單獨に復興局なり東京市なりが勝手に決めることは争ひのない事實と考へられる唯區劃整理委員會に諮ると云ふも區劃整理委員會は何等の権能がない諮問機關ですから如何に反對しても遂には執行者に於て決める問題だと考へます、それ故に之を補償審査會の如き性質のものに於て御決定になる御考はないか是迄通り此儘に御進めになる御考ですか。それから指数は交通状態或は道路の工合に依つて定めると云ふ御話ですが、其標準を伺ひたい。それから清算金を執行者に於て徴収した場合に其地區内に過不足はないとの御話で、取つただけは其地區内

の清算金に投じるとのことですが、さうすると剰餘金は何の爲に定められてあるか、是は剰餘金が生ずる場合を豫想してあるのですが其地區内で徴収した金は其地區内の清算金交附に充てるので決して執行者の懐ろに這入るのではないことは私もさう心得て居たのですが、何故に剰餘金の規定を設けて置かれるか、不思議に堪へないのであります。次ぎに區劃整理もチヨイ／＼動いて居る場所が見へますが移轉料は近頃非常に豊富で却て先より立派になつたと云ふ人もある、又一部分を切取つて済ませた人は千圓以上の剰餘金が出たと云ふ人もあるが又神田方面では随分移轉料が足らぬと云ふことも聞くのであります、殊に今本會議にまだ掛りませぬが既に提案されて居る特別都市計畫法中改正法律案が、關直彦、高木益太郎君其他東京市選出の方々から提出されて居るが是非共あの通りやつて呉れと云ふことを私共にも言つて居る、神田區、下谷區、淺草邊の有志の方があつて、區劃整理が實際斷行せらるゝと吾々は死なねばならぬ、東京市民は震災で非常な打撃を受けて、又此區劃整理で二度の震災に遭つたやうなものであると懇へて參つたのであります、吾々も考へねばならぬ問題であります、此移轉料は随分苦しい、足らぬと云ふことで、之を斷行されては東京市民が助からないとの聲も近來頗る大きくなつて居ります。それ等に對して何等かの方法を執る御考がありますか、それから震災後の東京市民の經濟状態は、實際想像以外に酷いのであります。成程外形だけは整うて居りませうが、其内容は實際疲弊、困憊に陥つて居る其處へ國家的の大事業を行ふことで犠牲を拂はせなければならぬのですから、此移轉料の如きも坪二十七圓五十錢とか云ふ基準も増額する御考はありませぬか。

◎清算勘定の剩餘金没狀の非違

○清野政府委員 順を逐うて御答致したいと思ひます、清算金は補償審査會には懸けませぬ將來と雖も懸ける考はありませぬ。整理後の價格の標準は無論理想としては、整理前と整理後の價格と同一と云ふのが理想である、整理後に此價格が殖えたと云ふことは、清算の上で非常に困難にもなり、是は望んで居りませぬ清算金の徴収交付が現在どう云ふ風になつて居るか實例を申し上げます十五年度で終る地區で完了した整理前の宅地の價格は大體千四百九十三萬四千圓で整理後の宅地の價格は比例で見ますと、七地區では整理前の價格が千でありましたものが千三十九。即ち三十九だけ殖えて居ります、六地區は殆ど近い數字であります十二地區は整理前の價格と整理後の價格とは矢張り千のものは大體千。十四地區は整理前の價格が千。整理後は千〇二十八。十六地區は整理前より整理後の價格が減り、整理前を千とすれば、整理後は九百十になつて居ります、此整理前と整理後が面積で減りますが、總體の價格は減つた所もあり、同一の所もあります。第五條に「剩餘」と云ふ文字を使ひましたが例へば駿河臺の六地區で政府が立替金で立替をしまするのに利子が入つて居ります、此利子は餘分のもので「剩餘」となります。移轉料は非常に苦心して居るので昨今の不景氣であり移轉を強制するやうでは殆ど此區劃整理は出来ぬと思ひます法律に依て通常受ける損害を補償せよとありますが、只今の法律を改正せぬ以上は是は出来ませぬ現在まで東京で一萬五千ばかり命令を出しました、其移轉は今年は春から夏に掛けて、非常に殖える積りで東京で一坪平均三十六圓となり二十七圓五十錢に較べ餘程の殖え方です。三ノ輪あた

りは、随分細民が居りますので動産を調べ馬車で一臺とか、二臺とか、或は荷物の多いものは、「トラック」で幾ら掛ると計算します休業中の損害補償は建物の移轉工事中營業を休みますので、其營業を休む爲に生ずる損害を拂つて居ります、それは營業者の總収入から總損金を差引いた所得金額を標準として、一年の三百六十幾日で割つて、一日の所得金額を出し移轉工期間の長い短いに依つて所得の金額を計上して居ります。どうしましても區劃整理をやれば面積は減る、隨て間口が減る爲に或は床屋にしても五つ竝んで居た椅子が四つになり、活動寫眞にしても定員五百人の所は四百人となるのは已むを得ませぬ、その損害を償ふことは、法律の解釋として此移轉に依る損害の中に入れることが出来ぬと解釋して居ります。

◎清算金の決定は復興局の專斷

○質問要項 指數の問題は、只今の御答では満足し得ない區劃整理前と後と較べて見ると、價格の點に於てもさう違はぬと云ふことですが、考へて見ると、價格は違はぬかも知れぬが、宅地の面積は既に一割五分なり、二割なり減つて居ることは明白ですから、減つて居つて而も此値段が同じだ、云ふことになり、區劃整理後に於ける指數が高くなつたことは明であります、之が高くなるのは、何を標準に高くなつたのであるか、何等の標準もなく、整理後と整理前の價格は一緒にして行けば宜いと云ふ金の上から考へて指數の割出をしたといふやうに只今の御説明で考へられます、唯整理前と整理後の宅地の價格を同一にしてそれから今度指數を割出したやうに考へられます。それから元來、區劃整理委員會は何月何日までに委員會に懸けて其地區の換地移轉

を決定しろと云ふ制限がないやうであります。

○清野政府委員 勅令に依て期限を指定すると云ふことでなしに本年内に何處何處と云ふ順序も大體定めて見たいと考へて居ます。

◎結局市民の大損害

○太田委員長 只今の質問に對する御答の中に、諒解に苦しむ點がありましたから、御聽きしたい、面積指數に於て金が整理前と整理後と違はない、併し坪數は減つて居ると云ふ譯で減つて居る損害は、結局土地を高く見積つた爲に實際の面積に於て減つて居る損害の負擔は居住者若くは地主の損害になりますか。

○質問要項 其點に對する御答辯は頗る要領を得ないので、整理前と整理後に於ける土地の價格が殆ど同一であるか知らぬが一割以上の減歩が出来て居る平均して一割五分位の宅地面積が減つて居る、其一割五分減つて居つて價格が同じと云ふことになる、其一割五分だけの價格が減つたことになるのです。所が同一であるから差支ないと云ふ御話に伺つたのですが、之に就て見ると區劃整理前の全部の土地の價格を以て整理後の土地の價格と同一と見て居る、其金から割出して指數を定めてをられるやうに考へるのです。吉田整地部長の御話では、道路の幅の廣い所は高くし、狭い所は安くすると云ふ御説明ですが、併し必ず幅が廣いから路線價が高いと見るのは間違つて居ると思ふ、震災前に一番廣い道路と申せば上野の御成街道であるが、それは日本橋の路線價よりはゆつと安い。道路の廣さに依て路線價を定めることは理窟に合はない何かそこに標準

があつて、此處には三十三米突の道路がある、三十三米突の道路に副ふ場所は、何れの地區に於ても二割高く見る、或は日本橋區は全體に於て二割高く見ると云ふやうに、何か標準がなければならぬと思ふ其標準を伺ひたいのであります。

○清野政府委員 整理前に比べて整理後の地價を非常に高く見積つて居ることはありませぬ但し一割までは法律に依て市民は犠牲を拂ふことは已むを得ぬと思ひます。

○吉田整地部長 整理後の價格が整理前と餘程差があるのではないか、それだけ地區民の損になるのではないかと云ふ委員長の御疑でありましたが是は地區民の損になることがありとすれば、それは整理後の價格を高くした爲に損をしたのでもない、是は地區民内の人間の過不足を見る爲に見積つたのであります。(編者曰く、要領を得ず)

○太田委員長 今日此程度に止めます。(小完)

三五

河上哲太。高木益太郎。
太田信次郎。作間耕逸。
安藤正純。諸代議士。

共述

區劃整理の非違缺陷

(第五十一議會本會議速記錄)

編者序文

不備缺陷の多い現行區劃整理は、到底完成の見込みなく、このまゝ進めば蛇の生ま
殺して市民は經濟的に自滅する。若し強いて民意に逆行して軍隊警察の力で強行さ
れんか、如何に従順なる市民と雖も、民論爆裂して、一大不祥事の勃發するなきを
保せぬ。役人大臣は辭職すれば、後は野となれで濟むが、孫子の代まで帝都の繁榮
を双肩に擔はんとする我れ等市民は、眞に痛憤憂慮に堪えない。

區劃整理は帝都の復興を妨害する癌である。我れ等はその惡制度を改善し、癌腫バ
チルスを一掃して、一日も早く帝都の復興を促進し、市民生活の安定を得たい。わ
れ／＼こそは眞の帝都復興促進論者である、市民共同の敵たる區劃整理の極惡制度
を排除するが爲めには、冷靜なる市民の理解と、合理的團結の力に待たねばならぬ。
これ本書を刊行した所以である。切に御一讀を望む。

區劃整理制度改善期成同盟會にて

編輯責任者 眞繼義太郎記

區劃整理の非違缺陷目次

區劃整理の違法支出

復興局何の狀ぞ

- ◎疑獄續出の復興局
 - ◎殆ど全滅の復興局を奈何
 - ◎世人を欺く出鱈目の復興計畫
 - ◎百萬の罹災民は戦々兢兢々
 - ◎政府自ら範を示さず
 - ◎共同建築法を出さぬ理由
 - ◎何が故に改善を躊躇するか
 - ◎豫算の不足を何によりて流用するか
 - ◎襟度を大にして虚心淡懷なれ
- ### 改悪法案本會議討議
- ◎市民の救済助成を先とせよ
 - ◎區劃整理は前途遼遠

- 事業残りて金足らず
- 不利益なる差引勘定
- 清算勘定剰餘金の横取り
- 分納は十年位が希望

特別都市計畫法中改正法律案

- 改正案提案の理由説明
- 帝都復興を妨害する區劃整理
- 既に區劃整理の時機を失す
- 市民の慘苦、經費の不足
- 前途に横たわる不安と困難
- 民有宅地の沒收は憲法違犯
- 受益者負擔金は受益の事實に基きて課すべし
- 強制的總移動計劃を中止すべし
- 借家人より整理委員を出だすべし
- 居住權營權の補償を爲すべし
- 違法不當の處分を停止すべし

- 整理委員の横暴專恣を防止すべし
- 眞に復興を促進する所以
- 復興局の權威失墜す

参照事項 (以上)

凡例

- 一、本書は第五十一議會における區劃整理に關する速記録の轉載なり冗長重復の字句は省略したるも絶對に加筆せず大小標題は編者記入
- 一、改善運動目的達成のため一冊にてもヨリ多く御買取りの上、町内、御知己、御同志へ配本せられたし。印刷實費にて提供す。
- 一、本會事務所内に『民設區劃整理相談所』を開設したり、専門辯護士も在任す。來談午前中。簡單の御相談は御遠慮なく午前中に電話にて願ひたし、委細回答す。

各區聯合區劃整理

制度改善期成同盟會
電話神田一三〇〇番

區劃整理の非違缺陷

附、復興局疑獄の内容

(大正十五年三月廿五日衆議院
議事速記録第廿六號轉載)

區劃整理の違法支出

○決算委員長河上哲太君 委員會報告書(抄)

復興局支出に依る(會計検査院報告一)一一、五三九、三四三圓九二〇

理由 區劃整理實施上宅地の減歩率を緩和する必要上已むを得ずとするも仲介業者の手を経て隨所に購入せしものあるが如き又高價に失したるものあるが如し要するに周到の注意を缺きたるものとして將來の注意を警告す

三月廿四日衆議院本會議(速記録抄)

○河上哲太君 (前略)復興局關係は現に刑事問題其他を起して、世人の耳目を聳動せる品川の埋立、高等工業敷地等の問題であります。政府の説明に依ると、品川の埋立地は、好景氣の時に品川町の住宅を建設する意味で認可を得て、町で工事に従事して居るので、當時東京府からの認可命令に依るならば、全部完成の上、既定の検査其他の手續を経て、品川町が権利を得るのであるのを未だ權利を得てゐないものを此埋立工事を請負うたる關係者と、復興局との間に既に

権利があるものとして権利の賣買をして居るのであります、復興局に於て、其關係會社に契約の破棄解除をする時には、賠償をさす契約があるさうではありますけれども、果して此損失を償ひ得るや否やは、今の會社の状態では疑問である、併ながら尙ほ出來得る限り國家の損失を少くし關係者の不注意は、復興局で十分調査して處分したいと云ふことで政府も恐縮致して居ります。藏前の高等工業の問題も刑事問題が起つて居るさうで、是は大岡山の田園土地の會社と、土地と土地との交換と云ふやうな意味で、即ち一に對する七半と云ふやうな意味で交換致したのださうで其當時の評價が約坪百五十圓、それが二、三箇月の後に百九十圓、即ち約二百圓に近い價を以て復興局に復た買ひ戻されて居る、之に就きましては復興局は、其當時の評價は出來得る限りの手續を執つたので不當とは思はないと云ふ説明だけでも、是も刑事問題が起つて居て、十分釋明を致すのは困難であると復興局が恐縮して居る有様です。

銀座方面に於て不用の土地を買過ぎて居るとの問題は銀座方面と木挽町方面とが一つの區劃になつて居たものが、其後の計畫の變更上、二つに致した爲に、銀座方面で恰も不用の土地を澤山買つた形になつて居るけれども、是は悪意でしたのではなく、此土地の爲に國家に損失を與へることは少いと云ふ説明でありました。

復興局何の状ぞ

◎疑獄續出の復興局

○高木益太郎君(登壇) 内閣總理大臣兼内務大臣に御尋をしたい復興局の問題で、總額六千二百萬圓の不動産の買入をして居る。本會に於ては一千萬圓の教育費國庫支辨、或は八哩の鹽尻の鐵道の問題に付きては、全院の諸君が擧げて御苦心になつた、然るに僅か内務省の一局である復興局に於て六千二百萬圓の金を使つて、東京の潰地其他を買入れて居る其結果に就て調べて見ますると本員の質問中に太田圓三君の自殺問題がある、又此問題は茲に御列席の村上國吉君が、昨年の豫算會議に於ても復興局に確かに瀆職の事實がある、速に之を改善しなければならぬと痛論せられ本員も亦之に共鳴して、政府に苦言を呈したのであります、勿論、事は四代前の清浦内閣即ち大正十二年の十二月から不都合な行爲がある即ち田園都市會社の二百四十萬圓の問題是は聞く所に依ると贈賄の額が約二十萬圓、又品川の詐欺事件、是は瀆職ではなくして詐欺だ、まるで無いものを賣買して居る、故に東京地方裁判所に於ては之を詐欺取財事件として取扱つて居る、又最近には鍋島家、而も會計検査院長が鍋島家の顧問である、此鍋島家から二萬圓の賄賂を取つて居る、何たる大膽不敵の事でありませうか、左様な事實を擧げて來ると復興局から出した六千二百萬圓の金が、土地の賣主の手には實際幾ら入つて居るか殆ど分らぬ實に怪しからぬ不都合極まつた事である、近年の海軍省の金剛艦の問題と雖も、國家に斯う云ふ大なる損害を與へたものでない、皆金高が小さい、復興局官吏がその百分の五を不正に使用したとしても、千七百萬圓は彼等が國家に損害を與へたことになる、政府は行政の取締の上に於きまして政府の行政上の責任問題として、どの位國家に損害を與へたものであるか、此金高を一つ伺ひたい。

◎殆ど全滅の復興局を奈何

それから此金は、眞に東市市民、罹災民の血の出るやうな負擔になる、即ち大正十八年度から三十箇年に復興事業費は償還しなければならぬ義務を持つて居る、全部只頂戴の出来るものではない、三十箇年賦で毎年之を償還しなければならぬ義務を持つて居る、國家機關の官吏が、其金の中、何百萬圓を不用に使用したものを、東京市民の負擔にすることは實に忍びない、國家自ら監督すべきものを、監督不注意の結果斯の如き問題が起つたのでありますから、此分に付ては政府は一體どう云ふ考を持つか、又政府は此際斷乎たる大刷新、大英斷をして、此復興局の改善に當る御考があるかどうか、今日東京市民は復興局と言はずして、誰も不都合局不都合局と言つて居るのであります、立憲政治は信任政治である、復興局の從來の幹部は四人あつたが、謂はゆる四人柱の中建築部長の一人を除くの外は、皆問題に屬する人になつて居る、或は整地部長、或は經理部長、或は土木部長、全滅とは言はないけれども少くとも幹部に居つて決裁する人々は皆問題の人である、此復興局に對して政府はどう云ふ改善を加へる考であるか、復興局は現在、五千人の人を使用して居る其中には前に不都合を爲したる所の監督不行届なりし前の復興局長官を尙ほ顧問囑託として居る、或は後藤系の鈴木組の人々を囑託にして御用商人を使つて居る、斯んな事で、復興の事實が果して擧がると云へるかどうか。

◎世人を欺く出鱈目の復興計畫

又復興局は商業會議所會頭の藤山委員の質問に對して、總ての區劃整理事業の終るのは何時でありますかと云ふ問に對して、稻葉土地整理部長は『總てのものは大正十三年、十四年、十五年の三年で完了したいと思つて居ります、焼失の區域全部に對して大正十三年の五月、六月、七月の三箇月間に假處分をして、八月一箇月だけ猶豫を見て、九月から本建築に掛るやうにしたいのであります』斯う云ふことを言つたことは速記録に依つて明白であります。

然るに仕事はどうでありますか、大正十二年を過ぎ、大正十三年を過ぎ、十四年を過ぎ、茲に十五年經費の十分の八はもう使つてしまつて居る、況や此議會がまるで知らない、勿論行政科目で立法科目ではありませぬけれども、十分の八まで費用は使つて、仕事はどの位出來て居るか云ふと、百分の九弱、まだ一割に達せぬではないか、さうすれば從來の彼等が公に宣言したる事柄が行はれぬのみならず、豫算が無いことになる、そこで政府はどう云ふ一體御計畫を御持ちになるか、從來の計畫はまるで世の中を欺いたものである、速記録に依ると十三年の九月から本建築に取掛かる、何處に本建築に取掛つて居るか、而して此問題は、國家問題としても大切である帝都の問題であるか、直接には四十一萬戸の震災の利害關係人が居り、一萬五千人の地主、十二萬人の借地人に關係する問題である、政府はどう云ふ方針を以て之を御進行になると云ふ御考であるか。

◎百萬の罹災民は戦々競々

本員等の見る所に依ると、最初から豫算が三分の一しかなかつたのである、三分の一しかないの

殆ど全滅の復興局を如何
百萬の罹災民は戦々競々

世人を欺く出鱈目の復興計畫

に仕事を無暗にやり掛けてやれない、經費は十分の八使つてしまつて、一割もまだ仕事が出来ない。やゝもすれば駿河臺が出来たと云ふが、駿河臺の住民はまだ一錢一厘も清算金を貰つて居らぬ、何たる憫れな状態でありませうか、今後如何に政府はやる考であるか、昨年来政府は共同建築法を實行すると云ふ、共同建築法を實行しなければ細かい家に付ては區劃整理をして、都市の美觀を改善することは出来ぬと言はれて法案は出来て居る、此共同建築法を實行しなければ十分の五、半分の區劃整理は出来ないとのことであつたが、然るに其法案は此議會にまだ提出がない、然るに此進行が出来るか出来ぬかと云ふことは、百萬人以上の罹災民は日夜忘れることが出来ない、戦々競々として何時自分の所に移轉命令が来るかと言つて心配して居る、何故政府は年月と順序を立て、速に政府の確實なる計畫を發表しないのであるか。

◎政府自ら範を示さず

動もすれば何か民間の者に怠りがあるやうに考へて居るが、先づ區劃整理をするなれば、丸ノ内第三區、内務省、大藏省、會計検査院と云ふものが卒先して區劃整理に應じなければならぬではないか、政府自ら市民に向つて範を示さなければならぬではないか、然るに會計検査院と云ひ内務省と云ひ大藏省と云ひ、吾々の個人の營業や居住して居る者とは違ひ多少の餘裕があるにも拘らず、今日まで何等區劃整理に著手して居ない、政府自ら範を示さずして、どうして市民に之を促すことが出来るのでありますか。

又近頃は等の役所をば集合して櫻田門外に國有財産から一億圓許り金が餘つたから、建築を爲さ

ると云ふこと、是は洵に結構でせうけれども、私等國民としては、國有財産に關する法律は何の爲に出来たか、國有財産調査委員は何の爲に選定になつたか不要な國有財産を整理して民力の涵養を圖りたいと云ふ考から、國有財産委員が設置されたのであります、故に國有財産調査委員の努力に依つて一億からの金が出来たならば、先づ以て役所の方は、敢て仁徳天皇の故事を言ふではありませぬが第二にして、先づ第一に廢減税の方面、民力休養の方面に此不要の財産を使用しなければならぬではないか、全部でなくとも半額は廢減税に向け、半額をば國力の發展に注がなければならぬ順序である——罹災民は今や區劃整理に日夜心配して居るのに十年計畫であつた役所が先きに建つて震災地は後になることは、緩急其順序を誤つた次第ではないか、況や政府の豫算は營業休止による損失を見込まず豫算が根本から足らぬことは明白である、此計畫を縮小して眞面目なる案に縮小することは政友會の總裁の高橋、憲政會總裁の加藤、當時の復興審議會の特別委員長伊東巳代治、大石正巳諸氏の方々が協議して、尨大なる復興計畫を止め眞面目に出来る百八萬坪内外位の計畫が立つて居た、それを稻葉健之助とか云ふ今監獄に這入つて居る連中が、千四十八萬坪の全體に區劃整理をやらうと云ふ、日本にも外國にも例の無い馬鹿氣た事をやり出した其後——院議は十二間以上の道路は國家がやる、十二間以下は自治團體の自由に任すことになつて居るのを復興局の屬僚が何等議會に諮らないで勝手に變更して居るから、非常なる計畫の齟齬を來して居る百萬人以上の利害に關する問題でありますから總理大臣と復興局長官は御協議になつて斷乎たる決心で刷新なさる御考があるかどうかであるか御決心を伺ひたいのであります。

◎共同建築法を出さぬ理由

○政府委員(清野長太郎君)登壇 (前略)收賄の額は只今豫審中で私自身も承知しませぬので御答致し兼ねます、又復興局で六千萬圓の土地を買ひました此土地全體に付て不正の事實があるやうな御話は酷でもあり、事實相異と存じます尙ほ直木前長官の如き不都合者を何故顧問にして居るかとの御話は是は技術上の問題であります。共同建築の法律案を提出せぬ事に付きては共同建築法を法律とする以上は、所有權と借地人との關係が先づ第一、第二には共同建築を強制實行すれば借家人を追拂ふことになり、一時に數萬入、或は數十萬人の借家人を何ヶ月前の豫告を以て解約することになりますことは、政府でも議論がありますので、此議會には提出出来ませぬだ。

○高木益太郎君 再質問を致します、只今復興局長官は、共同建築法案は昨年來審議をして居るがまだ出来上らない、其結果は數十萬の借家人にも影響するから此次の議會には出すとの仰せであります、果して然らば其部分に涉るものは、移轉命令を御發しにならぬかどうであるか、其部分にも移轉命令を發して仕事をして、それから共同建築法で又壊すことは甚だ迷或であります、此共同建築法を實行するか實行せぬかは區劃整理全事業の半分に涉る問題である、何時までも考へて居るといつて、もう四年目ぢやありませんか、さう長く考へてばかり居られた日には耐つたものではない、此次の議會に出すと仰せになる以上は、それ迄は其者に對する移轉命令は御出しにならぬのであるか、どうかを伺つて置きたい。

○政府委員(清野長太郎君) 共同建築は耐火屋を要します一部分です區劃整理は千萬坪で、防火地區は百五十萬坪内外であります。共同建築の法律案を提出する前に、移轉命令を出すか出さぬかと云ふことではありますが、移轉命令は其處に居ります家を動かしても換地を遣りますので、共同建築を實行しますと、土地の收用の場合と同じく、借家人の移轉先を決めずに、解約すると云ふ違ひが起りますのでございます。(編者曰く、不得要領)

◎何が故に改善を躊躇するか

(此項委員會速記録轉載)

○作間耕逸君 私共は決して復興事業全體のことを彼此申すのではない、兎にも角にも現に道路、橋梁、公園、廣場等の工事も、相當に苦心せられ其中でも橋梁復舊工事の如きは比較的進捗しかけて居る吾々から言はしむれば寧ろ現在の復興局の事業を擴張して有らゆる經濟復興延いては精神復興の方面をも總て統一して復興全體の事業を進むる要ありと思ふのであります。其中で、豫算の全體の一割にも足りない費用が割當ててある此區劃整理事業だけに付現在の制度を不適切でありとして、其改善を主張するものであります此復興事業殊に區劃整理の方針は決して現内閣が考へ出されたものではない、是は震災直後の山本内閣、其後の清浦内閣時代に於て主として定まつたもので現内閣は唯其政策を其儘踏襲したに過ぎぬものである、現内閣が此政策を踏襲せらるるときに當つて、吾々は内務大臣へ一度御注意に参つたのでありますけれども、遺憾ながら其一二日前に既に復興局の幹部諸君が参られて内面から内務大臣に事情を懇へられた、形

共同建築法を出さぬ理由 何が故に改善に躊躇するか

跡がある、随つて吾々の改善論は其時は御採用にならなかつた、是は實に賢明なる若槻内相としては千慮の一失である、私共は非常に遺憾に考へたのである、次で其當時の復興局長官の後を承けられたる現長官は手腕、技倆竝に御人格も、優秀なる方であると承つて居たから、定めし議論の多い此區劃整理に幾多御改善なさるものと實は期待して居たのであります、然るに矢張り現長官も其令聞ある、手腕力量を示さずして、依然議論の多い區劃整理の既往の方針を其儘踏襲せられると云ふことは、返すも遺憾千萬に思ふ、私共の目標とする所は、唯區劃整理の點だけである、其他の經濟上の復興、詰り將來の商工發展策、建築の助成、商業資金の融通、工業資金の貸付、是等の事までも實は現在の復興局に於てやつて貰ひたい、それが爲には権限を擴張し今の内務省、大藏省、東京市役所、横濱市役所等に分れて居る事務を總て集めて、課や係を増設せられて大にやつて戴きたい希話を持つて居る、復興局全體に對しては私共は寧ろ之を援助し而して復興事業全體の促進を圖りたいと思つて居るのであります、唯此區劃整理に付ては、此處に御出席の復興局幹部の方々も定めし意外な事ばかり起つたものであると御考になつて、誰しも經驗のないことである、例と申しては世界の何處にも經驗がないはだけの大都市の焼跡を、是程急に應急的手段を執り、既に復興の半ばに在る今日に於て、根本から區劃整理を行ふと云ふやうな實例は世界にも例がない前古未曾有の一大災害であると同時に前古未曾有の大事業でありますから隨て此事業の進捗に當つて色々豫期せざる難關障礙の生じて來るのは當然である、是は誰が悪いのでもないから此區劃整理施行の任に當る者は、之を施行するに當つて思ひ及ばなかつた障礙難關が起つたならば被施行者多數の意響を參酌せられて、之を適當に改善して行くと云ふことは當然

であると思ふ、然るにさう云ふやうに改善すると云ふことは何だか復興局の面目を害し、或は權威を傷けると云ふやうな思召が知れぬが、吾々から考へると、復興當局の態度は洵に偏執に過ぎると共に、今少し虚心淡懷に非を改めて行かれることは少しも差支へない、却て被施行者は感謝こそすれ、それを以て復興當局のやり損じだ、改めたのが悪いと云ふことは申上げないのであります、何が故に偏執的態度を固執し、飽迄被施行者の怨府となり飽く迄非を非なる儘で進んで行かれやうとするか、其點が私共は非常に市民の爲に遺憾とし、國家の爲に遺憾とし、其態度より即ち帝都復興の前途を阻礙するものであると斯様に考へるのであります。

◎豫算の不足を何によりて流用するか

私の第一の質問は豫算の流用の關係であります、只今長官は區劃整理の計畫當時、建物の移轉料竝に借家人の移轉料は合計して一坪二十七圓五十錢である、それが今日實際は三十六圓を支拂つて居ると仰せられました、茲に於てか私は當然起る疑問がある、それは此金では逆も十分に行くものでないあの當時焼跡のバラックは、總體で僅かに八十七萬五千坪で大正十三年、即ち震災當年の第四十九臨時議會に編成せられたる豫算であります、あの當時の未だ焼野原が全然整理せられて居ない時代、從來の住居人が慌てて歸つて來て焼「トタン」古木杭で假小屋を造つて居た時であります其時の八十七萬五千坪を眺めて焼野原の中で立てられた豫算であります、其當時の建物及び棟數ならば二十七圓五十錢でも間に合つたかも知れぬが其後建物の改築、増築を歓迎し、決して之を制限せられなかつたから、どしどし建物の數が増すと共に空地は少くなり應急的「バ

豫算の不足を何によりて流用するか

ラック」が順次取り拂はれて代りに半永久的の比較的立派な建物が立てられて即ち建物の数が凡そ今日では四百三十萬坪にも上り豫算編成の當時から言へば五倍位殖え隨て空地は減じて居る、又建物の建築費が其當時と今日とを比較すると約三倍以上になつて居る、其現在の建物数と空地の少くなつた今日に於て、尙ほ大正十三年六月の第四十九臨時議會に編成したあの豫算で執行して行くことは實に一大無理である、長官は今日の建物に對しては三十六七圓に増して拂つて居るとのことだが、さうすると此豫算はどう云ふやうに流用されて居るか、結局行詰つて不足を生ずることはないか、其間の勘定はどうなるかを敢て數字を擧げて明かにして戴きたい、即ち現在まで既に支拂はれたる棟數に對する移轉料は幾何であるか、其棟數と移轉料の總額、それから將來移轉させる見込の棟數に見込の金額は幾らか。さうすると今當てである土地區劃整理費の中の建物移轉料では不足を生ずるでせうが、それはどう云ふ項目、如何なる方法で、どれ程の金額を流用支辨せらるる御見込でありますかを伺ひたい。

◎襟度を大にして虚心淡懷なれ

尙ほ今日出されたる清算金に關する法律案も實は吾々の同志が改善しなければいかぬと云ふので改善意見書を當局へ出しましたる其中の一箇條なのです、即ち民論を容れられたのですから民論の中で是とすべきは之を容れる此通り改めなると云ふ事であれば被施行者はどれほど満足するか知れない、防火地區内共同建築案は現に私共が唱へたことである、それに付て必要ある借地權の整理並に運用をどうするか、それも法律案を以て安心し得るやうにして貰はなければならぬと

云ふことを唱へた。罹災市民被施行者は區劃整理で自分の生活を根柢から脅かされるのでありますから、色々なことを考へて意見を案出し私共の方へ持つて来る、私共は唯輿論を代表する意味で、取次的に申上けるのですが、其意見を復興局で御酌取下さつて居るけれども、其下さることに付ても『なには復興局の己の方の勝手だ、彼奴等が何を言ふか、彼奴等は自分等の爲にやかましいことを言ふのである』と云ふ態度で接して居られることは、如何にも遺憾である、もう少し胸襟を開いて虚心坦懷、成程此説は良い此案は良い、是は斯う云ふやうに改めたいと思ふ、斯う云ふ方針を執りたいと思ふと云ふやうに罹災市民に接觸して戴けば、餘程復興事業の進行も感情の上に於ても利害の上に於ても、緩和して行ける、以て復興事業を促進し得るに相違ないと思ふ。

改悪法案本會議討議

特別都市計畫法第五條ノ土地區劃整理ニ伴フ清算金及補償金ニ關スル法律(可決せられたる政府案)

第一條 本法ニ於テ清算金ト稱スルハ特別都市計畫法第五條ノ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理法第三十條ノ規定ニ依リ徵收シ又ハ交付スヘキ金錢ヲ謂フ

第二條 清算金ヲ納付スヘキ義務アル者ニ對シ同一土地區劃整理施行地區内ニ於ケル土地ニ關ス

襟度を大にして虚心坦懷なれ 改悪法案本會議

ル權利ニ付特別都市計畫法第八條ノ補償金ヲ交付スヘキ場合ニ於テハ整理施行者ハ徵收スヘキ清算金ニ之ヲ充ツル事ヲ得但シ其ノ補償金カ耕地整理法第二十五條ノ規定ニ依リ供託スヘキモノナルトキハ其ノ補償金ヲ交付スヘキ土地ニ關スル權利ニ付徵收スヘキ清算金ニノミ之ヲ充ツルコトヲ得

第三條 整理施行者ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ徵收スヘキ清算金ニ付利子ヲ附シ五年ヲ超エサル期間ニ於テ分納スルコトヲ認ムルコトヲ得

前項ノ利子ハ之ヲ清算金ト看做ス

第四條 整理施行者ハ清算金交付ノ爲必要アルトキハ耕地整理法第三十條ノ規定ニ拘ラス他ノ土地區劃整理施行地區ニ於テ徵收シタル清算金ヲ以テ繰替支辨シ又整理施行者ガ行政官廳ナルトキハ國、公共團體ヲ統轄スル行政廳又ハ公共團體ナルトキハ其ノ公共團體ノ立替金ヲ以テ支辨スルコトヲ得

整理施行者前項ノ規定ニ依リ繰替又ハ立替支辨シタルトキハ徵收シタル清算金ヲ戻入シ又ハ返還スヘシ

第五條 清算金ニ剩餘ヲ生シタルトキハ其ノ剩餘金ハ整理施行者カ行政官廳ナルトキハ國、公共團體ヲ統轄スル行政廳又ハ公共團體ナルトキハ其ノ公共團體ニ歸屬ス

第六條 土地ニ關スル權利ニ付清算金ヲ徵收セラレ又ハ交付セララルヘキ場合ニ於テ其ノ權利ヲ讓渡シタルトキハ當事者雙方連署ヲ以テ遲滞ナク整理施行者ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ
前項ノ届出ラ爲ササル場合ニ於テハ清算金ノ徵收又ハ交付ニ關シテハ其ノ讓渡ハ之ヲ以テ整理

施行者ニ對抗スルコトヲ得ズ

土地ニ關スル權利ニ付清算金ヲ徵收セラレ又ハ交付セララルヘキ場合ニ於テ其ノ權利ノ分割讓渡ニ付第一項ノ届出アリタルトキハ整理施行者ハ遲滞ナク各當事者ヨリ徵收スヘキ清算金額又ハ各當事者ニ交付スヘキ清算金額ヲ通知スヘシ

第七條 前條ノ規定ハ土地ニ關スル權利ニ付清算金ヲ徵收セラレ又ハ交付セララルヘキ場合ニ於テ其ノ權利ノ消滅シタル場合ニ之ヲ準用ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎市民の救済助成を先ごせよ

○太田信治郎君 委員會修正案に付て御報告申上げます、政友會の近藤達見君の修正案が提出されました、其修正案は本案の第二條を削除すること、第三條の「清算金に付利子を附し三年を超えざる期間に於て分納することを認むることを得」とある規定中の「三年」を「五年」と修正せられました、第五條の「清算金に剩餘を生じたるときは其の剩餘金は」とあるのを削除して「第一條第二項の利子」と云ふことに修正になりました。修正の理由は區劃整理の爲に災害地の市民は土地一割を減歩される爲に、約三億五千萬圓を無償を以て提供致すことになり、尙ほ家屋を移轉致し、其外各種の施設に多大の資金を必要と致す場合であります、故に此政府より交付せらるゝ補償金に依つて之を支辨しやうと致して居る、然るに未だ區劃整理の完成せざる整理後の清

市民の救済助成を先とせよ

算金の徴収を充當して相殺されることになり、現在の區劃整理地區内の住民は、震災以來酷く困難して居る所に、尙ほ此相殺勘定に依つて假令移轉命令を受けました所が到底移轉致すことは出来ませぬ、左すれば折角換地處分まで決定しても移轉が出来ませぬければ實行の區劃整理が出来ないことは明かであり、徴収金の延納を二箇年延期して五箇年と致しました、而して徴収交付が相済みますれば、互に清算金の剩餘はないことであり、然るに第五條に於て清算金に於て剩餘を生ずると云ふ理由を尋ねました所が、それは其間繰替に附帶する利子だとのことであり、政府は之に對し第五條を明に「第二條第二項の利子は」と云ふことに修正を致した次第であり、政府は之に對し第二條を削除する結果は國に於て約一千萬圓、市に於て約二千七百萬圓、横濱に於て百五十萬圓、合せて約三千八百萬圓餘の繰替が増加することとなり同意出来ないと云ふことでありました、又第三條の延納に付きましても同様な結果を來すのであります、之に對して高木益太郎君は、區劃整理は都市計畫第五條に「都市計畫事業の一部を施行する事を得」とあり、政府は豫算の範圍内で施行すれば、別段財政に支障を來すこともないと云ふ御意見でありました、何れに致しましても居住民の困難を無視することは出来ませぬ、居住民の經濟上困難する所を救済し之を助成して、帝都復興の大事業を促進せしめることが必要である、此意味から繰替金も已むを得ないと信じたのであります。

◎區劃整理は前途遼遠

○作間耕逸君(登壇) 本員は與黨の一人でありながら政府の意見に反いて、修正意見を唱

へまするのは、實に心苦しいけれども、それだけ區劃整理事業の過去を顧み、又將來を思ひ、政府のため、市民の爲に、道理と實際の上より確乎たる信念を有するものであります。

元來區劃整理事業は、東京横濱兩市復興の前提として、其性質上他の復興事業よりも一步先んじて進んで居らなければならぬ、然るに其實際は大正十三年三月内務省告示第三百三十二號に依れば大正十四年度中には區劃整理全事業の七割八分九厘を完成して居なければならぬ、所が只今は僅に十分の一しか終つて居ない、即ち東京全市六十六地區の中で、移轉命令を終了したものは、國の執行が十五地區の中、僅か三地區あるも、市の執行に係るもの五十一地區の中、未だ一地區もありませぬ、而も實際に於て家屋の移動を終りたるものは、土木工事を加へ一年有半を費して僅に駿河臺方面の第六地區の一地區と日本橋區濱町方面の第十二地區の一部分があるだけであり、而も此地區も後日に至り最も解決の困難を豫想せらるる清算金と補償金との問題には、全然手が染まつて居ない、復興當局の宣傳に依れば、換地決是の決議を経たものが二十餘地區あると云ふも、是等は唯机上の實務に屬する、地圖を引つ張つて命令文書を郵送しただけのことであり、又實際今までやりました所の第六地區或は第十二地區の如きは、比較的手數と經費とを要せざる方面でありまして、眞の困難多き事業の主なる方面は是より以後進んで行かなければならぬのであります。

◎事業残りて金足らず

更に之を建物の移轉數と經費の支拂との統計から見ると復興當局は東京焼跡全部に涉て建物を十

六草棟動かさなければならぬと云ふことでありますが、其中自治團體で受持ちます方は八萬八千六百棟、政府で受持ちます方は七萬一千六百棟、然るに現在までに政府が移轉命令を發したの七千五百六十二棟、即ち一割三分にも當らない、之に要する其經費は六百十四萬三千五百四十一圓を支拂ふことになつて居る、然るに六百十四萬三千五百四十一圓と云ふ數字は、復興豫算に於きまして東京市に對する國の區劃整理費合計八百七十五萬圓に對し既に其八割を超過して居る、即ち棟數一割二三分に要する經費は既に全體の八割を支拂はなければならぬことになつて居る、後の家を動かすのが全體の八割七八分残つて居る、之に對する經費は僅に一割七八分しか残つて居らぬ、而も此八百七十五萬圓は土地區劃整理費の全體で其中には雜工事費も含んで居る、其正味は僅に八百萬圓に過ぎない其大部分が既に支拂はれ掛けて居るのであるから、此經費と、後に殘されて居る移轉建物數とを比較すると謂はゆる日暮れて道遠し、政府が近き將來に進退是れ窮せられる立場に陥る虞ありと感ずる者であります。

他の復興事業即ち橋梁、道路等の工事は比較的進捗して居るのに、單り區劃整理事業が遅れて居るのは、是は一體どう云ふ譯であるか、その最大の悪い原因は實に區劃整理の現行制度其ものに不備缺陷が多いからであります、本員等は其制度の改善に努めて來て居る者であります、茲に提案された政府案は、實に現行の區劃整理制度を一層更に改悪せんとするものである、恐らく事業の前途は本案の通過に依つて、一層の難澁と市民の迷惑とを増すものと考へる、尤も清算金の分納制は其通過を希望するけれども、第二條、第五條は、補償金清算金の性質を無視して、事業の進行と市民の迷惑を思はざるの甚しきものである。

◎不合理不利益なる差引勘定

元來補償金は、政府又は市が市民から必要なる地所を提供せしむる、其中一割は無償提供、只の沒收である、一割を超える部分に補償金を支拂ふのでありますが、市民は此補償金を貰つて、せめて一割無償提供の幾分の理合せに爲し、又それを融通、利用して自己の復舊、復興の資金に當てやうと致して居るのでは是は區劃整理施行と同時に着々として與へなければならぬ金であります、に拘らず、政府は之を支拂はずに押へて置いて、それと全く別の關係に在る、單に人民同志の遣り取りすべき清算金と、此補償金とを相殺的に差引かうとするのであります、一方の清算金とは區劃整理が出来上つて初めて生ずる所の利益である、それも果して利益を生ずるや否やは、區劃整理後、數年、數十年を経なければ分らない、區劃整理を行へば、土地の値段が出るであらうと云ふことは、單に復興局の机上の論議、若くは空想でありまして、實際それ程の價值が出るか、利益を受くるか否やは未定の問題、未來の想像的相場に過ぎないのであります、此想像的相場に依つて算定せられたる金錢、而も其金錢は市民の甲から乙へ與へ、或は丙から乙へ與へるだけで政府なり市なりが、其金に直接關係する筋合のものではない、即ち自己の所有、自己の權利に歸屬せしむることの出来ない此金を以て補償金と差引勘定をつけやうとする原案が、如何に不法暴戾のものであるかを諸君の御判斷に懇へたいのであります、即ち補償金は政府又は市が市民に對して支拂ふべき金、市民は特定の土地を提供して、其代金的に受取るべき金、其補償金を以て市民同志が未來の空想的相場に依つて受渡をする清算金と差引かうとするのは、何の事はない政府

が今支拂ふべき現金と、市民が將來利益を受けるかも分らないといふ其前途未確定の金額とを強ひて差引いて決算せしめやうと云ふ原案第二條には同意することは出来ないものであります、又支拂の時期は補償金は區劃整理に着手すると同時に支拂はるべき金、清算金は區劃整理の施行が終つて定まるべき金額、この全然別個の兩者を差引くことは、政府は市民が一日も早くそれを貰はねば移動は出来ないといふ切ない金を押へて置いて、區劃整理が出来上るまでその勘定を市民に待たさせやうと致すのである、現在のやうな遅々たる状態に於て區劃整理を施行して居る間、市民は空しく其勘定を待つて居ることは、如何にも堪へ難き苦痛と損害であります。

◎清算勘定剩餘金の横取り

第五條に於ては清算金に剩餘金が生ずべき筈はない、清算勘定とは、一方の善い所へ移つたとせらるゝ人民から取つて悪くなつたであらうと云ふ人民に渡す金であるから、政府又は市は、單に其金の取次をするに過ぎない、決して自分の權利に歸屬すべき性質のものではない、隨て其間に政府の手許に清算金が餘つた、残つたと云ふことは、道理上も實際でもあるべからざることである、然るに原案第五條は此清算金に剩餘を生じた場合には、之を政府或は市の權利に歸屬せしめて、其儘取つてしまふと云ふのであります、政府に此點を質しますと政府は、それは利子である元金ではない、清算金を使つて居る間に自然利子が生ずる、其利子だけは、市又は政府が取るのだと云ふ、利子だけならば、何故第五條に明に利子だけは政府又は市の歸屬とすることを規定致さないのか、原案には利子や元金の區別はない、清算金が残りさへすれば、何でもそれを市又は

政府に於て取上げることが出来るやうになつて居りますから、其利子だけに止めると云ふことを明にする意味に於て、私共は第五條の改正を主張するのであります。

◎分納は十年位が希望

尙ほ清算金を人民から分納せしむる原案の三條には、三年間となつて居るが、此三年は實に短い下水事業でも、道路事業でも、大抵十箇年を分納期間と定めて居る、政府の方で無條件でやつて呉れ、或は市の方で無條件でやつて呉れた、下水道路の受益負擔金でさへも、市民は十年間に之を分納すれば宜しいと云ふに拘らず、區劃整理は決して無條件でやつて貰つたのでない、市民は多大の犠牲を拂ひ、多大の苦痛と損害を忍んでやつて貰つた、此清算金が只今の下水、道路の負擔金よりも短い、三箇年間に止めやうとすることは名は分納でも、其實是苦痛であつて何の恩恵もないと申して宜しい私共の希望は七年或は十年までもと云ふ希望を持つて居りますけれども、是は五年の修正に譲歩致して置きました、以上申上げました理由に依つて、絶対に原案に賛成が出来ないから、修正案に同意を表する次第であります。

特別都市計畫法中改正法律案

第三十三 特別都市計畫法中改正法律案(關直彦君外八名提出) 第一讀會特別都市計畫法中改正法律案

特別都市計畫法中左ノ通改正す

清算勘定剩餘金の横取り 分納は十年位が希望 特別都市計畫法中改正法律案

第三條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ニ依リ土地區劃整理施行地區ニ偏入シタル宅地ト雖一定ノ區域内ニ於ケル土地所有者及借地法ニ謂フ借地權其ノ總數ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得タルトキハ主務官廳又ハ公共團體ハ其ノ宅地ニ限リ土地區劃整理ヲ施行セサルコトヲ得

第五條中「土地所有者」ノ下「及」ヲ削リ「借地法ニ謂フ借地權者」ノ下ニ「及借家法ニ謂フ借家權者」ヲ加ヘ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

整理委員ノ任期ハ選舉ノ期日ヨリ二箇年トス

第六條第二項中「之ヲ補償スヘシ」ノ下ニ「土地區劃整理施行ノ爲住所又ハ營業所ヲ廢スルニ至リタルトキ亦同シ」ヲ加フ

第八條第一項中「一割以上ヲ」及「一割ヲ超ユル」ヲ削ル

第十一條ニ左ノ一項ヲ加フ

耕地整理法第八十八條第二項ノ規定ハ前項ノ處分ニ對シ訴願又ハ行政裁判所ニ出訴アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第十二條 土地區劃整理委員ハ自己又ハ其ノ代表スル法人ノ換地處分ニ關スル部分ノ議事ニ付表決ノ數ニ加ハルコトヲ得ズ

第十三條 土地區劃整理委員自己又ハ第三者ノ利益ヲ圖リ其ノ任務ニ背キタル行爲ヲ爲シタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
土地區劃整理委員土地區劃整理施行用地ノ賣買又ハ換地ヲ周旋シ報酬ヲ受ケ又ハ之ヲ要求若シ

クハ約束シタルトキハ刑法第九十七條ノ規定ヲ適用ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ報酬ヲ交付提供又ハ約束シタル者ハ刑法第九十八條ノ規定ヲ適用ス

特別都市計畫法中改正法律案理由書

現行の特別都市計畫法中の土地區劃整理に關する規定は都市の實際の狀態と市民の經濟生活を無視し又區劃整理委員中横暴私曲を圖るの餘地尠からず之が爲罹災民の反感を惹起し反て區劃整理の進行を妨ぐるの實況に在り仍て如上の一部を改正して土地區劃整理を公正適切に行ひ以て其の圓滑なる速成を計らむと欲す是れ本案を提出する所以なり

◎改正案提案の理由説明

○作間耕逸君 本案は土地區劃整理の現行制度に不備缺陷が多いから、之を改善する趣旨で提出したのであります、本案は區劃整理改善論の一端のあらわれであります、併ながら決して私の一家言でない實に罹災市民多數の熱誠をこめたる輿論の結晶であります。

本案は復興事業の一部たる土地區劃整理の現行法制の内、著しく不備缺陷ありと認むる點を改善し、以て斯の事業を圓滿且つ迅速に遂行せしめんとする趣旨に外ならないのであります、固より土地の區劃整理は復興事業の一部に過ぎない、而かも之が其の前提であります爲め、區劃整理が遅延して延びて復興全體の進行を凝滞せしむる傾向のあるのは東京横濱の多數市民を始め、一般に遺憾とする所である、其制度の缺陷を改善し、進行の障害を除去しようとするのが、本案の精神であります、元來現行の復興計畫殊に土地の區劃整理制度の如きは帝國未曾有の大震災災の

直後、急遽其對策方針を詮議せらるゝに當り、何人も未だ斯くの如き場合の經驗智識があらう筈がない、従つて各方面から種々なる意見が出て其根本の計畫及豫算の計上に屢次縮少削減的の變更を重ねて来たものである、已に何人と雖も斯の如き空前の大事業の多くの經驗と確かなる智識を有つて居る筈がない以上、本事業の進行に伴ふて、種々豫期せざりし難問題の生じて来るのは、決して無理からぬことで、其の之を解決する爲めに法律の改正を爲すことも亦必然の徑路にして斯くてこそ反つて事業の成功を收め得る所以であらうと信ずるのである。

さて大震災後の帝都復興事業は帝都の形體を調へ市民生活の安全と向上とを期すべき國家的重大の事業として固より一日を緩うすべきでないが此機會に於て聊か此事業の經過と成績とを考覈する必要がある。大正十三年三月内閣告示に依れば復興事業は六箇年間の繼續事業となり大正十四年度中には復興全事業の約六割を結了すべき筈になつて居る而かも事實は前途尙ほ遼遠の觀がある現行都市計畫中、土地區劃整理事業を除く復興計畫に對しては勿論現内閣の施設に賛同するものであるか復興計畫中の一部分として又其前提として行はるる土地區劃整理の制度が不完全にして缺陷多き爲め全般の復興事業を阻害することは實際尠くないのは争はれない。

◎帝都復興を妨害する區劃整理

元來區劃整理を行ふことが帝都の復興では無い區劃整理を行はずとも帝都の復興は期し得らるゝのみならず不完全なること現行制度の如くんば寧ろ反つて區劃整理を廢止することが帝都の復興を促進すべき唯一の捷徑である、現に山の手方面の焼失を免れたる部分の都市計畫は區劃整理を

行はずして著手せらるゝ方針になつて居るのである、之を豫算面に見るも帝都復興費は國及び市の分を合して五億七千參百餘萬圓なるも此の内區劃整理費は復興事業全體の一割にも満たざる僅々四千二百五十萬圓に過ぎない、而かも此の小事業を前提とし區劃整理が完了するに非ざれば帝都の復興を實現し難き現行制度なるが故に、不完全なる區劃整理の停頓に妨げられて、肝腎の帝都復興が進捗せざる現狀である、若し此の區劃整理事業のみを根本的に改廢するに於ては、帝都の復興は一瀉千里の勢ひを以て進行することを疑はない、現に復興局の事業は街路運河公園等、其の仕事の種類も多く區劃整理は其の一部分に過ぎない、而して區劃整理に直接の關係なき方面の街路橋梁等の工事は比較的進捗しつゝあるのを見るも、慥かに之を證するに足るのである。

◎既に區劃整理の時機を失す

帝都の區劃を根本的に整理することは理想としては結構である、又震災直後の焼野原時代に於て未だ家屋の建設せられざる以前、乃至は家屋の建設を停止して焼野原の儘の土地に急遽斷行したのでありしならば何人も異論なく區劃整理事業も圓滿迅速に進捗完了した事であらうと考へらるゝのであるが、爾來既に足掛四箇年を経過して全市殆ど本建築に譲らざる假建築物櫛比したる今日に於て、依然として焼野原時代と見られたる震災當年十二月の第四十七臨時議會、翌十三年六月の第四十九臨時議會に於て協賛可決せられたる法律と豫算とを以て、即ち當時に於ては東京市の如きも未だ焼跡に復歸せざる者多く假建築は眞の應急的粗造バラックにして、空地は固より多かつた、其當時の豫算に係る建築及び居住者移轉費の如きも此粗造バラック八十七萬五千坪見當

に坪當り二十七圓五十錢を乗じたる二千五百萬圓弱を算するに過ぎない、且つ建物の性質上其移轉も容易に出來得るものと推測を下して此法律と豫算が出來た、其當時の計算推測としては、或は多く誤つて居なかつたかも知れない。

◎市民の慘苦、經費の不足

然るに其後一方建物の増築改築を禁制せず、寧ろ之を放任し置けると、當時は罹災市民の復興の意氣盛んなりしとに相俟つて建築戸數は日に月に激増し、今日に於ては約五倍に近き四百萬坪にも達し、其性質も半永久的のものに改築せられ、其建築費又は價格も數倍に上り、空地も亦大に減少するに至りました、然るに移轉費は依然として足掛四年以前の二千五百萬圓を以て之を處理せんとするのである、其處におのづから無理の生ずる様になつたのは當然である、固より既定豫算の範圍内に於て、彼此多少の融通は爲し得らるるとするも、既定豫算を以て豫定年度内に、復興を完成することは到底覺束なく、事業の中途にして豫算は不足を告げ當局は日暮れて道遠く進退是れ窮まるの立場に惱まざるゝことなしとは限らない、罹災市民は大震大火に依り物質上、精神上受けたる大打撃は未だ癒するに至らず、剩さへ爾來財界の不景氣を繼續して収入は減じ、生計費は尙む、表面は兎に角、内面は眞に今尙ほ途方に暮るゝ者多し、此際此時、罹災市民に對し依然として當初定めたる少額の經費と手輕なる計畫を以て建物の總移動を強ひんとする比處に自然と一大無理が生じたのである。

かくの如き市民の經濟生活の實際を輕視し、漸く罹災民の一生懸命的努力を以て、略ぼ震災前には復舊したる今日に當り、尙ほ且つ全市六十六地區の建築物を殆んど總移動せしめんとするが如きは、殆んど理解なく同情なきやり方にして、動もすれば罹災市民中、區劃整理事業を呪ふものあり、延いて累を帝都復興事業に迄も及ぼさんとする形勢あるは憂慮に耐えざる次第である、若し市民の意思に反して、市民の權利に屬する土地、借地權、借家權を、官權の威力に依り強いて處分し移動せしめんとするに於ては、多數の市民の中には或は如何なる行動に出づるものもあるやも測り難く、假りに反對の聲なしとするも、今日の既定豫算を以て燒失地全部の家屋を總移動せしめんとするが如きは餘りに困難過ぎる事業と謂わなければならぬ。

◎前途に横はる不安と困難

復興計畫中、區劃整理事業の如何に困難に陥りつゝあるかは、事業が豫定の十分の一にも達し居らざるに徴しても分る、即ち區劃整理は其性質上、復興事業よりも一步を先んじて進まねばならぬものであるが大正十三年三月内務省告示百三十二號による時は大正十四年度中に區劃整理事業の七割八分九厘を完成すべき豫定となつて居るが、事業は其十分の一をも終了して居ない、即ち東京全市六十六地區中、移轉命令を終了したるものは國の執行が十五地區の内三地區あるも、市の執行五十一地區の内、未だ一地區もなし、而かも實際に於て家屋の移動を了りたるものは、土木工事を加算し一年有半を費して僅に駿河臺方面の第六地區の一地區と、日本橋濱町方面の第十二地區の一部分のみ。而も此地區も後日に至り解決の困難を豫想せらるる清算勘定と補償金の問題には全然手を染めて居ない有様である、復興當局の宣傳には單に換地決定の決議を経たるは

五十餘地區、移轉命令を發したるは二十餘地區とのことであるが、是れ寧ろ机上の事務に屬する部分か、又は比較的手數と經費とを要せざる方面に着手しつつある程度に止まり、眞の困難多き事業の主なる所は、これからである、此経過より一地區假りに一年を要すとし、全市六十六地區の區劃整理を完了するには實に十數年又は數十年を要することとなり若し夫れ歐米の前例により推算するに於ては二百餘年を要すべしとの説すらもある、此の區劃整理を完了するに非ざれば、現行制度にありては帝都の復興は完成しないのであるとは市民も政府も共に當惑する所であろう幸ひに家屋の移動を完了し得たりとするも其の後に於ける宅地及び借地、殊に借地權の清算勘定の徵收交附が果して完全に解決し得らるべきか、現行制度にありては換地の決定家屋の移動後に非ざれば清算金を何程徵收せらるべきか不明なりと云ふ不安あり。

移動後過大の徵收金を命ぜらるゝも果して市民が苦情なくして徵收に應ずべきや如何、否徵收に應じ得べき資力を有せざる者も少くないではあるまいか、其の邊を考慮に加ふべき必要がある。彼れ是れ觀じ來れば、現行區劃整理が制度に缺陷多く、事業困難にして、爲めに帝都復興の大事業を阻害するもの眞に甚大なるものあり、仍りて其制度の改正を行ひ、帝都復興事業中、區劃整理に關する部分のみの事業を多少縮少改善し、以て經費の不足難を緩和すると共に、事業の完成を急ぎ、斯くして帝都復興の促進を圖らんとする次第であります。但し本案は現行制度の不備缺陷の内、只其最も主要なる點のみを改むるに止めんとするものである。

◎ 民有宅地の没收は憲法違反

以下本案の各條項に付簡單に其趣旨を説明すれば、先づ第八條の改正は土地一割無償提供を廢止せんとするのである、現行制度にありては、燒失地の民有宅地約七百萬坪の内凡そ一割に相當する五十六萬坪の宅地及び借地權を無償にて没收せんとするものであるが、都市計畫法第十二條には「宅地としての利用を増進する爲め」即ち私益の爲めに區劃整理を施行し得る旨の規定あり、道路、廣場、河川、港灣、公園等の新設擴張と云ふが如き公益の爲め、國家事業の爲めには、區劃整理を行ふべきものに非ざるの趣旨を規定す、一面帝國憲法第二十七條には所有權の不可侵を規定し、其第二項に於て「公益の目的以外に臣民の所有權を侵すべからざる」旨を規定するが故に、現行區劃整理事業中、公益を目的とする部分の施行（約百〇九萬坪の割合に依り）は都市計畫法第十二條に違反し、同事業中私益を目的とする部分の施行（約二十餘萬坪の割合に依り）の爲めに土地一割を沒收せんとするは憲法第二十七條に違反す。

其土地の一割收用が假りに都市計畫の遂行上眞に己むを得ずとするも、代償を與へず無償にて人民の所有權を沒收せんとするは、帝國憲法の趣旨に反し、各國憲法中にも其類例を見ず、必ず後日に至り一割取戻しの運動請願等の擡頭することあるべく、誠に後年の禍根を遺すものたるを失はず、現に他の關係に於ても明治初年以來斯の種の類例は乏しくないのは諸君も御承知の通りである、其無償沒收せらるべき金額は、土地の時價に依りては一億一千二百萬圓乃至二億圓と計上せられ、實際に於ても亦た理義に於ても、其強行を認容すべきに非ず、市民の反對尠から

ざる所以と思はる。

◎受益者負擔金は受益の事實に基きて課すべし

當局者は都市計畫の結果、地價騰貴し著しく利益を受くるが故に、都市計畫法第六條第二項の規定により、受益者負擔金の意味を以て土地一割を無償沒收せんとするものらしいけれども、區劃整理施行の結果、罹災市民が皆一樣に地價一割を利益し得るの事實あるべき筈なく、受益者負擔金は整理施行後、受益の事實に基き「其の受くる利益の限度に於て負擔せしむること」を要す、漫然將來を豫想し、約一割を利益するであろうとの想像を以て、而かも實際に於ては、各地區毎に受益の率を異にするのであるが、夫れにも拘らず事前に各地區押しなべて受益者負擔金一割を天引沒收する其の上、又區劃整理完成後に於ては、更に受益者負擔金を課することはないと法令上の保證もないのに、差當り事前に一割を無償提供せしめんとするは、彼れこれ混淆の議論にして、受益者負擔金は受益者負擔金の賦課法令に據りてのみ行ふことを得べく、之を要するに區劃整理による土地一割の天引沒收は、現行法令並に立法の精神に於て之を認容すべきでない。

以上の法律論の外にも實際に於ては、地主の一割の無償提供は、直ちに爾餘の貸地に對する地料の値上を爲して収入の増加を計り、之を以て差當り一割減損の埋合せを圖る、結局損失以上の回收を得ることとなる、然らば一方地主の一割無償提供の負擔は地料の値上となつて借地人に轉嫁せられ、延ひては家賃の値上となつて更に多數の借家人へ轉嫁せらるべく、自然物價の騰貴と生活難とを助長するの因となり、社會政策にも反するの施設たるべき結果が顯はれて來る、旁々純

眞なる法理の上よりも市民の經濟生活の上よりも此點の改正を止むを得ないと信するのである。是れ一割無償提供を廢止せんとする所以である。

◎強制的總移動計劃を中止すべし

次に第三條の改正は場所に依りては市民多數の意嚮を以て區劃整理を部分的に止めんとするのである、一割の土地無償沒收を廢止するの結果は、現行計畫に於て必要な沒收地五十六萬坪を有償にて買収するに非ざれば、現行計畫は遂行し難き事となり、右五十六萬坪の土地代金約一億一千二百萬圓乃至二億圓を必要とする次第となるが、這是燒失地六十六地區を裏の裏、隅から隅まで残らず耕地整理法の準用に依りて總移動せしめんとする爲めに要する經費にして、總移動を行ふが爲めには多額の經費と長き年月と市民の反對と多大の困難を伴ふものなるが故に、震災直後燒野原時代に立案せられたる總移動の區劃整理計畫は民家櫛比して略ほ災前の状態に復舊したる今日に至りては、既に其施行の機會を逸したるものなるが故に、其隅から隅までの總移動計劃を中止し、區劃整理の施行は當該地區の内、特定の部分を限り、過半数の意志に基き、必要部分を限局して事業を縮少し、既定豫算の範圍内に於て爲し得る程度に止め、以て土地一割の沒收を廢止することに因りて生ずる經費の不足額を新規要求せざらしむる見込みである、之を實際問題として觀るも一旦區劃整理地區に編入したる宅地の内でも、場所の實況に依り必ずしも區劃整理を此際施行するにも及ばない部分がある、其一例を擧ぐれば、或は既往に於て市區改正を實行し、又は電車線路布設開通等の爲め道路の擴張若しくは整理を爲したとか或は現在に於て既に相當廣

受益者負擔金は受益の事實に基きて課すべし
強制的總移動計劃を中止すべし

き道路又は正しき道路を成し、左程の不便宜を感ぜず若しくは都市の體裁を備へ居れるとか、或は周圍の環境に依り、現在のまゝに爲し置くと他に大なる影響なく、莫大なる經費を投じて之を施行する丈けの場所と認むるに足らないとか、是等の一定の區域に限り——固より其場所は特別に之を限定するのであるが——其區域内の地主又は借地人が總數の二分の一以上の決議あるときは政府又は市は其部分の地域には土地區劃整理は之も施行せざることも出来、又土地の狀況に依りては他の便利なる方法を以て區劃整理に代ゆることも出来、而して直ちに進んで其他の復興事業に移らしむる等、畢竟之を居住者多數の意嚮と施行者の權限に委せしむることにした——之と申すも必用なき部分には經費と手數とを省きて之を必要ある部分に振當て増加して、區劃整理を施行する區域に全力を傾注せしめ、成るべく樂に且つ早く進行せしめたい微衷に外ならないのであります、是れ第三條を改正して總移動を部分的に中止せんとする所以である。

◎借家人より整理委員を出だすべし

次ぎは區劃整理委員に借家人の代表を加へ度いと云ふこと、現行制度にありては土地所有者及び借地権者より代表者として區劃整理委員を選出するに過ぎざるも、全市民の八割乃至九割餘を占むる借家人は帝都復興の事實上の功勞者にして且つ區劃整理には直接重大且つ密接の關係を有する家屋占有の權利者なるが故に、借家人中より整理委員を選出せしめんとするものである、而して借家人は常に建物の占有権者であるばかりでなく、造作、店舗等に付ての權利をも有する者亦た甚だ多い、中には地主以上、借地人以上の資金を投じて居る者も尠なくない、家主は他に住し

て居る場合があつても借家人こそは其地區に現在生活し又は營業し居る者である、此實際上最も直接且深刻なる利害關係者を全部排除する現行制度は決して區劃整理を圓滑に又適切に遂行し得る途でないと思する、即ち折角區劃整理委員會の決議が出来ても其實行性に乏しいのは當然である、しかのみならず我等は又今日の思想問題の上よりするも、是非之を加ふるを可と信じ第五條を改正せんとするのである。

◎居住權營業權の補償を爲すべし

第六條の改正として區劃整理の爲め住所店舗を失ふ者に對する補償を與へたい、區劃整理の爲め換地又は建物の移轉先が換地面積の縮小に依り又は其地位形狀如何に依り、從來の住所或は營業を移轉先では到底持續することが出来ない、此場合には他に其住居又は營業を轉じ去る外はない是れは氣の毒であるが全く區劃整理施行の爲めであると謂はねばならぬ、現行法は單に建物の移轉に因りて受けたる損害を賠償するに止まれども之と共に之より一步進んで移轉に依りて住所又は營業所を廢するに至りたる者の損害を賠償することを特に明かに規定して置きたい、是れは市民の居住權、營業權保護の爲めに當然なる改正である許りでなく、斯く改むるに於ては市民の中には其狹少なる新換地移轉先を争はず寧ろ之を抛棄し此機會に於て相當の補償を得て他に退轉せんとする者をも生じ、區劃整理の進行にも一の障害を減する次第となる、是れ第六條を改正せんとする次第である。

◎違法不當の處分を停止すべし

次ぎは第十一條の改正で不當違法の處分の執行停止の手續を明かにして置き度い元來本法に準用せらるる都市計畫法令に基き規定したる事項に付き行政廳の處分に不服ある者は訴願することを得、尙ほ違法處分に因り權利を毀損せられたりとする者は行政訴訟も出来るものことにはなつては居りますか——我々は斯様に解釋して居る——而かも其訴願の裁決又は訟訴の判決あるまでの間一時其執行を假りに停止するの規定を加へ置かなければ訴願や訟訴の効果を實際に收むる途がない、區劃整理を公正に遂行せんとすれば利害關係を有する市民の權利を尊重し之を不當又は違法の處分の爲めに侵害し放しにすることを避けねばならぬのは勿論であります、之が第十一條の改正趣旨であります。

◎整理委員の横暴專恣を防止すべし

次ぎには第五條中の一部改正、第十二條、第十三條を追加せんとするもので區劃整理委員の權限又は其監督に關する規定を一層明確に致したきこと、區劃整理委員中には或は横暴專恣に過ぐるものもあり、或は用地の賣買等に立入り私利を營むものもあり、復興當局も亦た委員會の決議を容易に得んと焦慮する所より、彼等の意を迎ふることある等の事實あるは利害相反する他の關係者の損害を來たし反感を招き、爲めに一般に事業の信用を毀つけ其進行を阻害する一因となるに至るの處れあり、仍りて區劃整理委員の任期、表決權、背任行爲、用地賣買周旋の報酬受授等に

付き相當の制限を附するの必要を痛感した次第であります、是れ第五條中の一部改正、第十二條第十三條を追加した趣旨である。

◎眞に復興を促進する所以

さて或は今日に至り今更ら斯様の案を提出し、假りに幸にして兩院を通過するとしても時機が遅い、計畫は立つて居る豫算は定まつて居る、既に多數の地區は區劃整理委員會の決議を経て居る又其移轉命令を發した所も尠くない、今となりては此法律の改正があれば反つて事業の前途を混雜せしむるものであるとの批難があるかも知れない、復興當局よりは殊に此の趣旨の攻撃が出るであろう、而かも今日現に進んで居るのは寧ろ机上の事務であつて實地の作業は大に遅れて居ることは前に述べた通りである、事實、事業が既に施行完了した部分はそれで宣しい、夫れは仕合せのことだ、併しながら未だ實地の作業の進まない多數の地區——而かも最も困難の多い方面は此改正に依りて一時事務の上に仕直しを致すとも其方が事業の前途は樂となりて經費——手數——年月の上より觀れば反つて少額となり圓滿となり迅速となることは明瞭である、醫師が腫物の手術を施して回復を速かならしむると同じ道理である、一時の損失も結果に於て利益となる、而して少しく計畫を改むれば此の改正を容るゝことも容易である、又已に法律が改正せらるゝ以上豫算も多少は更正せらるべく都市計畫委員會の決議計畫も未だ實施に至らざる部分は今の間に相當の變更改正を加ふることも當然で、都市計畫委員會の計畫決議あるが爲め不備缺陷の多い法律に對して我々が此のまゝ改正を加ふる事が出来ないと言ふのは眞に主客顛倒で、帝國議會を輕侮

違法不當の處分を停止すべし 整理委員の横暴專恣を防止すべし
眞に復興を促進する所以

するものである、我等は眞に此大事業の前途の爲めに慮り、一面は市民の權利保護の爲めに提案したのであるが一面は慥かに政府及び當局の立場を考へ結果に於て施設を促進援助する爲めに提案したのである。

復興當局は須らく意地と偏執を去り虚心坦懐、此案を迎へらるゝと共に、本院の諸君は殊に理解と同情とを以て御協賛あらんことを切望致します。

◎復興局の權威失墜す

○安藤正純君 本問題は國民經濟の上から考へ、又是が國民思想に影響する上から考へますと、其利害は必しも一地方の問題と言ふことは出来ないと思ふのであります、清算金と補償金とは元來性質が別である、補償金を清算金に充當して相殺することは、理論から言つても間違つて居る成程斯の如くすれば政府は至極便利に違ひない、併ながら其政府や市に都合の好いと云ふことは、大災厄を受けた大部分の住民が非常なる不便を被ることを考へなければならぬ、殊に災後復舊は横濱と云ひ、東京と云ひ外観だけは稍々整つたやうでありますけれども、其内實は實に苦心慘澹、血の出るやうな思ひで懊惱煩悶して居るのです此區劃整理事業は百年の大計で勿論必要ではあるが、政府は殆ど準備が無くして着手した、又徒に机の上で計畫して、罹災民の實狀を顧慮するに迂濶不親切であるから事毎に失敗が出て事業が進まぬのである、又今日では此區劃整理の事業は甚しく權威を失墜した中央官衙たる復興局から數人の中樞幹部の驚くべき犯罪者を出しまして今では復興局は國民疑惑の中心となつて居ります、市民が熱心に一日も早く帝都を

復興し、又經濟を復活しやうと思つて居る、此悲痛の眞最中に當つて其中心當局たる復興局が、斯る魑魅妖怪の府となつて居るに至つては、此區劃整理事業に權威なく市民が容易に之を信ぜぬことは、當然ではないか。されば今此修正案のやうにすると、國に於ては一千萬圓、東京市に於ては二千七百萬圓、横濱市に於ては百五十萬圓を一時立替をしなければならぬが、併し是は出し放してはない、結局は還つて来る、一時の立替に過ぎないのであります。市民あつての市ではないか、其國民、其市民が今や塗炭の苦みを受けつゝあることが分つたならば、それは寧ろ當然ではないかと思ふ、故に補償金は補償金と致して別に支拂ひ、清算金は三年を改めて五年の間に分納させると云ふ政友會の修正が最も適當であらうと思ふ。(小完)

(參照)

大正十五年三月六日

大正十五年度内務省所管歳出臨時部

復興事業清算金立替金追加豫算書

大正十五年度内務省所管歳出臨時部

復興事業清算金立替金追加

復興局

一、復興事業清算金立替金

五、二二七、九九六圓

大正十五年度より復興事業たる土地區劃整理に伴ふ清算金の徴收交付及び補償金の交付に關する法律を實施し清算金の徴收又は交付は歳入歳出外現金として出納官吏をして取扱はしむるに

復興局の權威失墜す

依り之が立替金として大正十五、十六兩年度に亘り八百拾五萬千七百七十九圓を要するに依り其の來年度分前記の通追加要求するものとす。

二、復興事業清算立替金は復興事業進捗上の割合に依り年度内支出を了するを期し難し、依て本年度残額は之を翌年度に繰越し使用するを要するものとす。

一、復興事業清算立替返納金收入過は延納金利子に相當する額なり。

一、土地區劃整理に依り徴收又は交付すべき清算金は換地處分告示と共に徴收又は交付すべきものとす然るに之に要する金額は貳千四百七十八萬貳千二百拾圓の巨額に達し整理地區現在の實情は之を一時に徴收すること困難なり依て徴收金は延納を認め交付金は一時に交付し以て土地區劃整理事業の完成を期せむとす。

二、清算金を納付すべき義務ある者に對し交付すべき補償金あるときは之を清算金に充當す。

三、徴收すべき清算金は毎回均分とし第一回は即納（徴收金額百圓未滿なる時は一回に納付せしむ）以後五箇年以内の延納を認め毎年二回に納付せしむ。

但し一回の金額五拾圓を下ることを得ざるものとす。

四、延納金に對する利子は年八分とす。

五、清算金立替金は交付すべき清算金より第二項乃至第四項の徴收金を差引きたる不足額とす。

— 完 —

代議士 横山勝太郎氏述

復興局疑獄事件の真相

（第五十一議會決算委員會に於ける
清野長官との問答議事録速記抄）

復興局疑獄事件の真相目次

- 事業の進捗遅々たり
- 品川埋立疑獄の真相
- 借家人階級を無視するか
- 一割没収を廢する意なきや
- 立派な建築物の移轉に就て
- 豫算に違算生ぜざるか
- 會計検査院の決定せし違法支出
- 復興局土地買収の真相
- 復興局の綱紀を肅正せよ

—以上—

凡例

一、本書は第五十一議會における區劃整理に關する速記録の轉載なり冗長重復の字句は省略したるも絶對に加筆せず大小標題は編者記入一、改善運動目的達成のため一冊にてもヨリ多く御買取りの上、町内、御知己、御同志へ配本せられたし。印刷實費にて提供す。

一、本會事務所内に『民設區劃整理相談所』を開設したり、専門辯護士も在任す。來談午前中。簡單の御相談は御遠慮なく午前中に電話にて願ひたし、委細回答す。

各區聯合區劃整理

制度改善期成同盟會

電話神田一三〇〇番

復興局疑獄事件の真相(第五十一議會決議案抄)

○事業の進捗遅々たり

大正十五年三月一日(月曜日)午前十時四十五分開議。

○横山勝太郎君 復興局に御尋を致しますが、直木長官は如何なる理由に依つて辭職をせられたのでありますか。

○清野政府委員 其事情は私より申上げる筋合でないと存じます。

○横山勝太郎君 復興事業、殊に土地區劃整理は、遅々として進捗しないやうに見受けますが、どの程度まで進行して居りますか。

○清野政府委員 區劃整理が、當初の豫定のやうに進行致し居らぬことは遺憾であります、但し空前の大事業であり事實に於て間違を來すことは、己むを得ぬと存じます、殊に震災後「バラック」其他が意外に進み爲に一層區劃整理に困難して居ります、東京六十六地區の中で換地設計の決定したものが、國施行地區で十五。市施行地區で四十二。換地面積の決定したものが、國の地區で十五になりました、市の施行地區で面積の決定二十一。移轉命令を發したものが、國の地區で十三、市の施行地區で十五で當初の豫定からすれば余程遅れて居ります區劃整理委員は千四百

事業の進々遅々たり

人で容易に決せぬ事情もありますが自分の利益を唱へ、公益を無視する事は殆ど無いと存じます。

○横山勝太郎君 整理委員会の議事が進行しない方面がありますか。

○清野政府委員 委員会が故意に意見を出さぬことがあれば、法令に依り期限を附することが出来ず、今日残つて居る所は、道路の問題であります。

◎品川埋立疑獄の真相

○横山勝太郎君 整理委員会の進行は、一段の努力を願ひます。それから品川町埋立地の借地権を復興局が買ひ入れ完全な手續が済まない内に、三十六萬圓を支拂ひ材料置場にする目的で借地権を買入れたけれども金を取られただけで、借地権は復興局に移らないと云ふことである、此顛末を御伺ひしたい。

○清野政府委員 この品川事件は、只今疑獄と關聯いたして居ります。事件は昨大正十四年四月に起りました同地は大正七年十二月に、東京府知事より品川町が埋立の許可を受けて居ります、其目的は住宅を増築する爲で、契約した會社は實際の埋立工事を或る請負人に命じて居ります、又東京府知事から品川町に埋立を許可致しました命令書の條件として、埋立の竣工検査をした上で始めて正當の手續を経て品川町の町有になる譯で、それ迄は品川町は事實一部の埋立が出来ても、何等權利を持つて居ないにも拘らず、昨年四月に埋立の出來た所を品川町より契約に依つて埋立を請負ひたる會社と復興局と契約して、借地権のあるものと信じ買收した、それが一萬余坪三十萬圓以上上つて居ります、借地権の買收の爲に出した三十萬圓以上の金は、詰り目的を達

しない結果になりました、當時復興局は目下收監中の酒井某に欺かれた結果になりました、又其借地権買收の責任者たりし整地部長も、只今收監せられて居ります、又其間には迂余曲折も起り品川町長は品川町會の決議を経なければ、町長限りで承認爲し能はざる事柄を、此借地権を復興局へ賣ることを承諾すと云ふ文字を使つて、公印を捺して居ります、町長の行爲は法律上何等効力無く又手續上の越權と申しますか、穩當でない書類があります己むを得ず二月ばかり経てから復興局と會社との合意を以て、其實買契約を解除致し更に大正十八年の三月、即ち復興計畫の終る迄賃借することに形を變へて居ります、借地権があるものと信じて先方へ拂ひました金は契約解除の際に返還すると云ふ書面は出して居りますが會社の現状は、到底此金を只今返還する力はありません。善後策として國家の損害を少くすることに最善の手段を取りたいと考へて居ります。

○横山勝太郎君 金錢を受授された直接の當事者は埋立をする會社であるのですか。
○清野政府委員 左様です東海土地興業株式會社の代表者、只今收監中の高木次郎に金を渡しましたのでありますが、但し高木次郎が此金を受取ります一日以前に、其債權を讓渡致しまして、復興局より現實に其金を受け取りました者は矢張り高木次郎と大體同心一體と申して宜い者であります。

○横山勝太郎君 品川町でも其金を取つて居る譯ですが、會社は到底其資力に堪へない、高木次郎も資産なしとしても、品川町が取つて居る金は、直接に請求することは出來ぬかも知れぬが、相當な方法を以てしたならば、是は返還し得るものと考へますが其點はどう云ふ工合になりますか。

○清野政府委員 東海土地興業株式會社の代表者を高木次郎と申したのは間違で其代表者は朽網宗一と云ふので只今收監されて居ります、實際に此金を受取りましたのは此債權の譲渡を受けた高菱商會で是が今の高木次郎が經營して居る商會です、それから品川町へ此金は參つて居ないことになつて居ります。

○横山勝太郎君 復興局が欺かれたと云ふことに付、整地部長は其關係を知つて居たのです、整地部長は騙された譯ではない整地部長其他の關係者が共謀して、直木長官を欺いたと聞いて置いて置いて宜いのですか。

○清野政府委員 是は豫審中ではつきりしませぬが整地部長が騙されたのではないことは、見様に依れば見られやうと存じます、其書類で稻葉整地部長と相手の會社の間には、それより以前に色々話しのあつた形跡が見えます、併し賣渡の契約を認め代金を支拂ふ迄には、他の官吏が調べて支拂の手續を致した譯ですが其借地權を買收することは急を要する且つ其土地を買收するにつき法律上欠點があるかないかを整地部で調べて責任を負ふことになつて居るので、それに判を押した者でございます。

○横山勝太郎君 従來は二人か三人の特定した「ブローカー」の手を経由するにあらざれば、復興局は土地を買收しない、即ち土地の所有者と直接賣買を爲さない習慣のやうに聞いて居りますか如何ですか。

○清野政府委員 全然無いと申上げて宜しい、仲介人を必要とする事柄は、一向只今感じて居りませぬ。

◎借家人階級を無視するか

○横山勝太郎君 清野長官の御決心を承つて置きたい區劃整理は、強ち利害關係者が理由の無い苦情を申述べると云ふ譯ではない、非常に不備欠點があるやうに思はれます、先づ第一に借家人の移轉による實損害に對しても相當賠償を與へることが道理でもあり又人情でもある、是が無い爲に、事業の進行を阻害されて居る傾向もある、又區劃整理をやる爲に、關係の住民が店舗を失ひ住宅を失ひ、非常に迷惑を被ることは當然であります、此區劃整理を斷行する結果として、帝都に止ること能はずして、隣接の町村に移轉しなければならぬ者が多數出て來ることも、大體想像が付きます、故に目貫の場所、大通りを、此計畫法に依つて整理することは、異存の無い所でありませんが、大通りを隔つること數丁の場所で、而も甚だ場所が狹隘であり、比較的多數の住民が居る裏通りは此場合急いで此計畫を實行する必要は無いと思ふのであります、そこで是が改善に關する意見も、或る程度迄議會に現はれて來るのであります、是等の點に付て矢張り此計畫法通りやつて行く考でありますか、或は多少制度の改正を爲した方が宜しいと云ふ御意見はないのでありますか。

○清野政府委員 實は私共も甚だ研究が不十分ですが、併し區劃整理を根幹にして、都市計畫委員會に付議致し討議の末に、決定になつたものと承知して居ります、國で執行する道路の幹線は五十以上もあり市施行の補助線は非常な數で此幹線と補助線とが殆ど基盤目のやうに出來て居りますので表通りだけの區劃整理をやる、或は區劃整理の方法に依らず、以前の市區改正のやうに

土地を買収して擴張することは事實出来ぬ、表通りより數町奥である邊は手を着けずには濟みはせぬかと云ふ點も攻究しましたがさうすると補助線が途中で中絶する結果になります、又表通りだけを買収すれば高い所ばかり買ふ、潰し地は幹線だけでも六十萬坪以上になるから營業所を失ふ結果になります。今之を改正することは、困難な問題で例へば利害關係ある借家人を入れるとすれば今日既に大部分を決定して居る處へ、新に借家人から注文も出ませう遡つて前に決定したものを、又變更することも起り愈々紛擾を來すと思ひます。

◎一割沒收を廢する意なきや

○横山勝太郎君 土地一割無償提供の問題は地主に對する負擔でありますから震災當時の考へからすると、二割も三割も國家へ提供して宜しい、又提供を命じても宜いと云ふ感じもありましたが、今日の實際の狀況は一割の無償提供がある爲に、地主が其損害を補填する目的を以て地代を高くし残つた地面を借地關係者に負擔せしむる傾向を生じて又借地料が高くなる結果、家賃も高くなる傾向を生じて參りましたので、一割の無償提供を止めた方が宜いと云ふ意見があるのです。現に過日吾々の提案した法律案には之を主張して居るのです、此點に付ては現行通り押して行く考へでありませうか。

○清野政府委員 大震災で散々な目に遇うて、其上に土地を一割無償で取ることは實に政府の遣方は踏んだり蹴たりだと云ふ話を屢々聞くのでありますが都市計畫法で區劃整理する際には道路其他公共の用地になるものは、二割でも、二割以上でも、無償が原則であります、それを特に

大震災の後の氣の毒な狀況を察して特別の規定を設け即ち一割迄は無償で出すことになつてをり是れ以上を政府で實行する事が事實むつかしいと思ひますが、假に一割と云ふ文字を削り全部補償すれば丁度百十一萬五千九百十三坪約二億圓以上三億圓内外を國が出すことは、事實之は許しませぬ。旁々政府は一割無償提供に變更を加へる考を持つて居りませぬ。

◎立派な建築物の移轉に就て

○横山勝太郎君 此頃區劃整理を行ふ場所、已に堂々たる本建築をやつて居るのを澤山認めます、是は法律の規定に依り賠償問題には關係は無いと思ひますが、困る事は復興事務が進捗せざる爲に、震災直後に建築した不完全な「バラック」では、生活にも困るし、殊に割烹店の如きは、さう何時迄も「バラック」で商賣も出来ぬから、他の店との競争上本建築をする、さうしなければ自分の店の客を全部奇麗な店に取られてしまふ關係から、立派な本建築を立てるのです。是は復興事業の妨害になると思ふ、如何に權力を利用するとしても、本建築同様なもの、取毀はすことは、人情に於ても忍びない是等はどうか云ふ考で御在でになるか。

○清野政府委員 是は移轉命令が出て動かす際にも、余程此家の事を顧慮して、必ずしも甲の土地より乙の土地へ遠く飛び離れる事の無いやうにして居ります、又萬一移轉するとすれば新築費を調査して補償審査會の議を経て致して居ります。尙ほ此區劃整理地區内で家屋を建築することは東京府知事の認可を要することになつて居ります。

○横山勝太郎君 東京横濱の假建築物は只今どの位ありますか。

一割沒收を廢する意なきや 立派な建築物の移轉に就て

○清野政府委員 大略二十萬棟です。

◎豫算に違算生ぜざるか

○横山勝太郎君 實は初めは約百萬坪を區劃整理する筈であつたと聞いて居りますが、それが今は三百萬坪位になつてゐるとすれば豫算の上、事業の遂行上からも重大な問題ですが、これも計畫の進行を阻害する一つの原因となつて居ないか御考を承りたい。

○清野政府委員 整理地區は、初めよりも今日は多くなつて居りますが、是は東京市會又横濱市會の決議によりそれに對して政府から補助貸附となつて居りますので、夫々豫算もあります面積の廣い爲に困難が起る事柄は無いと存じます。

◎會計検査院の決定せし違法支出

○横山勝太郎君 十三年度の決算報告の一節に、復興局が購入せし土地九萬千九百四十七坪余の代金千七百二十九萬九千八百四十二圓三十七錢、之に關して検査院の意見は「特別都市計畫法に依れば土地區劃整理の施行に依り一定の制限を超過する潰地を生じたるものに對しては補償審査會の決定する所に依り補償金を交附するの制を設けあるに當局者は此の制に依らざるのみならず土地區劃整理の施行に由り宅地の總面積に幾何の増減を來すや未だ確定せざるの時に當り特に換地として前掲巨額の土地を買収し且つ其の價格に就ても適切ならざるものあり」と申してありますが、之に對する當局の辨明を承りたい、即ち總面積に於て幾何の増減を來たすか分らぬのに復興

興局が無暗に地面を買ひ上げたことはどう云ふ理由であるか、又整理後の土地が餘る結果を生ずるだらうと思ひます。

○清野政府委員 検査院が非難せる法律上の理由は「法律の上で、一割以上の土地が減少した時は補償でやれば宜いではないか、復興局が計畫の十分立たぬ際にも拘らず、潰地を緩和する目的で土地を買ふた事は法律に背いて居る且つ事柄は失當である」斯う云ふ検査院の非難でありました區劃整理をやりますに付ては一割以上土地が減るか減らぬかは確實に近いものは分つて居ります、其計算の上から買つて居ります、法律の上では潰地を緩和する爲に土地を買ふことを規定して居りませぬが禁止も致して居りませぬ、法律論としては會計検査院の解釋には服従することが出来ぬけれども、此検査院の報告中に——一割以上土地の減らぬ所で復興局が土地を買ひました所が茲に引用をせられて論ぜられて居ります検査院の非難は余程無理な苛酷な批評ぢやないかと考へて居ます。

○横山勝太郎君 潰地は、復興局では必要が無いことは勿論です、唯だ關係者の便利の爲に關係者が補償よりも買つて呉れと云ふから買ふた事になりますか。

○清野政府委員 さう云ふ意味ではないのです大體に土地が潰れる、狭くなる爲に營業は出來ても従前より間口は狭くなるので賣りたい人があれば、其土地を買ひ他の家を動かす時分に、幾分でも減り方を少く間口を多く與へたいと云ふ必要もあります。

◎復興局土地買収の真相

豫算に違算生ぜざるか 會計検査院の決定せし違法支出 復興局土地買収の真相 九

○横山勝太郎君 潰地とは地主の方でも利用に困難であるし、復興局も必要なるものは區劃整理に取つてしまつて、餘分の地面が出て来る關係を潰地と言ふのではないかと思ひます、詰り所有者の側から言へば、土地の一部を取られて、残つた部分が利用が出来ない、若くは利用が困難である、斯う云ふ場合に潰地と言ふのだらうと思ふのです法律の精神は其場合には幾らかの賠償金を與へて、所有權の移動がなくなつて済ます意味に出来て居るものと思ふのです、次には此區劃整理の施行に依つて、宅地の總面積に幾何の増減を來すか確定せぬのに、特に換地として従前の土地を廣くすると云ふことを言うて居る點も、御説明を願ひます。

○吉田整地部長 潰地は、特別都市計畫法で區劃整理に依る一割迄は補償しないが、一割以上潰れた場合を申して居ります假に或る宅地の潰地が總面積に對して一割二分とすれば一割を超過する二分に對して補償金が出る。検査委員は其二分は補償金で配當すれば宜しいので、其地面を買ふ必要は無いといふのであります所が検査院では、第二十地區で聊か土地を買過ぎた。二十地區は銀座方面です、銀座方面は大きな道路が附かないので減分率が低く其爲に買過ぎたことになりませんが、それだけ國庫が損失を見たことにはならないのであります。

○横山勝太郎君 潰地の補償金と賣買に依る代金とはどちらが高くなるのですか。

○吉田整地部長 潰地の賣買代金は任意の賣買ですから、大體の標準を定めて居ります其方法は復興局の見積公定相場の様いもので區劃整理の精算勘定の用にも又補償金の算出の用にも使ひます、指數計算に依る増加を基準にして買ふのですが政府側から頼んで買ふ地面ですから、標準相場賣値と置値の仲間相場で、中々買難いのです、いま一つは更地を買ふのです更地とさせて買ふ

が爲に若干其標準相場に對して値上をして買はねばならぬ場合もあります結局標準價格より安く買へますものもありますが、若し超過する時は別の財源で支出します。

◎復興局の綱紀を肅正せよ

○横山勝太郎君 復興局に對して吾々市民の考へは區劃整理の進行を希望して居るものもあり又希望せざる者もありますが制度が有る以上は、此法律の支配を受けなければならぬ兎に角區劃整理が遅々として進行せざる爲に、換地が何處へ行くのか、自分の得た換地がどう云ふ形になるのであるか、又何時頃それが斷行せられるのか、殆ど五里霧中に彷徨して居る有様であります、隨て家を建てる事も出来なければ移轉することも出来ない、震災直後に粗末な「バラック」を建て何時移轉されるか知らぬと云ふ不安の下に住居し營業して居りますが帝都復興の上から見て非常に遺憾であります殊に商人は營業上甚だ迷惑する現に區劃整理で其家は大半壊されなければならぬ場所でも、坪何百圓の費用を掛けて堂々たる本建築をして居る、隣では立派な店舗を造るのに自分は何時區劃整理が来るかも知れぬので手控にして、古い「バラック」に住んで居る、是は衛生の上からも經濟の上からも又帝都の美觀の上からも不利益である。又兎角復興局と何か關係のある人が持つて行けば、必要でない地面も高く買ふ縁のないものは買つて呉れない、整理委員をして居るものは自分の換地を便利な處へ持つて行く、又復興局の役人と多少でも關係があれば、利便を得られると云ふ疑惑が市民にある爲に、此計畫が進行せぬ。一面に於ては復興局の所謂疑獄事件の爲に復興局が、帝都の人民から見れば公明正大でないと思ふ考を或る程度迄は持つて居る

事は、官廳の威信に關し復興事業の妨害となるのであります、今日現はれただけでは復興局の綱紀が肅正されたものではあるまい、是等は綱紀肅正の實を擧げて載きたい。

○清野政府委員 微力ながら御趣意に副ひたいと期します。東京での區劃整理坪數は宅地の總坪數が七百十九萬坪、建築の棟數が十九萬八千、建物の延坪數三百四十萬坪、此中移轉を要する建物の棟數が大體八割と堆測し約十六萬棟は移轉を要する建物と思ひます、其棟數の延坪數二百七十萬坪で此家々に向つて出した移轉命令は二萬には足りませぬ。復興局には現在大小の人間を集めますと五千人から人を使つて居ります。所が幹部中から罪人を出した爲に肩身が狭いことは至極遺憾です。(小完)

代議士 高木益太郎氏述

海外都市と區劃整理

(第五十一議會に於ける衆議院委員會議事録抄)

海外都市と區劃整理目次

- ◎ 惡法區劃整理に難詰百出
- ◎ 海外大都市に實例ありや
- ◎ 果たして違算なきを得るか
- ◎ 違法不當の莫大なる土地買収
- ◎ 伊東已代治伯の卓見に聽け
- ◎ 根本計畫を立直すべし
- ◎ 何故斯様な残酷を敢てするか
- ◎ 共同建築法案は如何にせしや
- ◎ 復興局長官恐縮の辯明
- ◎ 進退兩難の共同建築法案
- ◎ 慘酷な借家人追拂ひの區劃整理
- ◎ 區劃整理は圖面の完了に過ぎず
- ◎ 借地權者に清算勘定を適用するか

——以上——

海外都市と區劃整理

(第五十一議會衆議員
委員會議事録速話抄)

——代議士高木益太郎氏質問速記——

◎ 惡法區劃整理に難詰百出

大正十五年三月二十二日(月曜日)午前十時三十七分開議。三月二十日委員吉津度君辭任に付其後任として安藤正純君を議長に於て選定せり。

◎ 海外大都市に實例ありや

○高木益太郎君 (前略)大正十三年の八月頃までには區劃整理をやり上げると云ふことが公言された當時私は實に笑つた、さう世の中が旨く行くものかどうか、其當時の役人の智識經驗の上に非常な疑を懷いて居つた、然るに十二年十三年十四年十五年、茲に四年目だ、第一に率先して模範を示さねばならぬ第三地區の内務省大藏省が、區劃整理が出来て居るかどうか、國家の經濟でやる所の而も復興事業の活きた模範を示すべき内務省大藏省が、區劃整理をやつて居るか、やつて居ないではないか、内務省が自分が發案して自分で出来ないで、而して罹災市民に迫るのは言語同斷である、常識の上から何人も其非なることを知つて居る。一番役所がやり易い、やり易い場所を今日まで何等着手して居ないとこのところを見ると複雑なる市民居住地の區劃整理は、餘程困難

海外大都市に實例ありや

であらうと思ふ、其當時の委員會の筆記を見れば、七月の末から區劃整理を始め、八月一箇月置いて本建築に着手すると云ふ見込を稻葉土地整理部長が言つて居る、實に愚か極まつた實行の出来ないことを言つて居る。復興局の當局と雖も人間であるから、人間の力で出来ないことを責めることは、あるべきものではない、何が違つて居るか云ふと、最初の年度割が無理である、千四十八萬坪を、一齊に區劃整理するなどは逆も人間の力業で出来るものではない罹災民の生活状態は困難を極めて居る、全く金が無い全體區劃整理には何億を要するかと云ふ問題に付て此間長官は其金額に付て凡その御見込を御話し下さいました、丁度私は十五億と云ふ算盤を採つて居る、長官の御見込も餘り違ひはない十五億の金がなければ復興計畫は出来るものではない、其金をどうして調達するか四苦八苦に苦しんで居る罹災民に、此十五億の固定資本が出来るかどうか是から總ての實行方法を割出さねばならぬ現時のやうな不景氣時代に調達する途が大正十七年八月までにあるか、中々困難な事である日本銀行の今日の兌換券の發行額は十一億である其中一億何千萬は焼けて居る其金を以て縦令制限外發行をしても、此震災地の一方面へ大正十七年八月までに完成が出来るか出来ぬか誰が見ても分る何も復興局の今の人が怠慢と云ふことではない大體本の計畫が無理である之は前々、前内閣の立てた計畫である夫れを其儘襲踏して行はれるものではない是は一つ根本の考を變へて頂かないと結局鼻を突くそれも官僚政治専制政治の時代ならば宜いけれども、今日は民意を採らなければならぬ、立憲内閣である、民意を尊重しなければならぬ時代に、役所が區劃整理をなすべきものをしないで第三地區を放つて置いて弱い市民だけは驅逐することになつた日には其反動は必ず起る餘り市民を幼稚な者として權力關係で行かうなどは非

常な誤りである、根本に立入つて是は立直して行かなければならぬ、私は今年の夏、紐育、市俄古、倫敦、巴里、伯林の文明の大都市の都市計畫を十五日二十日位に分けて見て來た、倫敦でも巴里でも、伯林でも、震災地の此區劃整理のやうな馬鹿けた計畫をやつて居る所は、「箇所もありはしない復興局では亞米利加の「クリーブランド」がどうだと云ふが「クリーブランド」とは自動車や飛行機を捨てる所です、そんな例を以て東京の真中の土一升の徳川三百年以來文化の中心經濟の中心である此場所を飛行機や自動車の製造場と同じやうに取扱ふことは、根本から誤りである。も一つの例は「サロニカ」がどうだ「サロニカ」は希臘の煙草の産地で、南千住位の小さい所、そんな例を以て此東京の真中を律しやうと云ふことが抑々根本の理想が誤つて居る例を取るならば倫敦、巴里を一つ研究しなければならぬ然るにさう云ふ場所に於てそんな都市全體に互つて區劃整理するなどいふ馬鹿けたことをやつて國費を濫費する國は一箇國もありはしない、巴里はどうであるか——巴里はナポレオン三世が、五億三千萬圓の金を擲つて二十五年掛かつて居る、彼の不完全な計畫を二十五年掛かつてやつて居る世界の金を集めて世界の人が巴里の都の繁榮を見ると云ふ其中心が二十五年掛かつて居る、然るに震災地で政府には錢も何もありません。

◎大事業に堪え得る財源ありや

東京市の損害額五十億を恢復するには百年掛からなければ出来ぬと云ふ見込である、其罹災民が五十億の金を擲ち、親を殺し子を殺し、其の上に今の建物は五億何千萬掛かつて居る建物を打毀して十五億の金を注入しやうと云ふ大計畫を、大正十七年までにやれると云ふことは、逆も夢

にも考へられぬ、能く復興當局は桑港の例を擧げるけれども私は地震のあつた後の桑港に行つて見たが、今度又去年行つて見ると、まだ震災の儘になつて手の付かぬ所がある、あの金が有り餘つて困る亞米利加に於てすら、震災後二十一年目にまだ何等手の著かぬ所がある、更に伊太利の「シシリヤ」も、震災後慘澹たる、状態にあります千九百六年に地震があり今日未だ其儘になつて居ります、然るに日本の東京は、大正十七年までに復興事業をやり上げやうと云ふことを、どうして一體言へるか、人間の業として決して出来るものではない根本から立直しをしなければ迎も遣り切れるものではない、政府は唯國民の怨府になるだけで、此内閣が何年保てるかも考へなければならぬ、後の内閣になつて總ての計畫を立直したらどうだ此内閣が幾ら頑張つて國家百年の大計と致しても次ぎの内閣が繰延をしたらどうする復興局の事業だけが繰延が出来ないと云ふ理窟はない、内務省だけで八千六百萬圓を繰延べて居る。出来ない仕事を無理にやるよりは、緩和策を講ずるのが當然ではないか、殊に防火建築の如きは段々と市民から延期の嘆願書も出て居る中々是が大變なもので吾々の算盤に依ると七億位は掛かる、佐野博士の一坪三百五十圓の鐵筋「コンクリート」の算盤を採つて坪數に對つて見ると、七億内外を要する是が果して輒く出来るか、所が建築助成會社の廣告を読んで見ますと、政府は延期を許さぬ方針であるからと書いてある、益々東京市民は戦々兢兢として、必來居た日本橋、京橋、神田、麴町とか云ふ重要地點に住む事が出来ないことを嘆いて居る、又吾々が過去の經驗に依て見ると、一時に是だけのものを順序方法を立てないで建築するとなると、供給過多に陥る、彼方にも空家、此方にも賣家の札を貼ることになる若し此内務省告示、第六十二號に依て防火地區の制定圖の通り漸行するとなれば、迎

も經濟の上に於てやり得ない、何故ならば不燃質の建築は、借地法の第一條に依て六十年の借地權を得るとそこで從來五年十年又は何時なりとも御入用の節は明渡し申すべく候と云ふ借地證を入れて居つた者が、六十年間鞏固なる借地權利を得ることになる、其上に土地の値段が一坪三百五十圓として鐵筋「コンクリート」の四階の建築をする、一階は自分が住まつて、二階三階四階は人に貸さなければならぬ、其上に造作をせねばならぬ、保険料を拂はねばならぬとして東京の中心點に住まつて行けるか、どうか。

◎果たして違算なきを得るか

銀座の國營の煉瓦建築には久しく住む者がなかつた、其煉瓦が今度の震災に何の効果があつたか脆くも焼けてしまつた。此全市全體に一時に本建築をすることになれば、必ず供給過多に陥り現在ですら三萬個の空家がある東京市にどの位の空家が出来るか、算盤が取れぬことになる此復舊計畫は單に繪圖面の計畫ではない、實行の上から御考慮を仰ぎたい。此東京市を一日も早く立派にしたいと云ふことに外ならないのである、然るに足許を見ず手だけ擴けて行くことは考へものだ、私は迎も出来ないと思ふ。出来ないと思つたならば此場合相當なる延期策を取ることが當然ではないか、是は重大な問題であります、御詔勅中にも萬違算なきを期せよと仰せられて居る、違算があつては吾々は相濟まぬ。

◎違法不當の莫大なる土地買収

果たして違算なきを得るか 違法不當の莫大なる土地買収

殊に瀆職事件の發生は土地買上の金額がもう少し少ないものと思つてゐたが土地賣買の金額は政府の御提出によると六千二百八十四萬三千九百四十八圓を復興事業中から、既に土地の買収に費消して居る、之は大變な額である、現に衆議院では教育費の一千萬圓に付ても、非常な議論があつた又信州鹽尻の八哩の鐵道を延長するかせぬかの問題で、鐵道大臣が苦心をせられ是が爲に各黨各派の間にどれ位の激戦があつたか、然るに復興事業では眇たる内務省の一局で六千二百萬圓と云ふ大變の金高を出して居る、之に對して會計検査院は如何なる判斷をして居るか會計検査院は違法支出と云ふ決定をして居る、特別都市計畫事業に於て、土地を收用しやうと云ふならば相當の機關に依て之を收用せねばならぬ、特別都市計畫法は補償審査委員會の決定に依て公然補償することを許して居る、さうでなければ土地收用法に依て、土地收用審査會の決定に依り之を決定することになつて居る、土地收用法に依らず又補償審査委員會の決定にも依らずして相手と膝を交へて隨意契約で土地の買入をなすことは違法だと會計検査院が決定した、是は確に陛下に上奏せらるゝに相違ないが其際には何人も立會はないで會計検査院の長官が陛下に上奏することに今日の制度はなつて居る何が爲に詔勅で「萬違算なきを期せよ」と仰せられて居るに拘らず法律が許して居ないことを隨意契約に依り賣買した乎それを會計検査院が違法だと決定して居る、是は如何なる事かと云ふと、先づ第一に淺草の元工業學校の地面二百四十萬圓の買収に付て二十萬圓の賄賂が出て居る、鍋島さんの地面に於ては一口で二萬圓の賄賂が出て居る、其外六千二百八十四萬圓の地面を買入れたのであるから、百分の五の賄賂を取つたとしても三百萬圓の賄賂となる。どう云ふ人間が關係して居るかと云へば、復興局の整地部長、經理部長、其他、宮原顯三氏の如

き四人の幹部及び其部下である、其金はと云へば血の出るやうな金ではないか、而も此金高は大正十八年から三十箇年賦で東京市民が償還しなければならぬ金ではありませぬか、東京市の道路上水、下水は如何なる状態か、田川大吉郎氏の計算に依ると今は貳億何千萬圓の市債であるか高架鐵道の二億六千萬圓、其他を加へると七億の市債を起さなければ仕事が出来ないことは、何人も認めて居る所である、其場合現在の東京市民は一人で九十何圓の市債を背負ふのである、大正十八年から三十年賦に償還しなければならぬ金の内で六千二百八十四萬三千九百四十八圓は瀆職に依て法規に背いて買入をした土地である。

◎伊東己代治伯の卓見に聽け

吾々市民の考からすると政府のこの計劃なるものは東京市の燒跡一千四十八萬坪全部に區劃整理をする必要はなかつた元は精々本所か深川方面の必要已むを得ざる所の區劃整理をしやうと云ふので東京市全體に區劃整理をやる案ではなかつたことはその當時の鐵道協會の樓上に於ける復興院副總裁の演説に依ても分る今から考へて見ると、最早其當時二十萬圓の賄賂を取る計劃があつたので復興局は十七年限りで潰れて終ふのだから火事泥的に此機會に犯罪行爲を爲したに相違ない瓦斯事件の賄賂額も海軍金剛艦賄賂額も知つて居るが、今度の復興局の賄賂額のやうに大きなものはない、是は東京市民として弾劾せざるを得ぬ、こんなものが復興局の顧門として残つて居るのは怪しからぬ復興局幹部の半數以上は犯罪人で一口二萬圓、二十萬圓の賄賂を取つて居る復興局から出した六千何百萬圓が全部賣主に渡らない賣主の手取金と復興局の出した金との間に差

額がある其差額が何人に行つたか若し此内閣が綱紀肅正をしなかつたならば賣買額は一億になつてゐたかも知れない會計検査院が違法支出なりと決定した金額も他に流用したのだから復興資金は減つて居るに違ひない、東京の土地は百九十七圓を單價にし、又借家人の移轉料は坪七圓五十錢を單價にして居る。こんなことで出来るか出来ぬか明白である。現に此間日本の憲法の起草に干與したる伊東伯に御目に掛かつた所自分は復興事業を一千四十萬坪全體に亘つてやると云ふ考はない自分が復興院に於て委員長としてやつた演説の趣意に依るもそんなことをやることに絶對反對である殊に一割無償提供は憲法違反であると言はれ東京の復興計劃の誤つて居ることを説いた復興審議會に於ける演説筆記を私にくれた其言葉の中に伊東伯が銀座の元時事新報社のあつた所の地面を持つて居る焼ける前は一坪二三千圓の値打があると思つて居つた所が後藤が來て豫算の單價は百九十七圓だと云ふ百九十七圓で尾張町角が買へるか買へぬか、勿論是は豫算の單價でありますけれども、實に馬鹿々々しい話で根本の豫算が誤つてゐる。伊東伯の意見は其當時の憲政會總裁加藤高明子或は政友會總裁高橋是清子と相談の上で、閣外全體を代表した意見で加藤、高橋氏も皆承諾されたことは、其當時の速記で能く分る。

◎根本計畫を立直すべし

それであるから、根本から立直すが相當ではないが、現にやり掛けたる二億四千萬圓の中で、離るべからざる豫算の上に、築港を延し橋梁を延し、六千八百萬圓を繰延べて居る、此復興局の間違つた計劃を直せない筈はない。もう少し實行の出来る、罹災民の苦しませぬ程度に變更を加へる

が當然であります。

それから清算金と補償金は何萬人にどの位支拂ふ計畫か、此豫算案は五百二十二萬七千九百九十六圓で内容が書いてない單に五百二十萬圓を第三追加豫算として政府案を鵜呑にしると云ふことが通るものでない。

◎何故斯様な殊酷を敢てするか

次に補償金と清算金とを差引するのは殘酷でないか補償金は一割を無償提供したあと三分とか五分とかに對しての補償金だ。受ける者は此金を運用して復興に力を盡さうと云ふ金だ、清算金は區劃整理前の地價と區劃整理以後の地價とを比較して茲に清算金が發生する、補償金は移轉命令を發し天引で一割を取り殘餘の地面を補償する金、一方の清算金は豫想的のもの一方は現實的のもの國家は前拂をしなければならぬものを清算金で差引くことになると政府は渡すべきものを押へておいて自分の取扱ふ清算金と差引きする實に罹災民は迷惑であるなせ斯やうな殘酷な事をなさるか罹災民は泣く／＼不公平の處置に服従せねばならぬ一つ御考を願ひたい。

◎共同建築法案は如何にせしや

共同建築の法律案は何時御提案になるか、一面には區劃整理をやれ／＼といつて、一面には其法律が出なければ半分出来ない、出すべきものを出さず、一面に於ては罹災民に移轉命令を發して戦々兢兢とさせる——さうまで恨みを買つてやる必要があるか江木氏は神武以來の暴政だと言つ

根本計畫を立直すべし 何故斯様な殊酷を敢てするか
共同建築法案は如何にせしや

て居る昔の徳川幕府時代の事柄である現に罹災民何千名から請願委員會に請願して居る現在の法規は混亂の時代に拵へたものであるからと云ふので一二人を除く東京市選出議員残らずが提出者若しくは賛成者となつて、法律の改正案がこの議會に出て居る是は決して輕々に見るべきでない長官はどう云ふ御考を持つて居られるか。

◎復興局長官恐縮の辯明

○清野政府委員 區劃整理は元來が無理な計畫を實行して、且つ十七年度に終ることは不可能でないかとの問題に付て昨年の議會で若槻内務大臣より御答を申上げた即ち是が白紙であれば自分としても考があるが今日其計畫の實行に着手して居る且つ困難な事業ではあるが十七年度に終る積りであると内務大臣より答を申上げてあります昨年更に閣議を開かれ此點の決定もあり其の通り實行したい考で居ります。一般の地區には區劃整理を残酷に勵行を迫りながら、官廳自らの所在地である第三地區は何等實行して居らぬと云ふ御叱がありました。が内務其他各省の國務を一日も廢止する事が出来ぬ同地區には幹線が通る此役所を切りては國家執務に差支へますどうしても幹線補助線が通る爲に切られる部分が多い結果二階造りに改造する必要がある然るに二階に改造をする費用まで出すことは法律も許して居りませぬので結局追加豫算を以て二階に改造する費用を大藏省より請求せんければならぬと私は堅く信じて居ります。其點に付て大藏省で議論が極りませぬ決して此第三地區を後に致し一般市民だけに區劃整理を迫る次第ではないのであります。大正十七年の八月に現在の「ブラック」を撤去することになつてゐるが、今の状態で無情にも、又

其時の實情も考へずに斷行するかと云ふことは今日の法令では大正十七年八月に撤去又は轉居すると云ふ言葉はあります。私も十七年の八月に撤去することは如何であらうかと思ひ私は神奈川縣知事の當時、之に對して反對の意を屢々政府に致した次第で之は十七年八月になりて其時の市民の經濟狀況、又疲弊の恢復狀況に依り決定すべき問題と考へます。

防火建築は洵に此百五十萬坪以上の防火建築の制度を布きました事は、今日の市民の力では困難な問題と考へます又困難なればこそ政府は二千萬圓の金を補助し、或は建築會社に助成する手段を執つて居る次第で直に此二千萬圓、又復興債券から廻りし金で數億圓のものが出来るとは考へて居りませぬ。

復興局の失態疑獄は、洵に遺憾千萬恐縮であります復興局の幹部より縲綆の辱しめを受けて居る者が出て居るので、それ等の餘類が澤山居るのではないか、又大陶汰をせぬかとの御話であります。が是は斷じて左様な事はないと申上げて置きたい。及ぶ限り此綱紀肅正に注意を致して居ります。(編者曰く、其後熊野課長以下醜類陸續入監せり)

復興局の土地買収に付、検査院から法律の許さぬ——違法と云ふ決定を受けましたが道路の爲に潰れる土地を緩和する爲に、此土地を買つたのが實際であります。此土地買収に付ても相當注意しましたが不幸にして疑獄の爲に此六千萬圓の大部分に不正が着いて居るではないかとの疑惑を市民に懷かせることは非常に遺憾であります。

移轉料は借家人、借地人合せて坪二十七圓五十錢の單價通りで行はれると思ひませぬ此點に付ては尙注意を致し、決して無理がないやうにしたいと思います。

◎進退兩難の共同建築法案

○清野委員 共同建築法律案は新聞へ私より發表したので借家人の問題であります例へば二人の者の内一人がやらないと異議を唱へた場合に強制をする規定を設けると云ふ極端な話ですが今日の世の中で強制の度を強くすることは、立法として如何かと思ひます、それで原案は三分の二以上が共同建築をやらうと云ふときは、三分の一の者は強制に應ぜねばならぬと云ふことになつて居ます殊に今日は借地人より借家人が非常に夥しい其借家人を追拂ふことは民法の規定に依り六箇月前に解約の申入れをする規定もありますが、同時に共同建築を實行する爲に、其處で營業して居る借家人を追立てることは一般の状況から考慮すべき問題と思ふ、斯の如き法律を急いで出し議會で論難を願ふことは躊躇して居ります原案は組合主義を採つて居りますが、組合を型に入れるよりは法人ではどうか、併し法人を認めるには事柄の性質上永久に涉るべき場合になるべきものではないとの議論もあり確信のある、是ならば穩當と云ふ成案をまだ得ませぬ爲に、此議會へ法律案として出ぬことは深く遺憾に思ひます。

清算金を補償金と差引する事柄は換地が濟めば一遍に始末を付ける性質のものであります、其清算金は十五年度國庫の立替金は五百萬圓東京市の立替金も殖えて参り一般市民が結局其立替金を負擔することになります、隨て同じ人間より清算金を取る場合は補償金だけは差引することになつて居ります。

十五年度に區劃整理の完成する見込の七區、六區、十區、十七區、十六區を申せば徴收を受け

る即ち清算金を出す人間は六地區は百七十五人、十二地區は六百八十二人、十七地區は八百九十一人、十六地區は三百四十八人になつて居ります。

◎慘酷な借家人追拂ひの區劃整理

○高木委員 區劃整理の半分に影響のある共同建築の問題は次の議會の初めに御提案になる御考であるか、どうか。既に半分に關係を持つ以上は、其間區劃整理事業を御中止になるか、どうか。やつた後で又共同建築の法律で建直しをすることは迷惑である。借家人借地人の關係が餘程複雑して居る、即ち借地人追拂ひの慘酷な事情になると云ふのですが、其御精神から言へば、其慘酷の結果を生じないやうに、區劃整理を一時御中止になる結論にならぬと震災後百萬人以上の者が居所を失ふことは大問題である其苦心が共同建築になつて居る之を實施する御決心ならば區劃整理は御中止になるか此議會へ御提出になるかでない、罹災民は甚だ迷惑をする、借家人は一亘追拂はれると肝要な自分の營業、生活の基本たる職業を失ふ結果になる現に伊太利の「シシリー」の震災の結果は二十二萬人の中で今残つて居る罹災民は二萬五千人しか居らぬ。區劃整理をやれば借家人を逐拂ふ結果になると云ふだけでは少しも借家人を保護する法律にはならぬ唯「待て」と云ふだけでは要領を得ぬ出す出さぬに依て共同建築で行かなければならぬ所は非常に影響を持つのですから明白に御答へを願ひたい。

◎區劃整理は圖面の完了に過ぎず

進退兩難の共同建築法案 慘酷な借家人追拂と區劃整理 區劃整理は圖面の完了に過ぎず

復興局の職員は現在どの位の人数を使つて一箇月にどの位の人件費を要するか國の職員と、市の職員も示して戴きたい。既に拂出した現金及公債はどの位であるか、其細目を御示し願ひたい。復興當局は動もすれば復興事業は進捗して居ると云ふが、吾々の見る所では唯圖面が出来て居るだけで現に駿河臺の如きは補償金、清算金は一錢一厘の計算も付いて居ない個人がやつたら無銭飲食詐欺である復興局の完了と云ふのは、圖面を引くことを言つて居るので、本統の仕事の完了ではない、區劃整理に附帶する上下水道、電燈、電話、電車の道などは少しも完了して居ない、明治大學の前を見ると、前の儘の電柱が立つて居る裏通りは茫々と草が生へて居る、裏がないから商ひがなく人民は非常に苦しんで居る。

◎借地權者に清算勘定を適用するや如何

十四年の三月十二日神田區の區劃整理委員が借地人に清算金を適用するや否やを書面で照會した所が、目下協議中、追て答辯すべしとのことで借地人に清算金を適用することは其當時復興局の頭には無かつた其後何時局議を以て借地人に清算金を適用することを御決めたか借地人十二萬人に大變な利害關係を持つ。一體地主だけでなく、借地人にも適用する問題は、復興事業を始めるときに考へねばならぬそれを十二年十三年十四年まで棄て置いて質問すると協議中だとは一體何事である。

それから營業の損害に就ても拂ふか拂はないか。幾ら復興局員が營業をしないからとて營業の損害があることは疑ひない。此委員會の速記には營業の損害は賠償しないと書いてある、隨て清算

に之を見積つてなかつた事は疑ひがない然るに此頃輿論がやかましいから損害を拂ふことになつた。さうすれば一體其損害を幾ら拂ふ積りであるか伺ひたい。政友會の吉植君が内務大臣に對して、此豫算の増加は求めないのかと云つた所が本會議で内務大臣が求めないと言つて居る、求めなければ此範圍を縮少せねばならぬ、然らざれば何處かに豫算科目を喰込むことになる。又借地人に清算勘定を適用するならば借家人にも適用せねばならぬがそれはどうか、例へば日本橋通などは造作だけでも一萬圓も二萬圓もする、借地人だけに損害金を渡して、借家人の横町に放り込まれたものは構はぬことになれば不公平である社會の下層階級を一番閑却する譯には行かぬ、又營業の休止には、此委員會では渡さぬと答へて居る、所が其後渡すことになつたが、其豫算は何處から出したのであるか、其金高は幾らであるか御答辯を求めます。(小完)

實業法律主幹
神田區會議員

石和田八郎著

無道なる區劃整理

|| 市民の居住と營業とは何うなるか ||

自序

回顧すれば彼の大地震火災の直後、東京市の地盤が果して永久に安全な帝都であり得るか、寧ろ焦土となつた今日之を抛棄して別の土地に帝都を設けてはドウカと云ふやうな遷都論が内外に起り、群疑満腹と云ふ時があつた。當時此群疑を一掃するためにも詔書が煥發せられ、東京は依然長久に帝都たる可しと仰せ出された爲めに、初めて大震後の人心が安定したのであつた。當時の内閣が此詔勅の煥發を奏請した理由は假令地震學者が東京市の地盤が危険だと斷案した處で、土一升金一升と云ふが如き東京市の土

二
地があらゆる事業放資の基礎となり、経済的に固定してゐるから多少の危険があるにしても、今更ら遷都などが行ふ可からざる事だと断定したから、人心を惑亂するやうな遷都論などを、一舉に消滅させんためであつたに違ひない。されば之と同様に東京市の地面を極めて不規則に細かく分割して數十萬の市民が所有權を占有し、其の地面の上には借地權や地上權が設定せられ大小の建築物が櫛比して居ると云ふ、市街地を一朝にして區劃整理法と云ふ大きな刷毛で、全く新たな井然たる分割に改めやうとするのは、實に出来ない相談で無理な注文である。尺寸の土地も市民が、所有權を有し、又其の地表には法律で保證された種々の權利が樹立さ

れて居る、故に之等の權利を買収したり、地上の建物を悉く動かすには、非常に多額の經費と時日をかけねば到底出来ぬ話であり又無理な注文である。

出来ぬことを無理にでも演り遂げやうとするから、無理な立法も案出せねばならぬ事となり、所謂無道惡辣な區劃整理法が實現し復興局の當路は遮二無二之を遂行せんとし、今や全市到處で市民と衝突し、徒らに市民を怒らしめ却つて愈々帝都の復興事業を遅延させて居る。

我が日本帝都の爲めに又大東京の復興と繁榮の爲めに市民全般に其所有權の多少は犠牲にもなる雅量があつても欲しいなどと、

役人輩は吹聴するが、世の中には是ほど誤まつた申分はあるまい、公共の名を以て市民の権利を蹂躪し無理に非を遂げんとする者である。焼失地區七百萬坪の一割七十萬坪の民有宅地を天引無償で没取すると云ふ如き、實に憲法の明文をも蹂躪した言語同斷の立法でないか。別に補償金とか、清算勘定とか云ふ規定があるにしても所有權の關係が複雑混合して居るから、迎も公平に解決されやう筈はなく、紛議百出して底止する所を知らない事となるは當然である。其も大震災直後の荒涼たる焼野の原となつた刹那に、復興の非常法として決行するならば兎も角、百萬の假建築を獎勵し満都今や又大震前と同様の繁榮を回復し櫛比する千門萬戸皆汝々

として業を勵む時、折角の努力を根本より破壊せしめんとする如き惡法を強ひんとするは何事ぞ。非常の大事は非常の立法に依らずんば之れを遂行する能はずと云ふが如きは封建時代の事である。百萬市民の所有權を蹂躪して帝都の復興もあるものか、區劃整理もあるものか、只だ是れが憲政に一大汚辱を貽すのみ。此無道な區劃整理を發案したる當時の内相後藤某は蠻爵の綽名あるだけに、或は帝都の復興と都市計劃を一朝に激成し永く自家の聲名を不朽ならしめんと考へたのでもあらうが、是れ實に失笑す可き時代錯誤である。一將功成り萬骨枯れると云ふ、昔の世相を代議政治の今日に期待すると同様でないか。若槻首相が恬然之を蹈襲せんと

するの愚の至りである。以下吾人の指摘するところと八百八街に漲ぎる、器々の不平に鑒み直ちに完膚なき無道なる法規を廢て、官民融和して以て帝都百年の計あらしめよ至囑々々。

節分の日

石和田八郎

無道なる區劃整理

石和田八郎著

緒論

私は現行東京市土地區劃整理に對する各區聯合區劃整理制度改善期成同盟會の一員で。且つ神田區會議員として既に三年始終一貫改善運動に熱中致してゐる一人であります。従つて或る方面からは帝都復興の反逆者、異端者であるかの如き誹りを受けてゐるのでありますが、しかし立憲政治には在野黨の反對論が必要である。私たちの改善運動も市民の利益を中心とする主義として實在し運動として團結し、罹災市民多數の共鳴をかち得てゐる——と私たちは確信する——以上、遮二無二我等の主張に耳を掩

二
ひ臭いものに蓋をする主義で、果して圓滿なる大事業の遂行が期し得られやう道理があらうか。官邊は私たちを無理解である没分曉であるとして一概に片付けるでせうが吾々同志や先輩も狂人や子供ではなし震災以來、四年越しに相當研究もし實驗も經て可なり根強く反對もし改善も主張してゐるからには必ず其處に抜くべからざる理由があるといふことを考へて頂きたいのです。殊に區劃整理の事業は誰れの土地を區劃整理するかといへば、政治家や役人の領分ではない、全く吾々市民の土地、家屋——借家を動かさうとするものである以上、是非の問題は第二段としても、先づ我等市民の意見に傾聽されることが當然であると信ずるのであります。而してそれが私のやうな微力なもの、言ひ分であらうとも必ずや帝都の復興を憂慮せらるゝ各位に取つて將た現行制度に因つて惱まされて居る人々に取つて何程かの御參考にならう、さうして眞個、復興に貢獻し得る所以にならうかと考へるのであります。

實行不可能の證

本論に入るに先だつて申し上げたいことが二三ある。

大正十三年三月十一日内閣總理大臣認可公告による事業執行年度割の決定によると大正十六年まで五ヶ年間の繼續事業となり十四年度末までに約六割を終了しなければならぬことになつてゐる。しかも事實はどうであるか、罹災地全體を六十六地區に分ち、既に足かけ四年間を費して出來上つたのは駿河臺第六地區が漸く目鼻がついたのと濱町第十二地區の一小部分が動きかかつただけである。焼野原そのままなお屋敷町の駿河臺、即行派の急先鋒であつた駿河臺だけの移動にさへ正味一年以上を要したといふことは虚言のやうな事實なのである。残る六十五地區の前途事業の多艱、否、不可能を豫想せず居られやうか、筆者の見を以てすれば寧ろ區劃整理そのもの、不可能を立證したものと謂ふて差支ないのである。況んやその駿河臺第六地區の如きも住

民に取つて最も至大重要の問題である清算勘定については何等手を染めてゐない、この上、清算金を取られるといふやうなことから誰れが一銭の金でも出すものかといふのが偽らざる駿河臺の空氣であるに於てをやであります。又全市の心ある人々は駿河臺の清算勘定の解決ぶりを細心に注目してゐる事と思はれます。

復興當局者としては、成るほど家屋の移動したのは僅かに駿河臺六地區だけであるとしても、既に何十地區は換地を決定した、何十地區は移轉命令を出し終つた、事業は斯くの通り進捗して居ると申しませうが私たちが動かねばならぬ市民の立場として見ると、換地の決定や移轉命令といふが如き机上の評議、事務に屬することは別段六つかしくも何ともない、眞に困難なのは移轉命令を受けてから後、行く處もないこの不景氣に、家財商品を背負ひ多數の家族を引伴れて何處かへ移轉期間中、立退かねばならぬ、たとへ移轉料や休業補償金は若干下附さるゝにしても換地の不公平や損失、家屋の縮少、場合によれば借家人は居所を失ふ危険もあり轉業、轉地、廢業を餘儀なく

される場合もあるなど、それに前途、移轉完了後、清算勘定は何千圓何萬圓取られるかも知らぬなどといふ不安さを考へると、それ等の精神的、物質的損害は復興局の役人が算盤玉で弾き出すやうな單純なものではない、區劃整理の困難なのは要するに机上の論議の問題ではない、現在のこの家屋を實際に繪圖面の通り動かすといふことにあります。

この困難を考へ、四年間を費して僅かに六十六分の一駿河臺だけが動いたといふ事實に徴すると、外國にも例のない斯かる大規模の區劃整理といふこと、焼失地區の家屋を殆ど一軒残らず動かすといふが如き大事業が果して四千萬圓やそこの金で出来るものかどうか（復興豫算は五億圓餘なるも區劃整理費は四千三百萬圓）市民として疑惧の念なきを得ないのです。

内務大臣はその可能を言明し、復興局の役人も、やる積りではあらうが、内閣が更迭すれば大臣の言明はお仕舞ひ。役人も辭職すればそれだけの話といふことになつて

見ると、いつも最後に馬鹿を見るのはお互ひ市民だけといふことを痛切に考へます。六
私自身は、結局區劃整理は現行制度、現行計畫のもとでは完成しないものと斷言して
憚らぬのであります。

整理不進行の眞因

市民生活と没交渉

區劃整理の計畫を立案した人、それを評決した人、並びにそれを實行しやうとする
何千人かの復興局の役人たちに、罹災市民としての體驗がないといふこと、區整に當
面せる商工業者としての複雑な市民生活の心持が殆ど分つてゐないといふことも事業
の圓滿な進行を妨げてゐる重要な原因の一つと考へられます。つまり役人自身が移動
するといふ立場の法律制度でなくて罹災市民を本位としたものでない。尤も何千人か
の官僚や政治家の内には、あの震災に焼け出された人も相當あるでせう。しかしその

人々は是非どこそこに住まねばならぬといふのではない、生活の基本は俸給を貰へば
宜しいのである、その住居は市内であらうと郊外へ移らうと差支へはないのです。然
るに市内罹災區域の商工業者、殊に市民の八割を占むる借家人階級は、莫大な雑作權
利金を投じ尺寸の間口を争ふて營業してゐるので生活の基本は住居である、場所であ
る、それが地主、借地權者、借家人といふ複雑な三角關係となつて居る。加之震災後
の新現象として、他人の地上に權利なくして自ら家屋を建築してゐるものも少なくな
い。現行制度で區劃整理を強行せらるゝとすれば、それ等居住民の蒙る不安と脅威と
苦痛は、郊外に大邸宅を構えてゐる政治家や、省線で通勤してゐる復興局の役人連中
には到底體驗し理解されるものではありません。

一と先づ打切れ

私たちは唯だ漫然と反對してゐるのではない。又區劃整理が親の仇でも何でも無い、
この忙しい時節に大切な業務を抛つて、感情づくや面白半分に反對の出来るものかど

八
うかも考へて頂きたい。調べれば調べるほど現行制度には缺陷が多く到底、完成の見込みがありさうにも思はれぬからであります。私個人の偽らざる告白を云へば、區劃整理は改善してほしいといふよりも不完全なる現行制度の區整は一先づ打切つて貰ひたい。これが家の建たない震災直後の焼野原時代なら一刻を争ふ必要もある。今日のやうに家が建ち揃つて大體震災前の状態に還つて仕舞つた以上は、寧ろ市民の經濟的實力の復興するのを待つて徐々に實力と並進して施行すべきものと思ふ。乃ち私個人としては飽迄現行區整の反對論者であるし私と同じ考への市民諸君も相當多い事と存じますが、しかし法律も制定され豫算も通過してゐる以上、絶對反對といふ議論も立ち難いので團體運動としては改善を目的として進んでゐる次第である。

區劃整理が四年越しの今日、なぜ順調に豫定通り進行しないのか、實際區劃整理は復興豫算五億圓の十分一にも足りぬ小事業でありながら、事實は復興途上の癌腫として悪魔の如く横はつて居る、遅々として進まないのは萬目の認むる所である。なぜ遅々

として進まぬか、それは制度に缺陷が多くして市民が事實上、反對してゐる活きた證據であります。水は低きに流れる、利のある處に人は集まる若し復興局の宣傳通り區劃整理が眞實、市民として結構なものであり市民には決してビタ一文の損もかけぬといふことが事實であるなら市民は大賛成で自發的に動く筈です。それが恰も岩山に車でも押し上げるやうに容易に進まぬのは何故であるか識者は虚心淡懷に考へねばならぬ事と存じます。

反對運動の實力

説者或ひは、改善運動は微弱である一部市民の妄動に過ぎぬといふでせう。又言論機關にある人々としては、區劃整理の反對について各新聞社に投書が集まらないのは反對者の少ない所以であるといふ話も聞きました、如何にも表面に現はれた改善運動は微弱であらう新聞社の讀者欄に反對論の現はれないのも事實である。しかし現行區劃整理に不安と脅威を感じ若しくは反對してゐるのは平素、政治運動、民衆運動など